令和２年度第１回鴨川市健康づくり推進協議会次第

日　時　　令和２年９月17日（木）
　　午後２時から
場　所　　ふれあいセンター　２階
　　コミュニティホール

１　開　　会

２　委嘱状交付

３　あいさつ

４　議　　件
（１）令和元年度保健事業実施状況について
（２）令和２年度保健事業実施計画（案）について
（３）新型コロナウイルス感染症の影響について
（４）健康福祉推進計画の策定について
（５）その他

５　そ の 他

６　閉　　会

［配布資料］
（事前配付分）
・委員名簿
・鴨川市附属機関設置条例
・資料１　健康づくり推進協議会資料
・資料２　令和元年度保健事業実施状況
・資料４　健康増進・地域福祉に係る国・県の主な動向

（当日配布分）
・次第
・席次表
・資料３　新型コロナウイルス感染症の影響について

資料１

健康づくり推進協議会資料

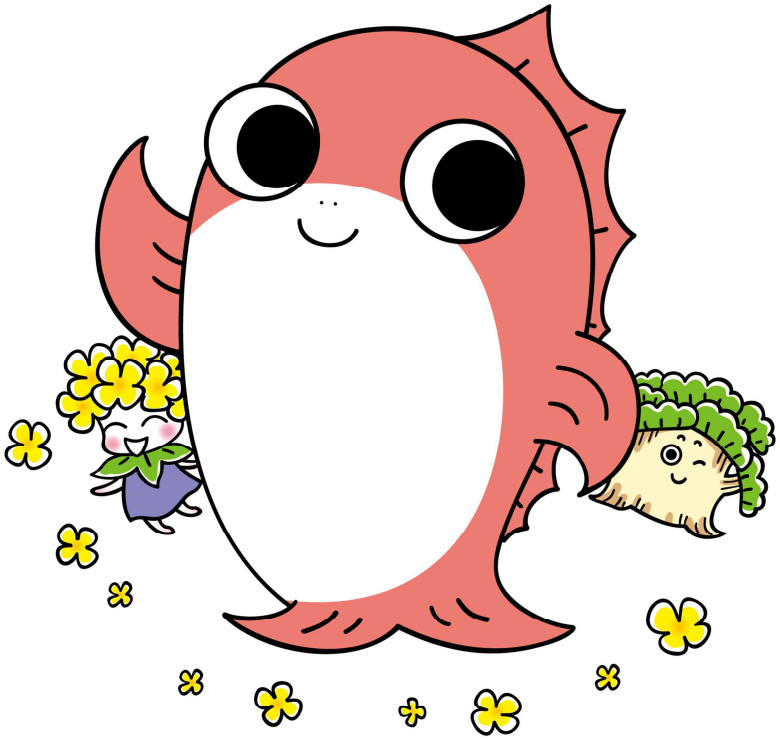

令和２年９月

鴨　川　市

［　目　　次　］

Ⅰ　鴨川市の健康概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　人口構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　主要死因別死亡者数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　３　要介護認定者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　４　出生数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　５　合計特殊出生率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　６　鴨川市国民健康保険の疾病別医療費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・4
　７　医療施設等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　８　医療従事者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

Ⅱ　第２期鴨川市健康増進計画に係る施策・事業の実施状況　・・・・・・・・・・7
　１　ライフステージに応じた健康づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　（１）妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　（２）学童・思春期の健康づくりの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　（３）成年・壮年期の健康づくりの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　（４）高齢期の健康づくりの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　（５）感染症対策の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
　２　生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底　・・・・・・・・・・・・・・・・23
　３　栄養・食生活による健康増進（食育推進計画）　・・・・・・・・・・・・・・27
　４　身体活動・運動による健康増進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
　５　休養・こころの健康づくり（自殺予防対策計画）　・・・・・・・・・・・・・32
　６　喫煙・飲酒対策の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
　７　歯と口腔の健康づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
　８　地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進　・・・・・・・・・40

Ⅲ　令和２年度 重点施策（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

（　付　録　）
　令和２年度　保健事業一覧（案・対象年代別）
　令和２年度　保健事業一覧（案・事業分野別）
　令和２年度　鴨川市各種検診一覧

Ⅰ　鴨川市の健康概況

1　人口構成（平成 31 年）

区分	総数	男	女	割合(%)		平均年齢
				男	女	
千葉県	6,308,561	3,147,608	3,160,953	49.9	50.1	47.1
安房地域	125,236	60,190	65,046	48.1	51.9	58.4
鴨川市	32, 897	15, 761	17, 136	47.9	52.1	55.1
（平成30年）	33,396	15,949	17,447	47.8	52.2	51.8
（平成29年）	33,891	16,198	17,693	47.8	52.2	51.5
（平成28年）	34,247	16,354	17,893	47.8	52.2	51.3
（平成27年）	34,729	16,594	18,135	47.8	52.2	50.9
（平成26年）	35,099	16,755	18,344	47.7	52.3	50.7

区分	人口			割合(%)		
	15歳未満	15-64歳	65歳以上	15歳未満	15-64歳	65歳以上
千葉県	765,342	3,854,573	1,688,646	12.1	61.1	26.8
安房地域	11,655	62,284	51,297	9.3	49.7	41.0
鴨川市	3,134	17,329	12,434	9.5	52.7	37.8
（平成30年）	3,134	17,329	12,434	9.5	52.7	37.8
（平成29年）	3,401	18,015	12,475	10.0	53.2	36.8
（平成28年）	3,511	18,343	12,393	10.2	53.6	36.2
（平成27年）	3,674	18,822	12,233	10.6	54.2	35.2
（平成26年）	3,763	19,337	11,999	10.7	55.1	34.2

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年４月１日現在登録人口）

・鴨川市の人口ピラミッド（平成 31 年）

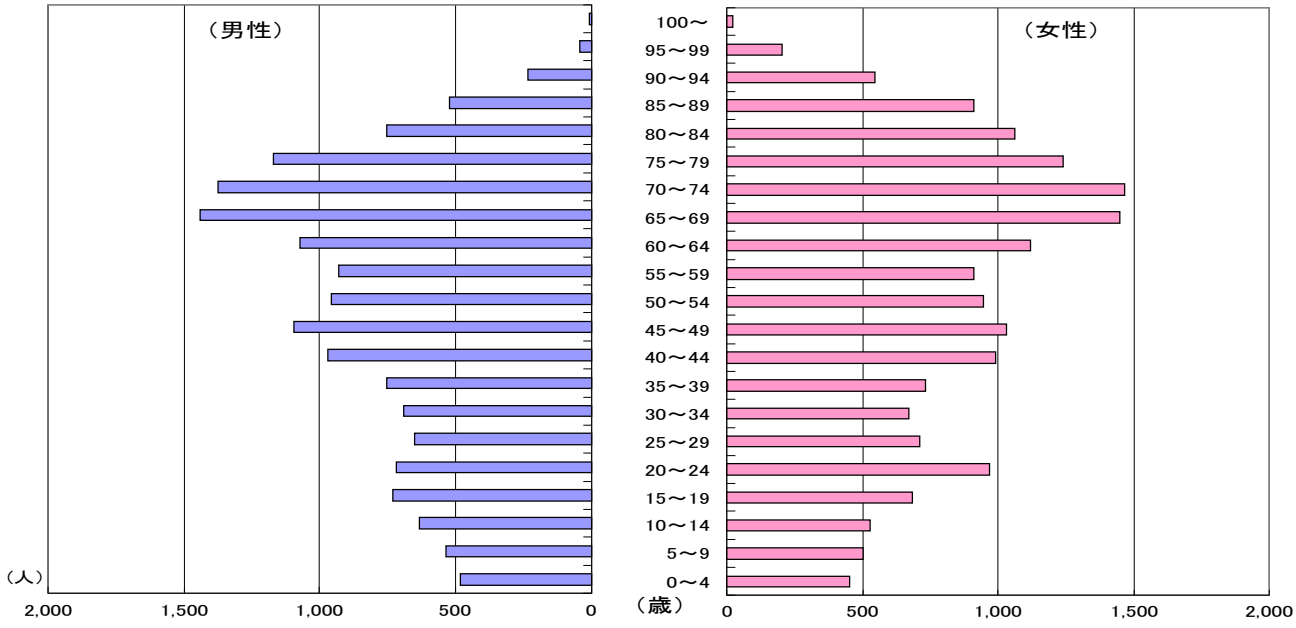

・地区別人口総数、65 歳以上人口及び高齢化率（平成 31 年 4 月）

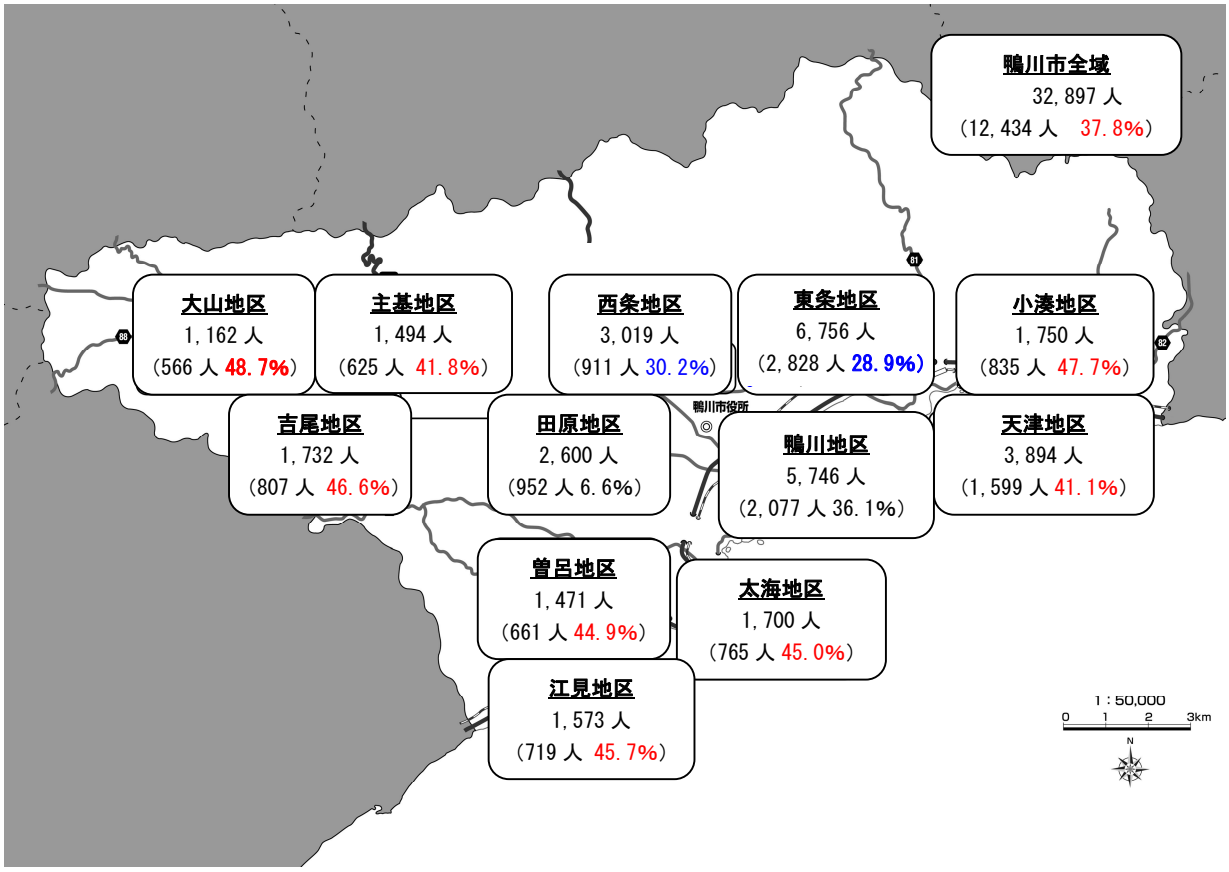

※口内の数値は人口総数、（　）は 65 歳以上人口と高齢化率（65 歳以上人口比率）

字ごとに秘匿措置が講じられているものは人口総数から除外しているため、合計は総人口と一致しない。

2　主要死因別死亡者数

年	総数	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
		死因	人数	死因	人数	死因	人数	死因	人数	死因	人数
平成26年	544	悪性新生物	150	心疾患	76	脳血管疾患	54	老衰	52	肺炎	49
平成27年	561	悪性新生物	121	老衰	88	心疾患	73	肺炎	53	脳血管疾患	48
平成28年	509	悪性新生物	139	心疾患	74	老衰	66	脳血管疾患	46	肺炎	45
平成29年	543	悪性新生物	139	心疾患	84	老衰	72	脳血管疾患	45	肺炎	38
平成30年	545	悪性新生物	144	心疾患	79	老衰	64	脳血管疾患	47	肺炎	41

資料：鴨川市統計書

3　要介護認定者の状況

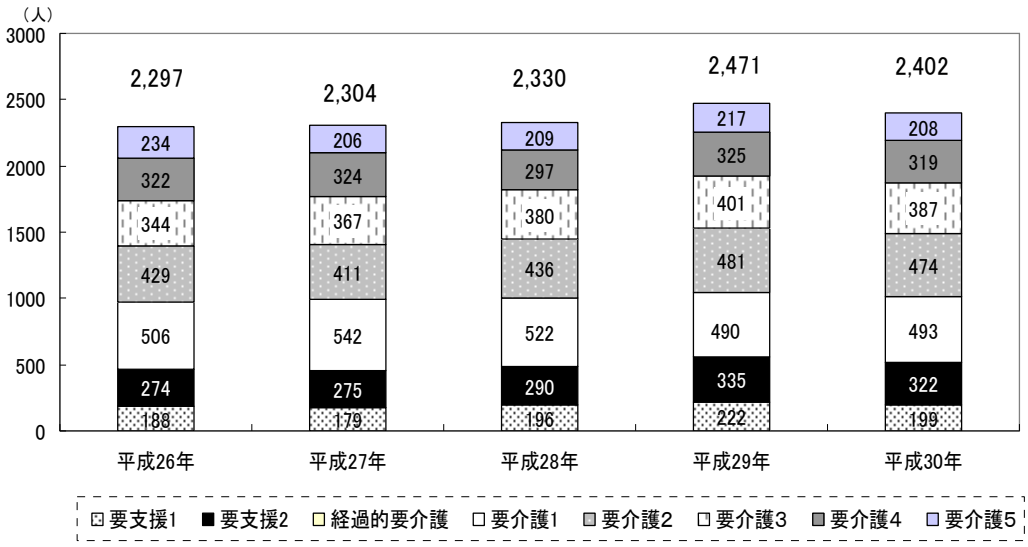

資料：鴨川市統計書（各年 10 月末現在）

4　出生数の推移

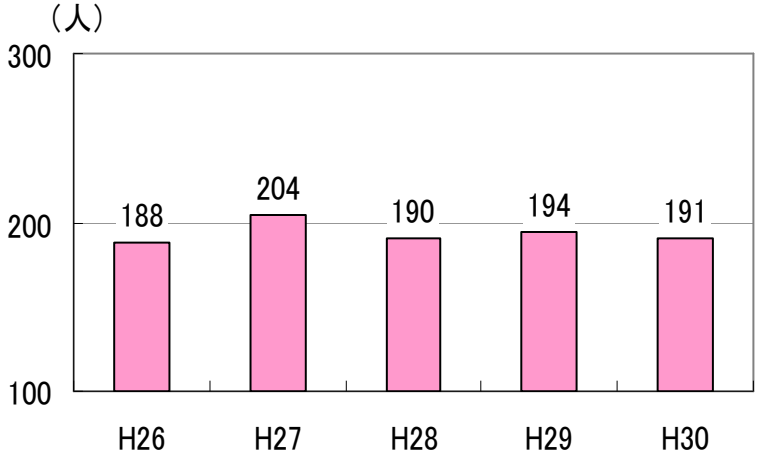

資料：鴨川市統計書

5　合計特殊出生率

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全　　国	1.43	1.32	1.46	1.44	1.43	1.42
千　葉　県	1.33	1.35	1.38	1.39	1.34	1.34
鴨　川　市	1.45	1.14	1.29	1.23	1.36	1.3
	4位	37位	26位	33位	39位	21位

（54市町村中）

６　鴨川市国民健康保険の疾病別医療費の状況

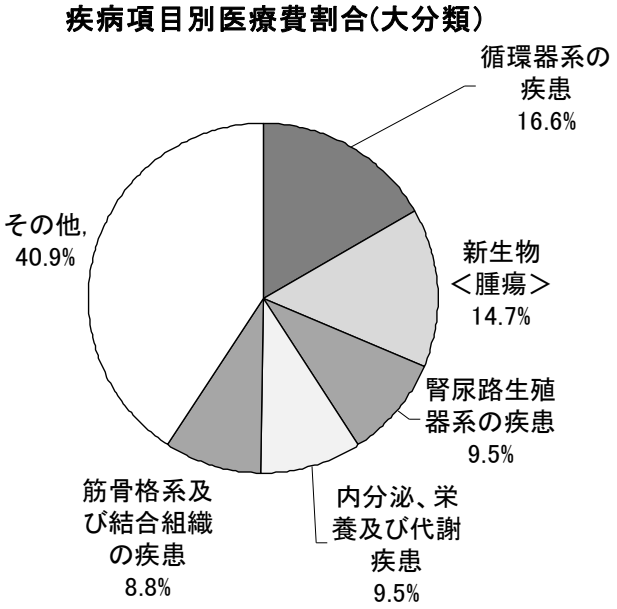

【疾病中分類】

医療費が高い疾病		構成比	医療費(円)
1位	腎不全	7.7%	258,779,728
2位	高血圧性疾患	5.4%	180,396,040
3位	糖尿病	5.2%	176,512,513
4位	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	4.9%	166,343,786
5位	その他の心疾患	4.9%	163,787,422

患者数が多い疾病		構成比※	患者数(人)
1位	高血圧性疾患	38.9%	3,397
2位	糖尿病	38.9%	3,392
3位	その他の消化器系疾患	34.5%	3,016
4位	脂質異常症	27.6%	2,412
5位	症状、兆候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	26.2%	2,289

※中分類における疾病項目毎に集計するため、合計人数は他統計と一致しない（1件のレセプトに複数の疾病があるため）。

患者一人あたりの医療費が高額な疾病		医療費(円)
1位	妊娠及び胎児発育に関連する障害	1,727,565
2位	腎不全	1,165,674
3位	白血病	897,982
4位	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	491,016
5位	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	467,478

資料：鴨川市国民健康保険　第２期データヘルス計画　第３期特定健康診査等実施計画

7　医療施設等の状況

・医療施設数

	施設数						人口10万対施設数		
	病院	精神病院	一般病院	療養病床を有する病院	一般診療所	歯科診療所	病院	一般診療所	歯科診療所
千葉県	287	34	253	121	3,791	3,269	4.6	60.6	52.3
安房地域	16	2	14	10	87	57	12.7	69.0	45.2
鴨川市	7	1	6	4	17	11	21.2	51.4	33.3

資料：平成 30 年千葉県衛生統計年報

・病床数

区分	病床数							人口10万対						
		精神	感染症	結核	療養	一般	一般診療所		精神	感染症	結核	療養	一般	一般診療所
千葉県	59,700	12,518	58	124	10,803	36,197	2,295	954.4	200.1	0.9	2.0	172.7	578.7	36.7
安房	2,839	747	4	－	678	1,410	140	2,250.8	592.2	3.2	－	537.5	1,117.9	111.0
鴨川市	1,550	209	－	－	316	1,025	38	4,685.9	631.8	－	－	955.3	3,098.7	114.9

資料：平成 30 年千葉県衛生統計年報

・介護保険施設

	介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
	施設数	定員	常勤換算従事者数	施設数	定員	常勤換算従事者数	施設数	病床数	常勤換算従事者数
千葉県	326	20,980	13,815	161	14,672	9,042	18	1,060	770
安房地域	16	862	540	10	756	511	5	94	163
鴨川市	4	208	138	1	100	63	3	71	85

資料：平成 29 年千葉県衛生統計年報（H29. 10. 1 現在）

８　医療従事者の状況

医師・歯科医師・薬剤師数

	医師等の数（人）			人口10万対（人）		
	医師	歯科医師	薬剤師	医　師	歯科医師	薬剤師
千　葉　県	12,586	5,153	14,282	192.4	80.3	185.2
安　　房	583	119	323	451.9	93.6	233.1
鴨　川　市	418	49	150	1,251.6	148.1	417.2

資料：平成 30 年千葉県衛生統計年報（H30.12.31 現在）

就業看護職員数（実人員）

	計	保健師	助産師	看護師	准看護師
千　葉　県	58,508	2,084	1,497	45,202	9,725
安　　房	2,587	96	63	1,866	562
鴨　川　市	1,382	47	50	1,130	155

資料：平成 30 年千葉県看護の現況（H30.12.31 現在）

Ⅱ　第２期鴨川市健康増進計画に係る施策・事業の実施状況

１　ライフステージに応じた健康づくり

（１）妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進

施策・事業

・健診未受診者や経過観察児のフォローの充実および子育て支援担当の部署、医療機関、保育園等の関係機関との連携体制の構築を図る。
・健全な妊娠・出産・育児ができるよう、スクリーニングやアセスメントにより、母子の置かれた育児環境を分析し、産前産後ケアを見据えた支援を推進する。
・母子のニーズと子育ての傾向について把握し、それらを考慮した健康教育や健康相談等の充実に努め、子育てが円滑に進むよう支援する。
・早期から児の発達課題に応じた支援ができるよう、保護者からの悩みに寄り添いながら支援する。
・妊娠から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合相談支援を行う子育て世代包括支援センター機能の整備を行い、切れ目のないよう支援する。

28･29･30・1 年度実施事項

○ 健康診査

・乳幼児健診（ふれあいセンターで実施）

乳児健診（５～６か月児）	H28　６回／年、実施数　181 人/193 人 H29　６回／年、実施数　186 人/200 人 H30　６回／年、実施数　158 人/168 人 R 1　６回／年、実施数　177 人/191 人
１歳６か月児健診	H28　６回／年、実施数　174 人/180 人 H29　６回／年、実施数　191 人/196 人 H30　６回／年、実施数　189 人/191 人 R 1　６回／年、実施数　169 人/176 人
３歳児健診	H28　６回／年、実施数　197 人/204 人 H29　６回／年、実施数　187 人/195 人 H30　６回／年、実施数　174 人/178 人 R 1　５回／年、実施数　151 人/157 人

・妊婦乳児一般健康診査
医療機関における受診（妊婦 14 回、乳児２回）に対し一定額を助成
（H28）　妊婦 延べ　2851 件、乳児 延べ　316 件
（H29）　妊婦 延べ　2297 件、乳児 延べ　312 件
（H30）　妊婦 延べ　2787 件、乳児 延べ　269 件
（R 1）　妊婦 延べ　2282 件、乳児 延べ　303 件

○ 健康相談

・のびのび相談（乳幼児専門相談）
発育発達に心配のある児についての小児科による個別相談、経過観察を実施
（H28）　６回／年、延べ 18 人
（H29）　６回／年、延べ 21 人
（H30）　６回／年、延べ 16 人
（R 1）　６回／年、延べ 17 人

・ぐんぐん相談（3 歳児検診事後フォロー及び乳幼児専門相談）
主に健診において事後フォローが必要となった児を対象に、再検査及び発育発達に心配の

ある児について臨床心理士による個別相談を実施
（H28）　６回／年、延べ 26 人
（H29）　６回／年、延べ 35 人（実 31 人）
（H30）　６回／年、延べ 32 人（実 29 人）
（R 1）　６回／年、延べ 31 人（実 29 人）

・妊婦健康相談
母子健康手帳交付時に保健師が面接を行い、保健指導等を実施。その際に要支援者（ハイリスク妊婦）を把握
（H28）母子健康手帳交付数 224 件(転入 16 件)ハイリスクとして把握した妊婦延べ 62 人
（H29）母子健康手帳交付数 196 件(転入 10 件)ハイリスクとして把握した妊婦延べ 63 人
（H30）母子健康手帳交付数 211 件(転入 11 件)ハイリスクとして把握した妊婦延べ 62 人
（R 1）母子健康手帳交付数 198 件(転入 15 件)ハイリスクとして把握した妊婦延べ 62 人

○ 健康教育
・パパママ学級
妊娠５～８か月の妊婦とその家族を対象に、妊娠、出産、育児に関する集団指導を実施
（H28）　５回／コースを年３コース　参加者数 42 人(妊婦延べ 110 人、夫等延べ 36 人)
（H29）　５回／コースを年３コース　参加者数 61 人(妊婦延べ 109 人、夫等延べ 37 人)
（H30）　５回／コースを年３コース　参加者数 64 人(妊婦延べ 114 人、夫等延べ 32 人、母延べ 3 人)
（R 1）　５回／コースを年３コース　参加者数 61 人(妊婦延べ 88 人、夫等延べ 38 人、母延べ 3 人)

・パパママ学級同窓会
パパママ学級受講者（産後３～６か月の母親と子ども、その家族）を対象に保健指導等を実施
（H28）　３回／年開催、参加数 20 人（産婦延べ 20 人、子ども延べ 20 人）
（H29）　３回／年開催、参加数 16 人（産婦延べ 16 人、子ども延べ 16 人、兄弟 1 人）
（H30）　３回／年開催、参加数 14 人（産婦延べ 14 人、子ども延べ 14 人、兄弟 2 人）
（R 1）　３回／年開催、参加数 16 人（産婦延べ 16 人、子ども延べ 16 人、兄弟 2 人）

○ もぐもぐ教室(離乳食教室)
2 回食開始前後から概ね 1 歳までの乳児を対象に予約制にて健康教育や保護者への離乳食試食提供、個別相談を実施。
（H29）　４回／年、延べ 27 人
（H30）　４回／年、延べ 16 人
（R1）　４回／年、延べ 14 人

○ 訪問指導等
・訪問指導
妊産婦及び新生児等を対象に、保健師等が家庭を訪問して保健指導を実施
（H28）　延べ 468 人（妊産婦 135 人、新生児（未熟児含む）96 人、乳幼児等 237 人）
（H29）　延べ 351 人（妊産婦 87 人、新生児（未熟児含む）75 人、乳幼児等 189 人）
（H30）　延べ 385 人（妊産婦 140 人、新生児（未熟児含む）110 人、乳幼児等 135 人）
（R 1）　延べ 490 人（妊産婦 179 人、新生児（未熟児含む）96 人、乳幼児等 215 人）

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
市内すべての乳児のいる家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況等を把握
（H28）180 人(うち保健師訪問数 153 人(新生児訪問同時 57 人)、主任児童委員訪問数 27 人)
（H29）196 人(うち保健師訪問数 152 人(新生児訪問同時)60 人)、主任児童委員訪問数 44 人)
（H30）193 人(うち保健師訪問数 172 人(新生児訪問同時)97 人)、主任児童委員訪問数 21 人)
（R 1）172 人(うち保健師訪問数 157 人(新生児訪問同時)75 人)、主任児童委員訪問数 15 人)

○ 母子保健医療対策総合事業

・妊娠・出産包括支援支援事業のうち、「産後ケア事業」を実施。（H28.11 月～）
委託医療機関の助産師による自宅訪問であり、母子の心身のケアや育児サポート等の実施。
（H28）１件　（H29）0 件　（H30）2 件　（R 1）1 件

○特定不妊治療費助成事業

・医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精及び、これらと合わせて行う男性不妊治療を含む。）に要する費用の一部を、平成２９年４月１日以降に開始した治療から対象として助成を実施。

（H29）　・特定不妊治療　助成人数５人　延べ８件　　・男性不妊治療　０人
（H30）　・特定不妊治療　助成人数１２人　延べ１９件　　・男性不妊治療　０人
（R 1）　・特定不妊治療　助成人数１２人　延べ１７件　　・男性不妊治療　０人

28 年度重点事項

（１）育児支援の充実
・子育て支援センター事業連携による「赤ちゃんデー」での相談体制の充実のため、子ども支援課非常勤栄養士と非常勤保健師との連携を図る。
・子育てＯＵＲＳが開園するため、連携体制の検討・実施

（２）子ども発達支援センター開設に向けた検討
・平成29年度開設に向け、子ども支援課、福祉課障害福祉係、学校教育課等関係機関との連携を強化し、障害児（疑い含む）への支援体制整備に努める。

（３）妊娠→出産→育児への切れ目のない育児支援体制の充実
・関係機関や関係職種との連携支援体制は出来てきているが、さらに育児不安の軽減及び虐待予防のため、産後ケア事業（医療機関委託）の実施検討をする。

29 年度重点事項

（１）育児支援体制の充実
・子育て包括支援センター機能の充実に向けて、妊娠届出時の面接内容や媒体の検討を図り、他部署との情報共有などの連携体制の整備を図る。
・離乳食教室（もぐもぐ教室）を開催し、離乳食に関する相談支援の充実を図る。
・子ども支援課が実施する４か所の子育て支援室や「赤ちゃんデー」「はかってみよう」の支援。

（２）子ども発達支援センター開設に伴い、母子保健部門としての障がい児支援体制の整備
・子ども発達支援センター開設に伴い、子ども支援課、福祉課、学校教育課等及び関係機関との連携を強化し、母子保健部門としての障がい児（疑い含む）への支援体制の整備に努める。

（３）妊娠→出産→育児への切れ目ない支援体制の充実。
・医療機関との連携を図り、産後ケア事業（医療機関委託）を継続実施することで、育児不安の軽減及び虐待予防に努める。

（４）特定不妊治療費等助成事業の開始に伴う住民周知と相談体制の充実

30 年度重点事項

（１）育児支援体制の充実
・離乳食教室（もぐもぐ教室）について、内容の検討を図りながら、悩みを解決できるような教室の開催を目指す。

（２）・妊娠→出産→育児への切れ目ない支援体制の充実。
・子育て包括支援センターの体制整備をし、妊娠期からの支援の充実を図る。

1年度重点事項
（１）妊婦のケース会議を継続実施し、スクリーニングの結果によって全数セルフケアプランまたはケアプラン作成し、支援の充実を図る。 （２）産後ケア事業について、乳児健診等の機会を捉えてアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努める。必要に応じて、医療機関と産後ケア事業の内容等調整していく。 （３）過去３年間の評価をし離乳食教室内容の再検討を図り、事業継続に努める。 （４）両親学級の内容の検討を図り、参加者の増加、妊娠期からの支援に努める。
課　題
（１）子育て包括支援センターとしての機能充実に向けて、スクリーニング強化を図っているが、媒体等見直しながら全ての妊婦に対するアプローチの検討が必要。 （２）産後ケア事業について訪問型のみ実施しているが、支援方法を検討していく上で、まずはニーズを把握していく必要がある。 （３）妊娠期からの切れ目ない支援のために両親学級の内容の検討や、事業開始後３年が経過した離乳食教室について、アンケート調査によるニーズ把握を行い、内容の検討が必要。

【ライフステージに応じた健康づくり】 主な指標と対象			市現状						市目標
			計画策定時	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	32 年度
乳幼児健康診査	受診率	乳児健診	97.2%	93.8%	93%	94%	93%		増加
		１歳６か月児健診	97.9%	96.7%	97.4%	99%	96%		増加
		３歳児健診	94.7%	96.6%	95.9%	97.8%	96%		増加
	未受診者の把握率	乳児健診	100%	100%	100%	100%	100%		100%
		１歳６か月児健診	100%	100%	100%	100%	100%		100%
		３歳児健診	100%	100%	100%	100%	100%		100%

（２）学童・思春期の健康づくりの推進

施策・事業

・学童期から、子どもたちが健康に関する正しい知識を身に付け、望ましい生活習慣の実践につながるよう、教育分野との連携により、検診事後指導及び健康教育の充実を図る。
・家族参加型の教室や講習会を開催し、保護者への健康と食に関する情報の発信を行うなど、学校や家庭で健康の大切さを理解できるような機会の提供を図る。
・望まない妊娠、未熟な保護者などの妊娠・出産の現状から、教育委員会・学校・助産師等と連携し、思春期への正しい知識の普及や心の成長に向けた支援の充実を図る。

28･29･30･1 年度実施事項

〇小児生活習慣病予防検診事後指導

小学５年生、中学２年生を対象とする「小児生活習慣病予防検診」の結果に基づき、有所見者とその保護者に対して保健師又は管理栄養士が個別指導を実施(集団指導は各小中学校の養護教諭が実施)

（H28）　検診結果：受診者数 521 人、有所見者数 114 人、有所見率 21.9%
　　個別指導：実施者数 31 人、実施率 27.2%
（H29）　検診結果：受診者数 432 人、有所見者数 100 人、有所見率 23.1%
　　個別指導：実施者数 48 人、実施率 48.0%
（H30）　検診結果：受診者数 392 人、有所見者数 107 人、有所見率 27.3%
　　個別指導：実施者数 45 人、実施率 42.1%
（R1）　検診結果：受診者数 468 人、有所見者数 120 人、有所見率 25.6%
　　個別指導：実施者数 61 人、実施率 50.8%

〇健康教育

・おやこ食育教室

学童・保護者を対象に、食育に関する講話や親子での料理実習を各小学校及びふれあいセンターで実施

（H28）　6 回／年、参加者数 368 人
（H29）　8 回／年、参加者数 431 人
（H30）　8 回／年、参加者数 463 人
（R1）　5 回／年、参加者数 382 人

28 年度重点事項

（１）子どもの健康状況の家庭及び地域における健康課題としての一層の意識づけを行うため、指導の充実を図るとともに、関係機関との協働による効果的な方策を引き続き検討する。
（２）正しい生活習慣を親子で取り組む体制づくりの強化を図る。

29 年度重点事項

（１）子どもたちが健康に関する正しい知識を身につけ、望ましい生活習慣を実践できるよう、教育分野との連携により、小児生活習慣病予防健診の事後指導及び健康教育の充実を図る。
（２）正しい生活習慣に親子で取り組む体制づくりの強化を図る。

30 年度重点事項

（１）子どもたちが健康に関する正しい知識を身につけ、望ましい生活習慣を実践できるよう、教育分野との連携により、小児生活習慣病予防健診の事後指導及び健康教育の充実を図る。
（２）食生活改善協議会と協働し、正しい生活習慣に親子で取り組む体制づくりの強化を図る。

1年度重点事項
（１）教育分野との連携により、子どもたちが自分の体に関心を持ち、健康に関する正しい知識を身につけ、望ましい生活習慣を実践できるよう、小児生活習慣病予防健診の事後指導及び健康教育の充実を図る。 （２）食生活改善協議会と協働し、食の重要性を学び、親子で調理を楽しみながら食への関心を高める機会等の体制の強化を図る。
課　題
（１）学校や家庭に対し、子どもの健康状況を健康課題として生活習慣病予防に取り組む （２）生活習慣病有所見者に対する保健指導率の増加

【ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞに応じた健康づくり】 主な指標と対象		市現状						市目標
		計画策定時	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	32年度
小児生活習慣病予防検診の有所見率	小学5年生 中学2年生	32.8%	21.9%	23.1%	27.3%	25.6%		減少
個別指導実施率	小学5年生 中学2年生	48.2%	27.2%	42.0%	42.1%	50.8%		増加

（３）成年・壮年期の健康づくりの推進

施策・事業

・メタボリックシンドロームやがんなど生活習慣病の予防と早期発見のために、各種検診受診率の向上を図る。特に若い世代においては、健康づくりの関心度を高める環境づくりに努める。
・日常的な生活活動量の増加や、適切な運動習慣・食習慣の定着化など、心身の健康の保持増進のための情報を広く発信しながら、活用しやすい地域資源の開発を推進する。
・メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導の実施率向上とともに、糖尿病の重症化予防を重点とした保健指導の充実を図る。

28･29･30･1 年度実施事項

○ 各種検（健）診　　※「２ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」において詳述

○ 健康教育

・からだすっきり教室

生活習慣病予防のための食事管理や運動の重要性の啓発を図るため､主に 40～64 歳の者を対象に教室を開催

（H28）　6 回 1 コース、修了者　14 名　　＊特定保健指導と合同開催
（H29）　3 回 1 コース、修了者　3 名　　＊フォローアップ教室として開催
（H30）　6 回 1 コース、修了者　9 名　　＊特定保健指導と合同開催
（R1）　3 回 1 コース、修了者　4 名　　＊フォローアップ教室として開催

○ イベント等

・鴨川ヘルスサポーターの会ウォーキング事業

自らの健康づくりに関心のある市民等で組織化し、主に運動からの健康づくりを中心に活動。鴨川ヘルスサポーターの会主催

（H28）　開催回数：ウォーキング 3 回／年、参加者数 101 人（延）
　　屋内レク・体操 2 回／年、参加者数 34 人（延）
（H29）　開催回数：ウォーキング 5 回／年、参加者数 156 人（延）
（H30）　開催回数：ウォーキング 3 回／年、参加者数 70 人（延）
（R1）　開催回数：ウォーキング 3 回／年、参加者数 78 人（延）

28 年度重点事項

健康づくりに関して広く周知・啓発を実施し、多様な地域資源を健康づくりに活用する。
⇒健康教室、生活習慣予防に関する健康教育の場において地域資源（鴨川ヘルスサポーターの会、公民館活動等）を広く周知

29 年度重点事項

（１）各種検診受診率の向上及び要精検者・要治療者のフォロー強化
（２）重症化予防対策の強化及び働き世代の食育の強化

30 年度重点事項

（１）各種検診受診率の向上及び要精検者・要治療者のフォロー強化
（２）重症化予防対策の強化及び若年世代の食育の強化

1 年度重点事項

（１）各種検診受診率の向上。特に、特定健康診査の受診率向上を図る。
（２）要精検者・要治療者のフォロー強化
（３）重症化予防対策の検討および若年期からの減塩を中心とした食育の強化

課　題

（１） 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、各種検診の円滑な実施。
（２） 活用すべき地域資源の開発

【ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞに応じた健康づくり】主な指標と対象		市現状						市目標
		計画策定時	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	32年度
40～74歳国保加入者のうち、運動や食生活等の生活習慣改善に取り組んでいる人の割合＜特定健診質問票＞※	６か月以上継続の場合	23.9%	25.7%	27.9%	25.7%	24.7%		25%
	６か月未満継続の場合	7.7%	7.5%	7.0%	8.0%	7.4%		12%

※該当年度の前年度法定報告値による。

（４）高齢期の健康づくりの推進

施策・事業

（１）介護予防把握・評価事業

・福祉総合相談センター等の関係機関や民生委員、生活支援・介護予防サポーター等のボランティアと連携し、生活機能の低下により、要支援・要介護になる恐れのある高齢者を早期に発見し、早期対応に努める。

・介護予防事業の参加状況や人材・組織の活動状況、地域の健康課題の分析等評価を行い、より効果的な施策展開につなげる。

（２）介護予防普及啓発事業

・高齢者が多く集まる機会を利用し、ロコモティブシンドロームや低栄養、認知症の予防、口腔機能向上等を目的とした介護予防に関する知識の普及・啓発に努める。

・地域における自主的な介護予防の取り組みへの支援を行うとともに、ボランティアを対象とした介護予防教室の実施や、リハビリ専門職等による支援を行い、介護予防に関するボランティア団体の面的・量的な拡大と質的転換を図る。

（３）地域介護予防活動支援事業

・関係機関と連携しながら、サポーターの育成・支援に努めるとともに、まだサポーターが養成されていない地区における新たな育成を進める。

28･29･30･1 年度実施事項

○ 介護予防把握事業

要介護状態となるおそれの高い高齢者について、地区活動や高齢者健康教室等において基本チェックリスト（生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動、口腔、栄養など 25 項目をチェック）を実施することにより把握

（H28）　基本チェックリスト実施数　89 人、生活機能の低下がみられた者　40 人

（H29）　基本チェックリスト実施数　63 人、生活機能の低下がみられた者　23 人

（H30）　基本チェックリスト実施数　26 人、生活機能の低下がみられた者　15 人

（R1）　基本チェックリスト実施数　27 人、生活機能の低下がみられた者　14 人

○ 介護予防普及啓発事業

・介護予防教室

生活支援・介護予防サポーター等、地域で活動しているボランティアを対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発を図る。

（H28）　介護予防教室　対象　概ね 75 歳までのボランティア活動者

８回/年、参加者（修了者）数 20 人

（H29）　介護予防教室　対象　概ね 75 歳までのボランティア活動者

６回/年、参加者（修了者）数 19 人

（H30）　介護予防教室としては実施せず、高齢者サロンや老人クラブ等、地域に出向いて介護予防に関する教育を実施。

（R1）　高齢者サロンや老人クラブ等、地域に出向いて介護予防に関する教育を実施。

・認知症予防教室（あたますっきり脳活性化教室）

軽度認知障害の恐れのある者を早期に発見し、認知機能の低下を防ぐことを目的として、脳活性化プログラム（シナプソロジー）を取り入れた教室を実施。

（H29）12 回コース 2 会場（天津会場/吉尾会場）　参加者数 46 人（修了者数 37 人）

（H30）12 回コース 1 会場（江見会場）　参加者数 16 人（修了者数 14 人）
（R1）　12 回コース 1 会場（鴨川会場）　参加者数 27 人（修了者数 18 人）

・しらかば会（高齢者健康教室ＯＢ会）

高齢者健康教室の自主団体に対して、介護予防の視点から支援を実施

（H28）　活動回数延べ 10 回／年、会員数 125 人　全体会年４回、支部会年６回
参加延べ人数　695 人

（H29）　活動回数延べ 10 回／年、会員数 123 人　全体会年４回、支部会年６回
参加延べ人数　721 人

（H30）　活動回数延べ 10 回／年、会員数 122 人　全体会年４回、支部会年６回
参加延べ人数　796 人

（R1）　活動回数延べ９回／年、会員数 117 人　全体会年３回、支部会年６回
参加延べ人数　629 人　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため 1 回中止

・介護予防イベント等の支援

（H28）　清澄・四方木交流会（天津小湊介護予防サポーター、天津地区社協共催）
レクリエーション、軽食の提供など。開催 1 回、地域参加者数 15 人
元気でい鯛まつり（天津小湊介護予防サポーター主催）
アトラクションや作品展示、軽食提供など。開催 1 回、地域来場者数 132 人
健康づくり講演会（長狭地区健康推進協議会主催、大山・吉尾・主基地区社会福祉協議会協力）
ロコモティブシンドローム予防をテーマとした講演会と体力年齢測定（ロコモ度テスト）を実施。開催 1 回、来場数 78 人　体力測定実施者 61 人

（H29）　清澄・四方木交流会（天津小湊介護予防サポーター、天津地区社協共催）
レクリエーション、軽食の提供など。開催 1 回、地域参加者数 17 人
元気でい鯛まつり（天津小湊介護予防サポーター主催）
アトラクションや作品展示など。開催 1 回、地域来場者数 124 人
健康づくり講演会（長狭地区健康推進協議会主催、大山・吉尾・主基地区社会福祉協議会協力）
ロコモティブシンドローム予防をテーマとした講演会と体力年齢測定（ロコモ度テスト）を実施。開催 1 回、来場数 59 人　体力測定実施者 56 人

（H30）　元気でい鯛まつり（天津小湊介護予防サポーター主催）
アトラクションや作品展示など。開催 1 回、地域来場者数 145 人
健康づくり講演会（長狭地区健康推進協議会主催、市共催）
ロコモティブシンドローム予防をテーマとした講演会と体力年齢測定（ロコモ度テスト）を実施。開催 1 回。来場者 73 人。体力測定実施者 61 人

（R1）　元気でい鯛まつり（天津小湊介護予防サポーター主催）
アトラクションや作品展示など。開催 1 回、地域来場者数 160 人
健康づくり講演会（長狭地区健康推進協議会主催、市共催）は大雨被害で中止

・健康教育・健康相談

高齢者サロンなどで、保健師・管理栄養士等による健康教育や健康チェックなどを実施

（H28）　実施箇所 132 箇所、健康教育延べ人数 2,790 人、健康相談延べ人数 1,774 人
（H29）　実施箇所 143 箇所、健康教育延べ人数 2,856 人、健康相談延べ人数 1,794 人
（H30）　実施箇所 168 箇所、健康教育延べ人数 3,386 人、健康相談延べ人数 1,587 人
（R1）　実施箇所 113 箇所、健康教育延べ人数 2,312 人、健康相談延べ人数 1,197 人

・口腔機能の向上（歯の健康に関する講話）※再掲

65 歳以上の高齢者を対象に、高齢者サロンなどにおいて、“健口体操”などの歯科口腔保健指導を実施

（H28）　歯の健康に関する講話　高齢者サロン参加者等延べ 111 人
（H29）　歯の健康に関する講話　高齢者サロン参加者等延べ　65 人
（H30）　歯の健康に関する講話　高齢者サロン参加者等延べ 177 人
（R1）　歯の健康に関する講話　高齢者サロン参加者等延べ　20 人

○ 地域介護予防活動支援事業

高齢者が地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、福祉総合相談センター及び社会福祉協議会等と連携し、サポーターを育成・支援

（H28）　江見地区生活支援・介護予防サポーター（なの花サポーター）
活動回数１０回／年、参加者数延べ１６５人
天津小湊介護予防サポーター（全体会）
活動回数１２回／年、参加者数延べ２２６人
大山地区生活支援・介護予防サポーター研修会
活動回数１０回／年、参加者数延べ８５人
長狭地区健康推進協議会
研修会４回／年　健康セミナー２０回／年　参加者数延べ３０３人
しらかば会役員会
活動回数１５回／年、参加者数延べ１４２人

（H29）　江見地区生活支援・介護予防サポーター（なの花サポーター）
活動回数１０回／年、参加者数延べ１７８人
天津小湊介護予防サポーター（全体会）
活動回数１２回／年、参加者数延べ２６３人
大山地区生活支援・介護予防サポーター研修会
活動回数１０回／年、参加者数延べ１１３人
吉尾地区生活支援・介護予防サポーター研修会
活動回数２回／年、参加者数延べ２９人
長狭地区生活支援・介護予防サポーター合同研修会
活動回数１回／年、参加者数延べ１７人
長狭地区健康推進協議会
研修会４回／年　健康セミナー４回／年　参加者数延べ７５人
しらかば会役員会
活動回数１６回／年、参加者数延べ１３３人

（H30）　江見地区生活支援・介護予防サポーター（なの花サポーター）

活動回数６回／年、参加者数延べ１０９人

天津小湊介護予防サポーター（全体会）

活動回数１２回／年、参加者数延べ２５３人

大山地区生活支援・介護予防サポーター研修会

活動回数１０回／年、参加者数延べ１２７人

長狭地区健康推進協議会

研修会４回／年　健康セミナー７回／年　参加者数延べ１３６人

しらかば会役員会

活動回数１９回／年、参加者数延べ１４７人

（R1）　江見地区生活支援・介護予防サポーター（なの花サポーター）

活動回数１２回／年、参加者数延べ１６４人

天津小湊介護予防サポーター（全体会）

活動回数７回／年、参加者数延べ１７１人

大山地区生活支援・介護予防サポーター研修会

活動回数８回／年、参加者数延べ１００人

長狭地区健康推進協議会

研修会３回／年　健康セミナー６回／年　参加者数延べ１２５人

しらかば会役員会

活動回数１５回／年、参加者数延べ１４４人

○ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職による助言や運動・認知機能評価等を行うことで総合的に支援

（H28）　活動支援回数　３回　参加延べ人数　一般参加者４１名　ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ２１名

（H29）　活動支援回数　３回　参加延べ人数　一般参加者１７名　ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ１３名

（H30）　活動支援回数　５回　参加延べ人数　一般参加者６９名　ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ１６名

（R1）　活動支援回数　５回　参加延べ人数　一般参加者４２名　ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ４１名

○ はり、きゅう、マッサージ施術利用者助成事業

はり、きゅう、マッサージ又は指圧の施術を受ける 60 歳以上の市民等に対し、施術に要した費用の一部を助成（１回 350 円。年間 24 回限度）

（H28）　交付者数 239 人、利用枚数 1899 枚

（H29）　交付者数 205 人、利用枚数 1739 枚

（H30）　交付者数 202 人、利用枚数 1834 枚

H30 にて事業廃止

28 年度重点事項

（１）介護予防に自ら継続的に取り組むための地域における受け皿を整備するため、地域における自主的な取組みを支援する。

⇒健康づくりに関する自主グループの支援継続

（鴨川ヘルスサポーターの会、スロトレクラブ、しらかば会等）

（２）関係職種やボランティアと連携し、介護予防の普及啓発に努める。

⇒天津小湊介護予防サポーター、なの花サポーター、長狭地区生活支援介護予防サポ

ーター、長狭地区健康推進員等の育成支援の充実
⇒ロコモティブシンドローム予防をテーマにした体験型講演会の実施
（３）ボランティアの介護予防に関する意識及び実践力の向上を図る。
⇒転倒予防体操普及をメインテーマに、ボランティアを対象とした介護予防教室の継続実施及び内容の充実を図る。（脳活性化プログラムの導入）
（４）リハビリ専門職と連携をとりながらサロン活動等への支援を行う。

29 年度重点事項

（１）介護予防普及啓発の充実強化
・脳活性化プログラム（シナプソロジー）を取り入れた認知症予防教室（あたますっきり脳活性化教室）を実施し、終了後は自主グループ化を図り、認知症予防対策の充実を図る。
・体験型講演会である健康づくり講演会の実施や地域に出向いての介護予防教室の開催。
・リハビリ専門職と連携をとりながらサロン活動への支援を継続して行う。

30 年度重点事項

（１）介護予防普及啓発の充実強化
・脳活性化プログラム（シナプソロジー）を取り入れた認知症予防教室（あたますっきり脳活性化教室）を継続実施し、終了後に自主グループ化を図り、認知症予防対策の充実を図る。
・体験型講演会である健康づくり講演会の実施や地域での介護予防普及啓発を行う。
・リハビリ専門職と連携によるサロン活動への支援箇所を広げ、評価も視野に入れた取り組みを行う。

1 年度重点事項

（１）介護予防普及啓発の充実強化
・脳活性化プログラム（シナプソロジー）を取り入れた認知症予防教室（あたますっきり脳活性化教室）を継続実施し、終了後は自主グループ化を図り、認知症予防対策の充実を図る。
・長狭地区健康推進協議会と連携し、メタボリックシンドローム予防や認知症予防をテーマにした研修会や健康づくり講演会を実施し、介護予防普及啓発を図る。
・リハビリ専門職と連携し、4 つの圏域でのサロン支援を継続実施するとともに評価も視野に入れた取り組みを行う。

課　題

（１）新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、介護予防事業の効果的な実施
（２）自ら継続的に介護予防に取り組むための地域における受け皿の整備
（３） 介護予防に関するボランティア団体等の拡大及び実践力の向上

数値目標

主な指標と対象	市現状						市目標 (32 年度)
	計画策定時	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	
市内高齢者向けのサロンの数 ＜鴨川市社会福祉協議会＞	37 か所	42 か所	35 か所	35 か所	33 か所		増加
要介護（要支援）年間新規認定者数 ＜健康推進課介護保険係＞	437 件	562 件	545 件	523 件	512 件		増加の抑制

（５）感染症対策の推進

施策・事業

・教育活動、広報活動等を通じて感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報提供を行い、感染症の発生の予防・まん延の防止を図る。
・新型インフルエンザ等の感染症流行時には、迅速に感染症対策の広域的な連携を図る。
・予防接種実施医療機関等との連携のもと、保護者及び高齢者に対し、予防接種に関する正しい知識の普及を図る。
・予防接種法の改正に関する国及び県等の動向に応じて、関係機関と連携して円滑な実施に向けた対応を行う。

28･29･30･1 年度実施事項

感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種を実施

［定期予防接種（法定)］

・平成24年度　二種混合を個別接種化（４月～）
　不活化ポリオワクチン導入、生ワクチンの集団接種から個別接種化（９月～）
　四種混合ワクチン導入（11月～）
・平成 25 年度 ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防（ＨＰＶ）ワクチンの３ワクチンを定期化（4 月～）
　子宮頸がん予防ワクチンの副反応に伴う積極的勧奨を中止（6 月 14 日～）
　平成 28 年度末の現在も積極的勧奨を中止
・平成 26 年度 水痘ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンを定期接種化（10 月～）
・平成 28 年度　B 型肝炎ワクチンを定期予防接種化（10 月～）
・令和元年度　　風しん追加的対策による抗体検査・予防接種（実施期間：令和 3 年度末まで）

区　分		種　類	対　象	実施率（%）				
				H28	H29	H30	R1	R2
個別	A類疾病	B 型肝炎	1 歳未満	52.1	97.5	106.7	100.2	
		Hib	生後２月～60 月未満	104.1	95.2	112.1	93.1	
		小児用肺炎球菌	生後２月～60 月未満	103.7	95.6	112.0	96.5	
		四種混合	生後３月～90 月未満	100.8	95.2	104.8	95.8	
		不活化ポリオ	生後３月～90 月未満	0.7	0.6	0.3	0	
		ＢＣＧ	1 歳未満	103.9	97.5	106.1	96.7	
		水痘	生後 12 月～36 月未満	92.0	91.9	85.3	98.6	
		麻しん風しん 1 期	12 月～24 月未満	90.7	97.3	89.6	105.7	
		麻しん風しん 2 期	小学校就学前１年間	92.3	89.1	91.0	91.3	
		日本脳炎	1 期：生後 6 月～90 月未満 2 期：9 歳～13 歳未満＊1	76.7	82.1	84.9	80.5	
		二種混合	小学校６年生相当（11 歳～13 歳未満）	90.1	91.8	90.9	93.1	
		子宮頸がん	中学校１年生～高校１年生相当	0	0	1.6	0.3	
		緊急風しん対策抗体検査	昭和 37 年４月２日～昭和 54 年４月１日の間に生まれた男性				22.7	
		緊急風しん対策予防接種	抗体検査の結果、抗体価が低い者				74.0	
	B 類疾病	インフルエンザ	65 歳以上	51.6	50.5	50.1	53.4	
		高齢者肺炎球菌	65 歳の者　＊2 （接種歴有は対象外）	26.3	23.2	22.4	9.5	

＊１　特別措置として、平成７年４月２日～平成 19 年４月１日生まれで、20 歳未満の方も対象。
＊２　特例措置として、平成 27 年度から平成 31 年度、令和 2 年度から令和 5 年度の間は当該年度に 65 歳以上 100 歳までの 5 歳毎の年齢の方が対象。令和元年度は、65 歳以上 100 歳までの 5 歳毎と 100 歳以上の方が対象。

［任意予防接種（法定外）］

・平成 25 年度　風しん感染症の流行に伴う、成人風しんワクチン接種を開始（６月～）

区分	種類	対象	実施率（%）				
			H28	H29	H30	R1	R2
	成人麻しん風しん混合	20 歳～40 歳代の女性 20 歳～40 歳代の妊婦の夫	0.1	0.1	0.5	0.2	
	成人風しん		0.2	0.1	0.2	0.2	

28 年度重点事項

（１）予防接種実施医療機関等との連携のもと、保護者及び高齢者に対し、引き続き予防接種に関する正確な知識の普及を図る。

（２）国及び県等の動向に応じて、関係機関と連携して円滑な実施に向けた対応を行う。

（３）新型インフルエンザ等対策市町村行動計画に基づくマニュアル策定準備

⇒新型インフルエンザ等の流行時に備え、安房郡市３市１町で連携しながら、マニュアル策定に向けた勉強会を安房健康福祉センターや感染症専門医のもとに実施する。

29 年度重点事項

（１）予防接種に関する正しい知識の普及啓発および接種間違いの防止に努める。

・引き続き新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診等で予防接種に関する正しい知識の普及に努める。

・医療機関と連携し、接種間違いの防止に努める。

（２）感染症の発生時における速やかな対応の実施

・今後も関係機関と連携し、感染症発生時における迅速な対応に努めていく。

（３）新型インフルエンザ等対策市町村行動計画に基づくマニュアル化、住民接種体制の構築

⇒新型インフルエンザ等の流行時に備え、安房郡市３市１町で連携しながら、マニュアル策定に向けた勉強会を安房健康福祉センターや感染症専門医のもとに実施する。

30 年度重点事項

（１）予防接種に関する正しい知識の普啓発および接種間違いの防止、接種率の向上に努める。

・母子保健・子育て支援事業の機会や広報や個別対応等で、正しい知識の普及啓発、接種率向上に向けてＰＲに努める。

・医療機関と連携し、接種間違いの防止に努める。

（２）感染症の発生時における速やかな対応の実施

・関係機関と連携し、感染症発生時における迅速な対応に努めていく。

（３）新型インフルエンザ等対策市町村行動計画に基づく住民接種体制の構築

⇒新型インフルエンザ等の流行時に備え、安房郡市３市１町で連携しながら、住民接種方法を中心として、安房健康福祉センターや感染症専門医との連携により実施する。

1 年度重点事項

（１）予防接種に関する正しい知識の普啓発および接種間違いの防止、接種率の向上に努める。

・母子保健・子育て支援事業の機会や広報や個別対応等で、正しい知識の普及啓発、接種率向上に向けてＰＲに努める。

・医療機関と連携し、接種間違いの防止に努める。

（２）風しん対策の強化

・風しん追加的対策事業のスムーズな実施と体制整備に努める。

（３）新型インフルエンザ等対策市町村行動計画に基づく住民接種体制の構築

・新型インフルエンザ等の流行時に備え、安房郡市３市１町で連携しながら、住民接種方法を中心として、安房健康福祉センターや感染症専門医との連携により実施する。

課　　題

・予防接種の増加に伴う、接種間違いの防止と正確な知識の普及啓発

・接種率向上に向けての対応方法の検討

・予防接種法の改正への迅速な対応

・新型インフルエンザ等対策市町村行動計画に基づく住民接種体制の構築

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係機関と連携、迅速な対応

２　生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

施策・事業

１　各種検(健)診体制の充実

（１）健康診査の充実

・生活習慣病の早期発見及び重症化予防の観点から、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドロームの概念の普及と、健診の必要性の啓発

・国保加入者の特定健診、後期高齢者及び 40 歳以上の生活保護受給者の健診の実施

・各種がん検診と同時に受けられる総合検診の継続など、より身近で利用しやすい健診体制の整備

・特定健診未受診者の実態把握による受診率の向上

・企業連携を通じた受診率向上に向けた取り組みの推進

（２）各種がん検診等の充実

・がんの早期発見・早期治療の観点からの、がん検診の必要性の啓発

・総合検診の継続と医療機関健診の期間延長など、より利用しやすい検診体制の整備

・女性特有のがんに係る検診精度の向上

・肝炎ウイルス検診陽性者に対する受診勧奨の実施

・介護予防の観点からの、骨粗しょう症検診の受診率向上のための検診体制整備と、学童期からの骨粗しょう症予防に関する啓発活動の推進

・各種がん検診等未受診者の実態把握による受診率の向上

・精密検査対象者の精密検査受診率の向上のためのフォローアップの充実

２　保健指導・フォローアップの充実

・特定健診の結果、生活習慣病のリスクに応じた効果的な保健指導を実施し、生活習慣病発症・重症化予防に努める

・生活習慣病予防の効果的な支援プログラムの提供と、仲間づくりの場の設置

・要精検者への受診勧奨と糖尿病の重症化予防を重点とした保健指導の充実

３　生活習慣病予防のための地域の基盤づくり

・ＫＤＢシステムの活用と健診データの分析による効果的な保健事業の展開

・市内の様々な健康資源を活用し、地域における健康づくり等を推進する仕組みづくりの支援

・生活習慣病による生活機能の低下を予防するための情報発信

・生活習慣病予防に関する知識の普及と、健康意識の向上等への取組みの強化

28･29･30･1 年度実施事項

〇健康診査及びがん検診等

検診項目		対象者	検診内容	受診者数（人）				
				H28	H29	H30	R1	R2
総合検診	結核・肺がん検診	40 歳以上の方	胸部Ｘ線撮影	2705	2625	2654	2564	
	胃がん検診	40 歳以上の方	胃部Ｘ線撮影（バリウム造影）	1410	1343	1282	1270	
	肝炎ウイルス検診	40 歳ふしめ年齢の方等	血液検査（Ｂ型・Ｃ型ウイ	295	241	236	281	

		※既にＢ型・Ｃ型肝炎検査済みの者は除く	ルス検査）					
	前立腺がん検診	50 歳以上の男性	血液検査(腫瘍マーカーPSA 値測定)	1053	1001	1029	1081	
	特定健診・後期高齢等検診	①40 歳～74 歳の国民健康保険加入者 ②後期高齢者医療保険加入者 ③40 歳以上の生活保護世帯	〔基本項目〕 身体計測、血圧、尿、血液検査、問診、医師の診察 〔詳細健診〕 眼底、心電図、貧血検査	①1868 ② 600 ③ 10	①1767 ② 591 ③ 16	①1853 ② 619 ③ 9	①1736 ② 623 ③ 7	
大腸がん検診		40 歳以上の方	便潜血反応検査	2782	2625	2655	2578	
骨粗しょう症検診		20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳のふしめ年齢の女性	非利き腕のＸ線撮影（骨塩定量検査）	279	353	295	289	
乳がん検診	集団検診	40 歳以上の女性	〔30 歳代〕 超音波検査 〔40 歳以上〕 乳房Ｘ線撮影（マンモグラフィ）	1951	1932	1848	1724	
	施設検診	30 歳以上の女性						
子宮がん検診	集団検診 施設検診	20 歳以上の女性	子宮細胞診	1777	1669	1643	1521	

28 年度重点事項

（１）検（健）診や保健指導の必要性を理解し、健康意識の向上を図るため、策定したデータヘルス計画等を活用し、地域の健康課題を分析し、地域づくり活動において積極的に啓発する。

（２）総合検診における検（健）診受診率向上を図るため、体制を整備する。
⇒日曜日を１日から２日へ増やすとともに、受付時間を１時間延長し、受診しやすい体制を整備
⇒特定健診は、開始年齢である40歳へ無料実施

（３）精密検査の受診を促進するため、保健師等によるフォローアップの充実に努める。

29 年度重点事項

（１）各種検診受診率の向上及び要精検者・要治療者のフォロー強化
①日曜日検診、受付時間の延長など検診体制の整備、受診率アップを目指す
②要精検者及び要治療者への受診勧奨及びフォローの充実に努める

（２）重症化予防対策の強化及び働き世代の食育の強化
①特定健診の結果、Ⅲ度高血圧者及び血糖コントロール不良者（HbA1c8.4 以上）、尿蛋白 2+以上の者への訪問指導の継続実施
②若年層から食を中心に生活習慣病予防を目的とした啓発を食生活改善協議会と協働で実施

30 年度重点事項

（１）各種検診受診率の向上及び要精検者・要治療者のフォロー強化

①日曜日検診・受付時間の延長など検診体制の整備、受診率アップを目指す

②特定健康診査はソーシャルマーケティングを活用した受診勧奨事業により受診率向上を図る

③要精検者及び要治療者への受診勧奨及びフォローの充実に努める

（２）重症化予防対策の強化及び働き世代の食育の強化

①緊急連絡値の者の保健指導を継続。健診基準等の改正を踏まえ、対象者の選定等効果的な実施方法を検討し、保健指導を開始

②若年層から食を中心に生活習慣病予防を目的とした啓発を食生活改善協議会と協働で実施

1 年度重点事項

（１）各種検診受診率の向上および要精検者・要治療者のフォロー強化

①日曜日検診、受付時間の延長など検診体制の整備、受診率アップをめざす。特に、特定健康診査はソーシャルマーケティングを活用した受診勧奨事業により受診率向上を図る。

②要精検者および要治療者への受診勧奨及びフォローの充実に努める。

（２）重症化予防対策の強化および若年期の食育の強化

①重症化予防対策について、効果的な実施方法を検討し、保健指導を実施。

②若年期から食からの生活習慣病予防を目的とした啓発を食生活改善協議会と協働で実施。

課　題

・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、各種検診の円滑な実施。
総合検診中止を受け、安房 3 市 1 町や医療機関と連携を図り、各種検診の調整を図る。

・各種検診受診率の向上及び要精検者・要治療者のフォロー強化。

（R1 特定健診受診率市目標値 41%、国のがん検診受診率目標値 60%）

・若年期からの減塩を中心とした食育の強化。

数値目標

【生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底】主な指標と対象		市現状						市目標
		計画策定時		28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	32 年度
特定健診受診率※	40～74 歳国保加入者		27.3%	26.8%	27.4%	26.6%	29.4%		60%
特定健診 40・50 歳代受診率　※	40 歳代国保加入者	男性	20.6%	21.0%	23.5%	22.1%	25.6%		60%
		女性	20.8%	22.1%	21.7%	19.3%	21.8%		
		平均	20.8%	21.5%	22.8%	20.9%	24.0%		
	50 歳代国保加入者	男性	20.8%	20.1%	21.4%	20.2%	22.3%		60%
		女性	24.9%	21.8%	22.9%	22.9%	23.9%		
		平均	22.6%	20.9%	22.1%	21.4%	23.0%		
特定保健導実施率　※	特定保健指導修了者	男性	16.9%	9.2%	14.2%	10.2%	15.0%		40%
		女性	22.7%	16.7%	25.9%	22.9%	14.6%		40%

特定保健指導対象者割合　※	動機づけ支援	男性	12.5%	13.3%	14.0%	14.8%	14.2%		減少
		女性	6.2%	5.9%	4.7%	8.0%	6.6%		
		平均	9.4%	9.5%	9.4%	11.3%	10.3%		
	積極的支援	男性	5.5%	3.9%	5.3%	4.1%	4.7%		減少
		女性	1.5%	1.1%	0.8%	0.8%	1.8%		
		平均	3.4%	2.4%	3.1%	2.4%	3.3%		
各種がん検診等の受診率＜市健康づくり推進協議会資料＞	胃がん		11.6%	10.8%	10.4%	10.1%	10.2%		40%
	大腸がん		20.8%	21.4%	20.4%	20.9%	20.6%		40%
	肺がん		21.0%	20.8%	20.4%	20.9%	20.5%		40%
	前立腺がん		12.3%	12.2%	11.7%	12.0%	12.7%		30%
	子宮頸がん		21.3%	21.5%	20.6%	20.7%	19.9%		50%
	乳がん		22.7%	22.4%	22.5%	22.2%	23.8%		50%
	骨粗しょう症		11.8%	12.9%	16.2%	13.2%	13.1%		20%
メタボリックシンドローム該当者の割合※	男性		19.7%	19.5%	22.5%	25.0%	25.4%		5.5%
	女性		6.2%	5.2%	4.9%	6.7%	7.5%		5.8%
糖尿病の有病率	40～74 歳		13.2%	13.4%	13.8%	14.3%	14.5%		減少
血糖コントロール指標におけるコントロール不良（HbA1c8.4%以上）の割合※	40～74 歳		0.9%	0.5%	0.6%	0.4%	0.5%		減少

※該当年度の前年度法定報告値による。

３　栄養・食生活による健康増進（食育推進計画）

施策・事業
１　ライフステージに応じた食育の推進 （１）妊産婦・乳幼児期 ・妊娠中の適正な体重管理、適切な食事についての知識の普及 ・離乳期からの生活習慣病予防 ・地域全体での食育の推進 （２）学童期・思春期 ・朝食摂取など生活習慣病を予防する食習慣の確立 ・食生活改善推進員の活動を通じた、薄味習慣に向けた食育活動の推進 ・豊かな食体験からの健康づくりの推進 （３）成年・壮年期 ・各種教室や健康団体活動を通じた食事と生活習慣病予防の知識の普及 ・運動の重要性について知識の普及と事業の推進 ・企業と食育団体、行政等が連携し、働く世代への食育活動の推進を図る （４）高齢期 ・低栄養予防の知識の普及 ・配食サービス等を活用した在宅での栄養改善と食の自立支援 ・「孤食」の防止 ２　家庭・学校・地域における食育の推進 （１）家庭における食育 （２）学校における食育 （３）地域における食育 （４）食に関する相談・情報提供の充実 ３　地域に根ざした食育の推進 （１）地産地消の推進 （２）食文化の継承
28･29･30･1 年度実施事項
○食生活改善推進員の登録 食生活改善事業の円滑な実施を図るため、食生活改善推進員を登録。 「からだすっきり教室」を推進員養成講座と兼ねて実施（H25 年度まではおいしい健康教室） 登録者数　（H28）132 人（平成 28 年 4 月 1 日現在　うち新規 3 人） （H29）123 人（平成 29 年 4 月 1 日現在　うち新規 10 人） （H30）125 人（平成 30 年 4 月 1 日現在　うち新規 1 人） （R1）　99 人（平成 31 年 4 月 1 日現在　うち新規 3 人） ○食生活改善推進員の育成・支援 同推進員で組織する食生活改善協議会において、推進員の資質向上を図るための研修会及び地域住民に対し伝達講習会をはじめとした食育活動を実施 活動回数及び一般参加者数 （H28）　371 回、3,232 人 （H29）　267 回、3,769 人 （H30）　234 回、2,938 人 （R1）　208 回、2,380 人 ○おやこ食育教室　※再掲 学童・保護者を対象に、食育に関する講話や親子での料理実習を各小学校等にて実施

（H28）6 回／年、参加者数 368 人
（H29）8 回／年、参加者数 431 人
（H30）8 回／年、参加者数 463 人
（R1） 5 回／年、参加者数 382 人

〇男性の食生活改善事業

壮年～高齢男性を対象に、管理栄養士、食生活改善推進員等による調理実習を中心とした講習会を実施

（H28）実施回数 22 回／年、参加者数 200 人（延）
（H29）実施回数 22 回／年、参加者数 253 人（延）
（H30）実施回数 21 回／年、参加者数 180 人（延）
（R1） 実施回数 13 回／年、参加者数 139 人（延）

〇栄養プログラムの提供

「栄養情報システム」を活用し、個人別の栄養アセスメントを実施

（H28）健康教室参加者、小児生活習慣病検診有所見者等 135 人
（H29）健康教室参加者、小児生活習慣病検診有所見者等 119 人
（H30）健康教室参加者、小児生活習慣病検診有所見者等 124 人
（R1） 健康教室参加者、小児生活習慣病検診有所見者等 137 人

〇市民を対象にした塩分調査

減塩の意識を高め、薄味習慣の定着から疾病予防につなげるため、みそ汁の塩分濃度測定を取り入れた塩分調査を実施

（H28）実施者数 128 人
（H29）実施者数 132 人
（H30）実施者数 85 人
（R1） 実施者数 81 人

〇健康教育・健康相談

地域における集団的な栄養指導、個別指導を実施

（H28）実施回数 63 回、実施数 521 人
（H29）実施回数 76 回、実施数 513 人
（H30）実施回数 51 回、実施数 631 人
（R1） 実施回数 49 回、実施数 680 人

〇食育推進事業

【食育月間・食育の日啓発事業】

６月の広報に食育月間の記事掲載

28 年度重点事項

（１）食生活改善推進員を引き続き養成するとともに、食生活改善推進員及び食生活改善協議会の取組みを支援する。
（２）運動と食の両面からの活動内容を検討するとともに、減塩を中心とした生活習慣病予防の面からの取組みの強化を図る。

⇒健康自主団体に対し、幅広い年齢層への減塩普及啓発活動として食生活改善協議会と連携し、みそ汁の試飲形式による塩分調査を実施。市民の食習慣の実態を探り、市民への健康づくり対策につなげるため、塩分と野菜摂取量のアンケートを実施。

29 年度重点事項

（１）食生活改善推進員を引き続き養成するとともに、食生活改善推進員及び食生活改善協議会の取組みを支援する。
（２）若年期からの減塩を中心とした生活習慣病予防の取組みの強化と運動と食の両面からの活

動を検討する。

30 年度重点事項

（１）食生活改善推進員を引き続き養成するとともに、食生活改善推進員及び食生活改善協議会の取組みを支援する。
（２）若年期からの減塩を中心とした生活習慣病予防の取組みと共に、高齢期の低栄養を予防する啓発を強化。

１年度重点事項

（１）食生活改善推進員を引き続き養成するとともに、食生活改善推進員及び食生活改善協議会の取組みを支援する。
（２）若年期からの減塩を中心とした生活習慣病予防の取組みと共に、高齢期の低栄養を予防する啓発を強化。

課　題

・食生活改善推進員の自発的な取組みの促進
・若年期から減塩を始めとする生活習慣病予防の取組み強化
・運動と食の両面からの活動内容の検討

数値目標

【栄養・食生活による健康推進】主な指標と対象		市現状						市目標
		計画策定時	28 年度	29 年度	30 年度	１年度	２年度	32 年度
適正体重を維持している人の割合（肥満度±20%未満）	小学５年生	81.0%	89.1%	86.8%	86.6%	87.1%		90%
小児生活習慣病予防検診の事後指導実施率	小学５年生 中学２年生	48.2%	27.2%	42.0%	42.1%	50.8%		50%
人と比較して食べるのが速いと回答した人の割合＜特定健診質問票＞※	40～74 歳国保加入者	21.7%	23.4%	24.1%	22.9%	25.3%		18%
就寝前の２時間以内に夕食をとることが週に３回以上ある人の割合＜特定健診質問票＞※	40～74 歳国保加入者	16.6%	17.3%	15.4%	16.8%	19.2%		14%
夕食後に間食をとることが週に３回以上ある人の割合＜特定健診質問票＞※	40～74 歳国保加入者	10.5%	11.1%	9.2%	10.1%	―（質問変更）	―（質問変更）	8%
朝食を抜くことが週に３回以上ある人の割合＜特定健診質問票＞※	40～74 歳国保加入者	8.9%	8.3%	8.8%	7.5%	8.5%		5%

※該当年度の前年度法定報告による

４　身体活動・運動による健康増進

施策・事業

１　運動習慣の定着

（１）運動についての啓発と情報提供

（２）運動できる場の提供等

（３）運動習慣の定着化に向けた取り組みの推進

（４）健康づくりに関する自主グループへの支援

２　運動の普及・実践

（１）運動プログラムの普及・実践

（２）身近にできる体操の普及

３　自然環境や健康資源の活用

28･29・30・1 年度実施事項

○ イベント等

・鴨川ヘルスサポーターの会ウォーキング事業　※再掲

（H28）　開催回数：ウォーキング 3 回／年、参加者数 101 人（延）
　　屋内レク・体操 2 回／年、参加者数 34 人（延）

（H29）　開催回数：ウォーキング 5 回／年、参加者数 156 人（延）

（H30）　開催回数：ウォーキング 3 回／年、参加者数 70 人（延）

（R1）　開催回数：ウォーキング 3 回／年、参加者数 78 人（延）

○ 周知・啓発

健康相談・健康教室等において運動できる場の提供、地域資源を積極的に周知

○ 運動の定着化に向けた取り組み（健康ポイント事業の実施）

（H28）かもがわ健康ポイント実証事業　シート配付枚数 1,211 枚　提出枚数 58 枚

（H29）かもがわ健康ポイント実証事業　シート配付枚数約 6,000 枚　提出枚数 112 枚

（H30）かもがわ健康ポイント実証事業　シート配付枚数約 6,500 枚　提出枚数 123 枚

（R1）　かもがわ健康ポイント実証事業　シート配付枚数約 6,000 枚　提出枚数 150 枚

○健康づくりに関する自主グループ支援

（H28）スロトレクラブ　５会場において週 1 回実施　登録人数　244 人（H28.9 月末現在）

（H29）スロトレクラブ　５会場において週 1 回実施　登録人数　251 人（H29.10 月現在）

（H30）スロトレクラブ　５会場において週 1 回実施　登録人数　239 人（H30.10 月現在）

（R1）スロトレクラブ　５会場において週 1 回実施　登録人数　236 人（R1.10 月現在）

28 年度重点事項

（１）市や関係機関が実施する観光・スポーツ関係イベント等との連携を図り、市民の参加機会の拡充を図る。

（２）健康づくりに関する自主グループへの支援、かもがわ健康ポイント実証事業の実施。

29 年度重点事項
（１）市や関係機関が実施する観光・スポーツ関係イベント等との連携を図り、市民の参加機会の拡充を図る。 （２）健康づくりに関する自主グループへの支援、かもがわ健康ポイント事業の継続実施と住民周知、持続可能な仕組みづくりに努める。
30 年度重点事項
（１）市や関係機関が実施する観光・スポーツ関係イベント等との連携を図り、市民の参加機会の拡充を図る。 （２）健康づくりに関する自主グループへの支援、かもがわ健康ポイント事業の継続実施と住民周知、持続可能な仕組みづくりに努める。
1 年度重点事項
（１）市や関係機関が実施する観光・スポーツ関係イベント等との連携を図り、市民の参加機会の拡充を図る。 （２）健康づくりに関する自主グループへの支援、かもがわ健康ポイント事業の継続実施と住民周知、持続可能な仕組みづくりに努める。
課　題
・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、健康づくりに関する自主グループの支援 ・市や関係機関が実施する観光及びスポーツ関係イベント等との連携 ・健康ポイント事業への参加者増を図るため、景品の見直し及び更なる周知啓発を進めること

数値目標

【身体活動・運動による健康増進】 主な指標と対象		市現状						市目標
		計画策定時	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	32 年度
日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施している人の割合＜特定健診質問票＞※	40～74 歳国保加入者	53.1%	54.4%	57.6%	60.0%	58.7%		57%
1 日 30 分以上の運動を実施している人の割合＜特定健診質問票＞※	40～74 歳国保加入者	37.2%	39.8%	43.7%	42.2%	41.2%		40%

※該当年度の前年度法定報告値による。

★「身体活動」とは、日常生活や仕事などで体を動かすこと。「運動」とは、ウォーキング・体操・ジョギング・ランニング・水泳・球技など、意識的・主体的に体を動かすこと。

５　休養・こころの健康づくり（自殺予防対策計画）

施策・事業
１　休養・こころの健康についての知識の普及 ・睡眠、休養、こころの健康に関する知識の普及 ２　こころの相談体制の充実 ・こころの健康に関して心配のある人やその家族を対象とする相談体制の充実 ３　うつ病・自殺予防への対応 ・うつ病に関する知識の普及啓発と早期対応のための環境づくり ・自殺予防に関する普及啓発や相談体制の整備 ・民生委員等、ボランティアを対象にした研修の実施 ・公共施設へのポスター掲示等の周知・啓発 ４　こころの健康づくりに向けた取り組みの推進 ・こころの健康を保つための運動、食事、休養等の普及啓発 ・食事づくりや農業体験、家庭での共食等、心身の健康維持のための取り組み
28・29・30・１年度実施事項
○ 周知・啓発 （H28）自殺対策強化月間（３月）において、公共施設へのポスター掲示により周知・啓発を実施 民生委員及び主任児童委員の研修会（市職員含む）において、「こころの健康」をテーマとする講演を実施 講演の概要　開催日　平成 28 年 9 月 27 日（火） 開催場所　鴨川市総合保健福祉会館　参加人数　約 43 名 テーマ　「心の健康　～自殺・ひきこもり～」 講師　東条メンタルホスピタル　金井　重人　氏 （H29）自殺対策強化月間（３月）において、公共施設へのポスター掲示により周知・啓発を実施 民生委員及び主任児童委員の研修会（市職員含む）において、「こころの健康」をテーマとする講演を実施 講演の概要　開催日　平成 29 年 6 月 13 日（火） 開催場所　鴨川市総合保健福祉会館　参加人数　約 71 名 テーマ　「ゲートキーパーの役割と相談の基本について考える」 講師　亀田総合病院　臨床心理室　富安　哲也　氏 （H30）自殺対策強化月間（３月）において、公共施設へのポスター掲示により周知・啓発を実施。民生委員及び主任児童委員の研修会（市職員含む）において、リーフレット「あなたのこころ元気ですか？」および「ゲートキーバー手帳」を配布するとともに、自殺予防に対する啓発を実施 開催日　平成 31 年 3 月 13 日（水） 開催場所　鴨川市総合保健福祉会館　参加人数　約 73 名

（R1）自殺対策強化月間（３月）において、公共施設へのポスター掲示により周知・啓発を実施。民生委員及び主任児童委員の研修会（市職員含む）において、自殺予防の啓発を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため研修会が中止となり、次年度に持ち越しとなった。

28 年度重点事項

メンタルヘルスの重要性についての効果的な啓発方法等を検討し、休養・こころの健康についての知識の普及を図る。

⇒民生委員・児童委員に対し、講演会の実施

29 年度重点事項

メンタルヘルスの重要性についての効果的な啓発方法等を検討し、休養・こころの健康についての知識の普及を図る。

⇒昨年に引き続き、民生委員・児童委員に対し、講演会の継続

30 年度重点事項

メンタルヘルスの重要性についての効果的な啓発方法等を検討し、休養・こころの健康についての知識の普及を図る。

⇒民生委員・児童委員に対し、休養・こころの健康についての啓発チラシの配布

１年度重点事項

メンタルヘルスの重要性についての効果的な啓発方法等を検討し、休養・こころの健康についての知識の普及を図る。

⇒民生委員・児童委員に対し、休養・こころの健康についての啓発チラシの配布

課　題

・メンタルヘルスの重要性についての効果的な啓発方法等の検討
・相談体制の充実と早期対応のための環境づくり

数値目標

【休養･こころの健康づくり（自殺予防対策計画）】主な指標と対象		市現状						市目標
		計画策定時	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	32 年度
自殺者の減少	人口 10 万人当たり	31 人	23.4 人	11.8 人	21 人	21.3 人		24.8 人
睡眠で休養が十分とれていると回答した人の割合＜特定健診質問票＞※	40 ～ 74 歳国保加入者	77%	76.3%	76.7%	75.7%	75.4%		80%

※該当年度の前年度法定報告値による

６　喫煙・飲酒対策の充実

施策・事業

１　禁煙・飲酒防止の啓発

（１）妊娠から育児期の禁煙支援

・妊娠から育児期のたばこの影響に関する知識の普及啓発

・母子健康手帳交付時やパパママ学級、乳幼児健診時に喫煙習慣の確認を行い啓発を強化

（２）受動喫煙防止対策の推進

・公共施設等の管理者等に対する受動喫煙防止対策の趣旨や具体的な手法等の周知

・禁煙週間を設け、建物内禁煙の徹底と敷地内禁煙に向けての取り組みの推進

（３）未成年者の喫煙・飲酒防止対策の推進

・思春期保健事業を通じた未成年者の喫煙防止の取組みの推進

・未成年者の喫煙、飲酒防止に関する啓発活動の展開

（４）たばこに関する普及啓発と禁煙希望者への禁煙支援の実施

・たばこが及ぼす健康被害について知識の普及啓発

・禁煙を希望している人への禁煙支援や情報提供、相談事業の体制の整備

（５）適量飲酒の普及啓発

・多量飲酒の健康への影響や「節度ある適度な飲酒」に関する知識の普及啓発

・休肝日を設けるよう普及啓発

２　薬物乱用防止対策の推進

（１）薬物乱用防止教育の推進

・学校教育における児童生徒に対する薬物乱用防止教育の推進

（２）覚せい剤等の薬物乱用の防止

・薬物の害に関する普及啓発と薬物乱用を許さない社会環境づくり

28・29・30・１年度実施事項

○ 公共施設における分煙の拡大

（H28）禁煙週間（５月 31～６月６日）期間中、ふれあいセンター等を敷地内完全禁煙化

（H29）禁煙週間（５月 31～６月６日）期間中、ふれあいセンター等を敷地内完全禁煙化
市役所本庁舎は期間中、建物内完全禁煙化および 2 日間の敷地内禁煙化

（H30）禁煙週間（５月 31～６月６日）期間中、ふれあいセンター等を敷地内完全禁煙化
市役所本庁舎は期間中、建物内完全禁煙化および３日間の敷地内禁煙化

（R1）健康増進法改正に伴い、公共施設の敷地内禁煙化

○ 健康教育

（H28）妊産婦から喫煙の状況を聞き取り、禁煙及び受動喫煙防止のための指導を実施
乳幼児健診等の機会を活用し、喫煙状況の把握及び保健指導を実施

（H29）妊産婦から喫煙の状況を聞き取り、禁煙及び受動喫煙防止のための指導を実施
乳幼児健診等の機会を活用し、喫煙状況の把握及び保健指導を実施

（H30）妊産婦から喫煙の状況を聞き取り、禁煙及び受動喫煙防止のための指導を実施
乳幼児健診等の機会を活用し、喫煙状況の把握及び保健指導を実施

（R1）妊産婦から喫煙の状況を聞き取り、禁煙及び受動喫煙防止のための指導を実施
乳幼児健診等の機会を活用し、喫煙状況の把握及び保健指導を実施

○ 周知・啓発

（H28）ふれあいセンター内及び市公共施設の喫煙場所に禁煙の啓発のためのポスターを掲示。市公共施設において薬物乱用の防止に関するポスターを掲示するとともにチラシを配架。禁煙希望者への支援

（H29）ふれあいセンター内及び市公共施設の喫煙場所に禁煙の啓発のためのポスターを掲示。市公共施設において薬物乱用の防止に関するポスターを掲示するとともにチラシを配架。禁煙希望者への支援。禁煙及び受動喫煙防止併発グッズの配布（ティッシュ、カイロ）

（H30）ふれあいセンター内及び市公共施設の喫煙場所に禁煙の啓発のためのポスターを掲示。市公共施設において薬物乱用の防止に関するポスターを掲示するとともにチラシを配架。禁煙希望者への支援。禁煙及び受動喫煙防止併発グッズの配布（ティッシュ、カイロ、うちわ）

（R1）ふれあいセンター内及び市公共施設の喫煙場所に禁煙の啓発のためのポスターを掲示。市公共施設において薬物乱用の防止に関するポスターを掲示するとともにチラシを配架。禁煙希望者への支援。禁煙及び受動喫煙防止併発グッズの配布（ティッシュ、カイロ、うちわ）

28 年度重点事項

（１）妊産婦・乳幼児を持つ保護者への喫煙防止指導を推進する。
（２）公共施設等における受動喫煙防止対策を推進する。

29 年度重点事項

（１）妊産婦・乳幼児を持つ保護者への喫煙防止指導を推進する。
（２）公共施設等における受動喫煙防止対策を推進する。

30 年度重点事項

（１）妊産婦・乳幼児を持つ保護者への喫煙防止指導を推進する。
⇒あらゆる機会を活用し、禁煙および受動喫煙防止啓発グッズの配布
（２）公共施設等における受動喫煙防止対策を推進する。
（３）適正飲酒および未成年者の飲酒防止の普及啓発

１年度重点事項

（１）妊産婦・乳幼児を持つ保護者への喫煙防止指導を推進する。
⇒あらゆる機会を活用し、禁煙および受動喫煙防止啓発グッズの配布
（２）公共施設等における受動喫煙防止対策を推進する。
（３）適正飲酒および未成年者の飲酒防止の普及啓発

課　題

・妊産婦・乳幼児を持つ保護者への喫煙防止指導の推進
・市公共施設における敷地内禁煙の拡充と徹底

数値目標

【喫煙・飲酒対策の充実】主な指標と対象		市現状						市目標
		計画策定時	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	32 年度
たばこを習慣的に吸っている人の割合<特定健診質問票>※	40～74 歳国保加入者	13.9%	13.0%	12.4%	12.1%	12.6%		12%
妊娠届出時の喫煙率<妊婦健康相談票>	妊婦	2.7%	3.6%	1.5%	1.8%	2.8%		0%
	妊婦の同居者	43.2%	41%	38%	35.6%	32.2%		40%
公共施設における禁煙実施率	市役所、出張所等	100%	100%	100%	100%	100%		100%
お酒を毎日飲む人の割合<特定健診質問票>※	40～74 歳国保加入者	26.8%	28.3%	28.7%	27.3%	27.0%		24%

※該当年度の前年度法定報告値による

７歯と口腔の健康づくり

施策・事業

１　歯の健康についての啓発
- 「８０２０（ハチマルニイマル）運動」の推進
- 歯や口腔の疾患予防と早期発見・早期治療につなげるための支援
- 高齢者の口腔機能向上の方法や口腔体操などの知識の普及
- かかりつけ医を持ち、定期的な歯科健診や歯科保健指導を受けることの推奨

２　フッ化物洗口事業の推進
- 認定こども園、幼稚園、小学校、中学校（４歳～14 歳）において、フッ化物洗口事業の実施
- ブラッシング指導等によるむし歯や歯周疾患の予防に関する意識の向上

３　乳幼児期からのむし歯予防の推進
- 妊娠期から子どもの歯の健康について知る機会の提供及び乳児のむし歯予防の意識啓発
- １歳６か月児と３歳児健診での個別指導及び、集団指導において、おやつの与え方と生活習慣の大切さの意識啓発
- 乳歯のむし歯予防対策として、２歳及び２歳６か月児を対象に行う「幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布」を歯科医院に委託して実施
- 3 歳児及びその保護者を対象にしたよい歯のコンクールを実施し、歯の健康の普及啓発
- 認定こども園、幼稚園、学校等においての歯みがき習慣の確立と歯科保健指導の強化

28・29・30・1 年度実施事項

○ フッ化物洗口事業
- 永久歯のむし歯予防対策として、４・５歳児から中学３年生までのフッ化物洗口を希望制により実施。25 年度より市内全保育園・幼稚園、小中学校で実施拡大し継続した。

（H28）　保育園 36 人、幼稚園 373 人、小学校 1,393 人、中学校 779 人、認定こども園 OURS 38 人
（H29）　保育園 5 人、幼稚園 315 人、小学校 1,396 人、中学校 700 人、認定こども園 OURS 96 人
（H30）　保育園 5 人、幼稚園 213 人、小学校 1,355 人、中学校 626 人、認定こども園 159 人
（R1）　幼稚園 124 人、小学校 1,310 人、中学校 641 人、認定こども園 257 人

○ 歯科保健指導（歯科衛生士及び保健師による指導を実施）

【むし歯予防教室】	H28 年度 指導者歯科衛生士	H29 年度 指導者歯科衛生士	H30 年度 指導者歯科衛生士	令和１年度 指導者歯科衛生士	令和２年度 指導者歯科衛生士
保育園実施回数	１（東条）	１（東条）	１（東条）		
幼稚園実施回数	８	８	７	３	
認定こども園実施回数	１	１	２	４	

歯磨き指導とあわせて、フッ化物洗口開始にあたり、うがい方法の確認と指導を行った。
- 【ぷち歯みがき指導】H27 年度より 4-5 歳園児を対象に各教室ごとに、園での給食終了時に歯科衛生士及び保健師を指導者としてﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ指導を実施

実施施設：平成 28 年度　１保育園、８幼稚園、認定こども園 OURS
平成 29 年度　１保育園、８幼稚園、認定こども園 OURS
平成 30 年度　１保育園、７幼稚園、２認定こども園
令和元年度　３幼稚園、４認定こども園

- 【３歳児はみがき指導】園での「給食後の歯みがき開始前」にﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ指導を実施

平成 28 年度　天津・江見・OURS
平成 29 年度　天津・江見・鴨川・西条・田原・OURS
平成 30 年度　天津・鴨川・西条・田原・ひかり
令和元年度　天津・鴨川・田原

・【小中学校歯磨き教室 】むし歯や歯周病予防健康教育及び歯垢染出しと歯磨き指導を実施

【歯みがき教室】	H28 年度 指導者歯科衛生士	H29 年度 指導者歯科衛生士	H30 年度 指導者歯科衛生士	令和１年度 指導者歯科衛生士	令和２年度 指導者歯科衛生士
小学校	８	８	８	７	
中学校	２	３	３	３	

学校行事のフリー参観日での実施もあり、保護者が子どもの歯みがき状況を把握するとともに、親子で口腔衛生に関する情報共有と認識の向上を図ることができた。

・【家庭教育学級】公民館活動の一環として館長より依頼を受け、幼稚園児とその保護者を対象に健康教育とﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ指導を幼稚園を会場として実施。園児の歯垢染出しをすることにより、子供の歯磨き状況把握と仕上げ磨きの大切さについて保護者の認識を高めることができた。

（H28） 長狭幼稚園 保護者 43 人及び園児 41 人，小湊幼稚園 保護者 17 人

（H29） 西条幼稚園 保護者 41 人及び園児 40 人，東条幼稚園 保護者 28 人及び園児 24 人

（H30） 長狭幼稚園 保護者 23 人及び園児 25 人，

〇幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布

一番むし歯になりやすい生えたての乳歯の歯質の強化と 8020 運動推進を目的として、むし歯予防に効果のある「フッ化物歯面塗布」を幼児歯科健康診査とあわせて、市内の医療機関（歯科医院）に委託し実施した。

（H29） 対象者数 101 人・受診件数延べ 60 件

（H30） 対象者数 247 人・受診件数延べ 220 件

（R1） 対象者数 336 人・受診件数延べ 214 件

〇 歯科口腔保健指導

高齢者の口腔機能向上の方法や口腔体操などの知識の普及を目的とした健康教育を実施

（H28） 歯の健康に関する講話 高齢者サロン参加者等延べ 111 人

（H29） 歯の健康に関する講話 高齢者サロン参加者等延べ 65 人

（H30） 歯の健康に関する講話 高齢者サロン参加者等延べ 177 人

（R1） 歯の健康に関する講話 高齢者サロン参加者等延べ 20 人

28 年度重点事項

（１）就学前のむし歯予防習慣を確立するため、保育園及び幼稚園を通じて保護者への働きかけを継続し口腔の健康意識向上を図る。

（２）歯みがき教室の実施により、児童の歯みがき習慣の確立と口腔保健知識の普及を図る。

（３）養護教諭や保育園、幼稚園職員、保健主事等をはじめ、学校歯科医等関係者の共通理解を醸成し、より効果的な事業展開を図る。

（４）平成 28 年 4 月開設の認定こども園 OURS でのフッ化物洗口事業の開始。

（５）乳歯のむし歯予防対策として、幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布を平成 29 年 4 月から実施予定とした準備をすすめる。

①実施に係る術式や使用薬剤についての研修講師を東京歯科大学 眞木吉信教授に依頼し、事務スケジュール等の説明もあわせて共通理解を図る。

②保護者への事業概要説明文の配布及びフッ化物歯面塗布 Q&A の作成
（東京歯科大学 眞木吉信教授及び安房歯科医師会鴨川支部監修）

③委託医療機関（歯科医院）との契約

29 年度重点事項

（１）むし歯予防および歯周疾患予防の充実

① 保育園、幼稚園、小中学校においてむし歯予防の意識付けとブラッシング指導、フッ化物洗口事業の継続実施。また、園児への歯みがき指導を各施設年2回実施する。

② 乳歯のむし歯予防対策として、医療機関に委託して行う「幼児歯科健診及びフッ化物歯面塗布事業」を実施する。

（２）関係機関との歯科保健事業に関する共通理解の醸成

①歯科保健事業に係る研修会を継続実施する。

30 年度重点事項

（１）むし歯予防および歯周疾患予防の充実

① 保育園、幼稚園、小中学校においてむし歯予防の意識付けとブラッシング指導、フッ化物洗口事業の継続実施。また、園児への歯みがき指導を各施設年2回実施する。

② 乳歯のむし歯予防対策として、医療機関に委託して行う「幼児歯科健診及びフッ化物歯面塗布事業」を継続実施する。

（２）関係機関との歯科保健事業に関する共通理解の醸成

①歯科保健事業に係る研修会を継続実施する。

1 年度重点事項

（１）むし歯予防および歯周疾患予防の充実

① 幼稚園、認定こども園、小中学校においてむし歯予防の意識付けとブラッシング指導、フッ化物洗口事業の継続実施。また、園児への歯みがき指導を各施設年2回実施する。

② 乳歯のむし歯予防対策として、医療機関に委託して行う「幼児歯科健診及びフッ化物歯面塗布事業」を継続実施する。

（２）関係機関との歯科保健事業に関する共通理解の醸成

①歯科保健事業に係る研修会を継続実施する。

課　題

- 就学前児童のむし歯予防習慣確立のための効果的な対策の実施。（乳歯のむし歯予防対策）
- 医療機関に委託して行う「幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布」の円滑な実施。
- 市内全小中学校・全認定こども園でのフッ化物洗口実施継続

数値目標

【歯と口腔の健康づくり】主な指標と対象		市現状						市目標
		計画策定時	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	(32 年度)
むし歯（りかん）の罹患率	1 歳 6 か月児	0%	1.72%	1.05%	0.53%	0.59%		0%
	3 歳児	33.5%	32%	20.32%	24.71%	15.23%		20%以下
	12 歳児 （安房東中） （安房東中以外）	23.7% 27.9%	15.4 18.7	17.4 13.6	13.8 17.84	9.1 20.74		10%以下 20%以下
1 人当たりのむし歯本数（ＤＭＦ－Ｔ）	1 歳 6 か月児	0	0.075	0.016	0.01	0.006		0
	3 歳児	1.3	1.168	0.845	0.724	0.503		1.0 以下
	12 歳児 （安房東中） （安房東中以外）	0.79 0.54	0.35 0.34	0.65 0.17	0.24 0.324	0.41 0.266		0.20 0.4 以下
フッ化物洗口実施校の実施率	保育園	100%	100%	100%	100%			100%
	幼稚園	100%	100%	100%	100%	100%		100%
	小学校	100%	100%	100%	100%	100%		100%
	中学校	100%	100%	100%	100%	100%		100%
自分の歯が 20 本以上ある人の割合★	60 歳代	24.7%※	—	—	—	—		50%
	70 歳代	15.1%※	—	—	—	—		30%
	80 歳代	2.2%※	—	—	—	—		10%
歯間清掃用具（デンタルフロス、糸ようじ、歯間ブラシ）を使っている人★	20 歳以上男女	48.7% ※	—	—	—	—		60%
定期歯科健診を受けている人★	20 歳以上男女	43.2% ※	—	—	—	—		60%
かかりつけ歯科医がある人★	20 歳以上男女	84.1% ※	—	—	—	—		90%
8020 運動を知っている市民の割合★	20 歳以上男女	43.2% ※	—	—	—	—		60%

★総合検診（歯科分野）アンケート結果による。

※平成 27 年度 総合検診（歯科分野）アンケート結果による。

８　地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進

施策・事業

１　市民総ぐるみ健康づくり運動の展開
（１）普及啓発の推進
（２）健康ポイント事業の実施　※再掲
２　健康づくりに関する情報提供・相談の充実
（１）市民等への情報提供
（２）健康相談の充実
３　健康コミュニティづくり
（１）地域の健康状況の把握
（２）地域の拠点づくり
４　健康づくりの体制づくり
・関係各課や地域の健康づくり団体との連携により、効果的な健康づくり事業の推進
・健康づくりコーディネーター役の育成・支援、連携
・住民主体の健康増進活動で中心的な活動が期待される NPO・ボランティア団体との連携
・区、町内会、隣組ごとに健康づくり活動が取り組めるよう、地域住民リーダーの育成や地域の実情に合った健康づくり事業の連携・推進
５　医療機関や大学との共同事業の推進
（１）医療との連携による取り組みの推進
（２）健康学習の共同開催
（３）おたっしゃ調査(疫学調査)事業
６　地域医療・介護環境の充実
（１）循環型地域医療連携システムと健康福祉の連動
（２）鴨川版 CCRC 構想の策定及び推進
（３）医療・福祉関係企業等の誘致、支援
（４）看護師等への修学資金貸付制度
（５）アドバンスケアの普及啓発
（６）市立国保病院の充実

28･29･30･1 年度実施事項

〇かもがわ健康ポイント実証事業　※再掲
（H28）シート配布枚数　1,211 枚　提出枚数 58 枚
（H29）シート配布枚数　6,000 枚　提出枚数 112 枚
（H30）シート配布枚数　6,500 枚　提出枚数 123 枚
（R1）　シート配布枚数　6,000 枚　提出枚数 150 枚
〇鴨川ヘルスサポーターの会ウォーキング事業　※再掲
（H28）開催回数：ウォーキング 3 回／年、参加者数 101 人（延）
屋内レク・体操 2 回／年、参加者数 34 人（延）
（H29）開催回数：ウォーキング 5 回／年、参加者数 156 人（延）
（H30）開催回数：ウォーキング 3 回／年、参加者数 70 人（延）
（R1）　開催回数：ウォーキング 3 回／年、参加者数 78 人（延）
〇看護師修学資金貸付制度
（H28）貸付人数 54 人　（新規 16 人　継続 38 人）、（H28 年度末）免除 8 人
（H29）貸付人数 47 人　（新規 13 人　継続 34 人）、（H29 年度末）免除 4 人
（H30）貸付人数 40 人　（新規 13 人　継続 27 人）、（H30 年度末）免除 2 人
（R１）貸付人数 43 人　（新規 17 人　継続 26 人）、（R１年度末）免除 3 人

28 年度重点事項
（１）かもがわ健康ポイント実証事業の実施。　※再掲 （２）市民の健康意識を醸成するため、市広報誌への健康づくり関連記事の掲載などによる啓発を実施する。
29 年度重点事項
（１）かもがわ健康ポイント事業の継続実施と住民周知、持続可能な仕組みづくりに努める。 （２）市民の健康意識を醸成するため、市広報誌への健康づくり関連記事の掲載などによる啓発を実施する。 （３）第２期健康増進計画の効果的な推進と進捗管理 健康課題の見える化に努め、住民と課題を共有し、健康意識の醸成を図る。 （４）特定健診等実施計画（第３期）及びデータヘルス計画（第２期）策定 関係機関と協力し、特定健診等実施計画（第３期）及びデータヘルス計画（第２期）を策定する。
30 年度重点事項
（１）かもがわ健康ポイント事業の継続実施と住民周知、持続可能な仕組みづくりに努める （２）市民の健康意識を醸成するため、市広報誌への健康づくり関連記事の掲載などによる啓発を実施する。 （３）第２期健康増進計画や第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画の効果的な推進と進捗管理 昨年に引き続き、健康課題の見える化に努め、住民と課題を共有し健康意識の醸成を図る。
1 年度重点事項
（１）かもがわ健康ポイント事業の継続実施と住民周知、持続可能な仕組みづくりに努める （２）健康意識のさらなる醸成 市民の健康意識を醸成するため、市広報誌への健康づくり関連記事の掲載などによる啓発を実施する。 （３）第２期健康増進計画や第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画の効果的な推進と進捗管理 昨年に引き続き、健康課題の見える化に努め、住民と課題を共有し健康意識の醸成を図る。
課　題
・市民の健康意識醸成のための啓発の実施 ・健康ポイント事業への参加者増を図るため、景品の見直し及び更なる周知啓発を進めるこ

数値目標

【地域連携･協働による健康をささえる基盤づくりの推進】主な指標と対象		市　現　状						市目標
		計画策定時	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	32 年度
健康マイレージ制度の登録会員等数（ポイントシート提出者数）		ー人	58 人	112 人	132 人	150 人		250 人
生活支援･介護予防サポーター数	団体数	5 団体	5 団体	5 団体	5 団体	5 団体		増加
	登録者数	183 人	182 人	196 人	196 人	197 人		増加
看護師等修学資金貸付を利用して市内病院へ勤務した人数		11 人	17 人	12 人	13 人	10 人		55 人

Ⅲ　令和２年度 重点施策（案）

１　ライフステージに応じた健康づくり

（１） 妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進（母子保健対策）

①育児支援体制の充実

・もぐもぐ教室（離乳食教室）について、過去３年間の評価をし離乳食教室内容の再検討を図り、事業継続に努める。

・両親学級の内容の検討を図り、妊娠期からの支援に努める。

・延期になった健康診査の対象の児に対して、健康診査を受けられるように案内通知と受診勧奨をし未受診者対策を実施する。また、健康診実施時には感染対策を実施し、受診時の感染拡大の防止に努める。

②関係機関との連携体制の構築

・ケースを通じて子ども発達支援センターとの連携を図り、母子保健部門としての障害児（疑い含む）への支援体制整備に努める。

③妊娠→出産→育児への切れ目のない育児支援体制の充実

・妊婦のケース会議を継続実施し、全数セルフケアプランまたはケアプラン作成し、支援の充実を図る。

・産後ケア事業について､乳児健診等の機会を捉えてアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努め今後の事業実施について検討を行う。

（２）学童・思春期の健康づくりの推進

①新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し､子どもたちが健康に関する正しい知識を身につけ、望ましい生活習慣の実践につながるよう、教育分野と連携し、小児生活習慣病予防検診の事後指導及び健康教育の充実を図る。

②正しい生活習慣を親子で取り組む体制づくりの強化を図る。

（３）成年・壮年期の健康づくりの推進

①新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、各種検診の円滑な実施。

②各種検診受診率の向上及び要精検者・要治療者のフォロー強化。

③若年期からの減塩を中心とした食育の強化。

（４）高齢期の健康づくりの推進

①外出自粛の影響を視野に入れた介護予防対策の充実

・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、介護予防普及啓発の実施。広報紙やホームページ等を利用した情報提供に努める。

・長狭地区健康推進協議会と連携し、研修会（健康セミナー）や健康づくり講演会を実施し、介護予防普及啓発を図る。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、リハビリ専門職と連携し、サロン支援を継続実施するとともに、心身機能評価やフレイル予防を視野に入れた取り組みを行う。

（５）感染症対策の推進（予防接種対策）

①予防接種に関する正しい知識の普及啓発および接種間違いの防止に努める

・引き続き、新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診時等で予防接種に関する正しい知識の普及に努める。

・医療機関と連携し、接種間違いの防止に努める。

・ロタウイルスワクチン定期接種化への円滑な導入。

②感染症の発生時における速やかな対応の実施
・関係機関と連携し感染症発生時における、迅速な対応に努めていく。
③新型インフルエンザ等対策市町村行動計画に基づく住民接種体制の構築
・新型インフルエンザ等の流行時に備え、安房郡市３市１町、安房医師会、安房健康福祉センターや感染症専門医との連携による接種計画の策定。

２　生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

（１）新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、各種検診の円滑な実施。
総合検診中止を受け、安房３市１町や医療機関と連携を図り、各種検診の調整を図る。

（２）各種検診受診率の向上及び要精検者・要治療者のフォロー強化。
①特定健康診査はソーシャルマーケティングを活用した受診勧奨事業の継続により受診率向上を図る。
②要精検者及び要治療者への受診勧奨及びフォローの充実に努める。

（３）若年期からの食育の強化。
・若年期から食を中心とする生活習慣病予防を目的とした啓発を食生活改善協議会と協働で実施。

３　栄養・食生活による健康増進

・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、食生活改善推進員及び食生活改善協議会の取組みを支援する。

・若年期からの減塩を中心とする生活習慣病予防の取組みの強化と、高齢期の低栄養を予防する啓発を実施する。

４　身体活動・運動による健康増進

・市や関係機関が実施する観光・スポーツ関係イベント等との連携を図り、市民の参加機会の拡充を図る。

・健康づくりに関する自主グループへの支援、かもがわ健康ポイント事業の継続実施と住民周知、持続可能な仕組みづくりに努める。

５　休養・こころの健康づくり

メンタルヘルスの重要性についての効果的な啓発方法等を検討し、休養・こころの健康についての知識の普及を図る。
⇒民生委員・児童委員等に対し、休養・こころの健康について啓発チラシの配布

６　喫煙・飲酒対策の充実

・妊産婦・乳幼児を持つ保護者への喫煙防止指導を推進する。
⇒あらゆる機会を活用し、禁煙および受動喫煙防止啓発グッズの配布

・公共施設等における受動喫煙防止対策を推進する。（敷地内禁煙の徹底）

・適量飲酒および未成年者の飲酒防止の普及啓発

７　歯と口腔の健康づくり

（１）むし歯予防および歯周疾患予防の充実

①認定こども園、小中学校においてむし歯予防の意識付けとブラッシング指導、フッ化物洗口事業の継続実施。また、園児への歯みがき指導を各施設年2回実施する。

②歯のむし歯予防対策として、医療機関に委託して行う「幼児歯科健診及びフッ化物歯面塗布事業」の円滑な実施を図る。

（２）関係機関との歯科保健事業に関する共通理解の醸成

①歯科保健事業に係る研修会を継続実施する。

８　地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進

（１）健康ポイント事業の継続実施

・かもがわ健康ポイント事業の継続実施と住民周知、持続可能な仕組みづくりに努める。　※再掲

（２）健康意識の更なる醸成

・市民の健康意識を醸成するため、市広報誌への健康づくり関連記事の掲載などによる啓発を実施する。

（３）第２期健康増進計画や第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画の効果的な推進と進捗管理

①昨年に引き続き、健康課題の見える化に努め、住民と課題を共有し、健康意識の醸成を図る。

②第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画は、令和３年度の中間評価に向け、年度毎の評価を踏まえた総合的な評価を行うとともに、計画の進捗管理に重点を置く。

令和2年度　保健事業一覧(案・対象年代別)

	妊娠	0歳	1歳	2歳	3歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
健康診査	・妊婦一般健康診査	・乳児一般健康診査 ・乳児健康診査	・1歳6か月児健康診査		・3歳児健康診査		・子宮頸がん検診	・乳がん検診	・特定健康診査、特定保健指導 ・生活保護受給者の健康診査 ・結核・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・胃がん検診 ・~~肝炎ウイルス検診~~	・骨粗しょう症検診	・~~前立腺がん検診~~		・後期高齢者健康診査
健康相談	・妊婦健康相談	・定期健康相談・電話相談 ・乳幼児健康相談(ぐんぐん相談・のびのび相談)				・小児生活習慣病予防検診・事後指導			・病態別健康相談 ・~~生活習慣改善指導~~				
健康教育	・パパママ学級および同窓会 ・母子食生活改善健康教育	・歯科保健集団指導 ・もぐもぐ教室	・おやこ食育教室		・むし歯予防教室 ・学童期からの生活習慣病予防事業		・成人食生活改善健康教育 ・塩分調査		・生活習慣病予防教室 ・食生活改善推進員の養成・育成 ・ウォーキング普及啓発事業 ・地区活動(サロン活動支援等)	・男性の食生活改善事業	・一般高齢者食生活改善事業 (介護予防・食の自立支援) ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業		
訪問指導	・妊産婦訪問指導	・新生児訪問・未熟児訪問 ・乳幼児訪問 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業					・検診事後訪問 ・在宅療養者訪問						
その他	・母子健康手帳の交付	・予防接種 ・虐待予防 ・要保護児童対策会議			・フッ化物洗口 ・フッ化物歯面塗布及び幼児歯科健診 ・~~親と子のよい歯のコンクール~~		・予防接種　成人(MR・R) ・健康ポイント ・8020運動 ・骨髄ドナー支援事業 ・献血推進事業 ・看護師等修学資金貸付制度 ・産後ケア事業及び特定不妊治療費助成事業		・風しん抗体検査・予防接種 ・介護予防ボランティアの育成 ・健康手帳交付		・予防接種(インフルエンザ・肺炎球菌) ・介護予防把握事業	・高齢者のよい歯のコンクール	・後期高齢者歯科健診

令和2年度　保健事業計画（案）

※新—新規事業　改—事業改正

区分	事業名	※	実施項目		対象者	日程	予定者	事業内容	改正点
健康増進	健康診査		特定健康診査 後期高齢および生活保護受給者の健康診査		・40歳以上の国保加入者 ・千葉県後期高齢者医療制度加入者 ・40歳以上の生活保護受給者	集団：年15日（6月・7月） 医療機関:(7月～12月）	国保：7,000人 後期高齢：700人	生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に実施 集団は総合検診として基本健康診査・胸部・胃部エックス線検査等を同時実施	集団（総合検診）は中止し、医療機関は期間延長
			特定保健指導		特定健診受診者	おおむね10月～3月	250人	特定健診で生活習慣病のリスクの高い受診者へ、6ヶ月間の保健指導を実施(外部委託）	
			肝炎ウイルス検診		40歳以上 すでに検査済みの方は除く	年15日（6月・7月）	500人	肝臓がん・肝疾患を予防するため、問診・肝炎ウィルス検査（B型・C型肝炎検査）を実施	中止（無料対象者は次年度対象）
	がん検診		胃がん		40歳以上	年15日（6月・7月）	2,000人	問診、胃部エックス線撮影の実施、誤嚥防止のためのハイリスク者確認 胃がん・ポリープ・胃潰瘍等の早期発見・早期治療	総合検診としてでなく、単独または肺がん検診と同時実施
			肺がん		40歳以上	年15日（6月・7月）	3,000人	問診、胸部エックス線撮影の実施 肺がん・結核等の早期発見・早期治療	総合検診としてでなく、単独または胃がん検診と同時実施
			大腸がん		40歳以上	11月下旬～6日間	2,800人	問診、便潜血反応検査の実施　大腸がん・ポリープ等の早期発見・早期治療	
			前立腺がん		50歳以上の男性	年15日（6月・7月）	1,200人	問診、PSA値測定、前立腺がん・前立腺肥大症等の早期発見・早期治療	中止
		改	子宮頸がん	集団検診	20歳以上の女性	4/17・18	500人	検診車または医療機関において、頚部細胞診の実施。施設検診では必要に応じ、体部検査も実施	検診車での体部検査廃止
				施設検診		6～2月末	1,400人	子宮頸がん及び前がん病変の早期発見・早期治療	
		改	乳がん	集団検診	40歳以上の女性	4/17・18	500人	検診車または医療機関において、マンモグラフィ（41歳及び50歳以上）・超音波検査（30歳代及び	40代マンモグラフィ2方向と超音波検査交互実施
				施設検診	30歳以上の女性	6～1月末	1,500人	40歳代（41歳以外））の実施、乳がんの早期発見・早期治療	
			骨粗しょう症検診		20～70歳の5歳毎ふしめ年齢女性	4/17-19 1/6～8	400人	問診、骨塩定量検査の実施 骨粗鬆症の早期発見・早期治療	
	健康相談		総合健康相談		市民	随時	500人	毎週月曜日の定期健康相談をはじめ、心身の健康について電話・面接による個別健康相談を実施 日常生活・食生活・運動等、個人に即した具体的な生活習慣の改善方法を掲示し、継続的に指導	
			重点健康相談		40歳以上64歳以下の者	随時	100人	高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症、病態別（肥満、心臓病等）、女性の健康相談の実施	
	健康教育		集団健康教育		40歳以上64歳以下の者	随時	1,000人	歯周疾患、骨粗鬆症（転倒予防）、病態別、薬、一般健康教育の実施	
			生活習慣病予防教室		40歳以上65歳未満の者	中止		生活習慣病予防のための知識の普及と食事・運動等、生活習慣改善実践のための アプローチを図る。食生活改善推進員の養成講座を兼ねて実施。特定保健指導対象者へも周知。	
		改	ウォーキング普及啓発事業（支援）		市民	年3回	60人	ウォーキングを中心とした健康づくり活動の支援を実施	
	訪問指導		訪問指導		64歳以下の者	随時	100人	検診の要精密検査者に対する生活習慣病予防の指導、介護家族者への指導、介護予防の指導等、 家庭における療養方法を指導	
	健康手帳交付				40歳以上の者	随時	150人	健康診査の記録・医療の記録等、自己の健康管理に役立てる	

令和2年度　保健事業計画（案）

※新—新規事業　改—事業改正

区分	事業名	※	実施項目	対象者	日程	予定者	事業内容	改正点
介護予防（一般介護予防事業）	介護予防把握事業		介護予防把握事業（生活機能評価）	65歳以上	随時	30人	運動機能の低下や低栄養、口腔機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等を早期に発見するため、生活機能を総合的に把握・評価し、介護予防活動につなげる。	
			①運動器の機能向上	運動機能の低下の恐れのある高齢者	随時	50人	運動機能の低下の恐れのある高齢者に対し、転倒予防体操指導を行う等、運動機能向上のための支援を行う。	
			②栄養改善（低栄養予防）	低栄養状態の恐れのある高齢者	随時		低栄養状態の評価や食事摂取状況等を把握し、低栄養状態の改善に努める	
			③口腔機能向上	口腔機能低下の恐れのある高齢者	随時		口腔機能の低下の恐れのある高齢者に対し、健口体操、ブラッシング指導等を行うことで口腔機能向上のための支援を図る	
			④閉じこもり予防	閉じこもりの恐れのある高齢者	随時		閉じこもり状態を改善させるために、介護予防活動への参加を呼びかけるとともに、地域のインフォーマルなサービス資源を活用する	
			⑤認知症予防	軽度認知障害の恐れのある高齢者	随時		軽度認知障害を早期に発見し、認知症を予防するために、介護予防活動への参加を呼びかけるとともに、地域のインフォーマルなサービス資源を活用する	
			⑥うつ予防	うつ病またはうつ傾向が疑われる高齢者	随時		うつ病またはうつ傾向が疑われる高齢者を早期に発見し、医療機関に結びつけるとともにその後も適切な支援を行う。	
	介護予防普及啓発事業		介護予防普及啓発	65歳以上の市民	随時	健康教育3,000人 健康相談2,000人	様々な機会を捉えた、健康教育・健康相談の実施。介護予防に関する知識の普及と意識の向上、地域資源の把握、関係機関との連携を図る。	
			介護予防教室（介護予防普及ボランティア講座）	今後も継続して介護予防普及活動を地域で実践する意欲のある方	中止	15人	サロンで使える「認知症予防」「健康体操・ストレッチ」「栄養・休養」「調理実習」「レクリエーション」などの講義や実技	
			しらかば会支援	65歳以上の高齢者	年10回	約120人	高齢者健康教室の自主団体に対して介護予防の視点から支援を実施	
			サロン活動支援	65歳以上	随時	800人	高齢者の閉じこもり予防を目的として、地域ボランティアの主体的な活動を介護予防の視点から支援する	
			健康セミナー	市民	希望か所	300人	要望があった各地区に出向き、健康に関する講習会を開催し、健康意識の向上を図る	
	地域介護予防活動支援事業		介護予防ボランティア（サポーター）育成・支援	天津小湊・江見・長狭地区介護予防サポーター	随時	約90人	健康・生きがいづくり・介護予防に関するボランティアの活動支援を実施	
			長狭地区健康推進事業	長狭地区健康推進員	年4回		健康推進員を中心に各関係機関が連携を図り、地域の健康意識の高揚を図る	
	地域リハビリテーション活動支援事業		サロン活動へのリハビリ専門職の支援	各サロン活動への支援	4カ所×年2回	約100人	リハビリ専門職による介護予防に関する技術的な助言等の支援を実施	

令和2年度　保健事業計画（案）

※新―新規事業　改―事業改正

区分	事業名	※	実施項目	対象者	日程	予定者	事業内容	改正点
母子保健	健診事業		妊婦一般健康診査	全妊婦	妊娠中14回 医療機関委託	300人	安全な分娩と健康な児の出産のために、妊婦に対し健康診査を実施し、異常の早期 発見・早期治療と保健指導につなげる	
			乳児一般健康診査	全乳児	乳児期2回、医療機関委託	500人	乳児の発育発達の確認とともに、心身の異常の早期発見を行う	
			乳児健康診査	5～6か月児	年6回	250人	発育発達の確認とともに異常の早期発見を行う。育児指導及び離乳食指導を実施	
			1歳6か月児健康診査	1歳6～8か月児 （2歳未満）	年6回	250人	精神運動発達の確認とともに異常の早期発見を行う 個別育児相談及び歯科衛生士・栄養士による集団・個別指導を実施	
			3歳児健康診査	3歳6～8か月児 （4歳未満）	年6回	250人	適切な生活習慣の確立に向け、個別育児相談及び歯科衛生士・栄養士による集団・個別指導を実施 母子関係や児の発達面の支援として、言語聴覚士による相談も実施	
	相談事業		母子健康手帳交付及び妊婦面接	妊娠の届出をした者	随時	270人	妊娠届出の際、リスクスクリーニング及び健全な妊娠期をおくるための保健指導を実施	
			妊婦健康相談	妊婦	随時	30人	保健指導が必要なハイリスク妊婦に対し相談指導を実施	
			のびのび相談	要経過観察児等	年6回	30人	発育・発達に心配のある児について、小児科医師による相談、経過観察。	
			ぐんぐん相談	要経過観察児	年6回	40人	3歳児健診から把握した3歳児健診眼科・耳・尿検査の未実施者、再検査者。 また、要経過観察児のフォローの場として相談を実施(臨床心理士による相談支援)	
			電話相談	市民	随時	250人	電話による健康相談を実施	
	育児支援対策		発達・育児支援	支援が必要な児とその保護者	随時		育児不安を軽減し、育児を楽しんで行えるよう、また子どもの豊かな心の成長を育む ため、関係機関（教育委員会、子ども支援課等）と連携し早期からの支援を行う	
	虐待予防対策		虐待予防	虐待等の疑われる保護者	随時		虐待予防のため、妊娠期など早期からのかかわりを持ち、保健師ケース会議により支援の 必要なケースを見出し、関係機関・職種との連携がはかれる体制作りをする。	
			要保護児童対策実務者会議		年6回		虐待等の疑われる事例に対し、児童相談所、保健所、教育委員会、福祉事務所、子ども支援課と ともに介入支援の緊急性や送致の必要性等を検討し適切な支援を実施する（子ども支援課主管）	
	健康教育		パパママ学級 パパママ学級同窓会	初妊婦及び希望者	年3コース 1コース5回	150人	妊娠・出産・育児に関する知識の普及により、母体の疾病を予防し、安心して過ごせるよう支援する また、歯科・栄養などの内容の充実を図る	
			もぐもぐ教室	離乳食開始後の乳児と保護者	年3回	30人	離乳食の講義や試食を通して、個別にあわせた離乳食の進め方の相談に応じ、疑問・不安の 軽減を図る。離乳食を切り口に、母親同士の交流を促し、仲間作りにつなげる。	
			小児生活習慣病予防検診 事後指導	中学校2年生 小学校5年生	7月～11月	400人	要指導児及びその保護者に対し、生活習慣病予防のための個別指導の実施。また中学2年生 に生活習慣・食習慣に関する集団指導を実施。	
			3歳児健康診査時の 栄養集団指導	3歳児健康診査対象者	年5回	200人	正しい生活習慣と合わせて、食習慣の確立のため、管理栄養士による集団指導を実施	
	訪問指導		妊産婦訪問指導	妊産婦	随時	150人	妊産婦に対して日常生活指導を行い、疾病の早期発見と健康の保持増進、また育児不安の 軽減を図る。（ハイリスク妊産婦を優先的に実施）	
			新生児訪問指導	新生児	随時	150人	発育発達の確認とともに異常の早期発見、虐待予防の視点から、育児指導を実施し 育児不安の軽減を図る	
			未熟児訪問事業	未熟児	随時	20人	出生体重2,500g以下の児を訪問し、児の状況確認と母の育児不安の軽減をはかる。	
			乳幼児訪問指導	乳幼児	随時	50人	身体・精神・環境面において経過観察が必要な乳幼児、育児不安の強い保護者等について継続支援	
			こんにちは赤ちゃん事業	4か月までの乳児	随時	130人	虐待予防を目的に、生後4ヶ月までの乳児を対象に保健師または主任児童委員が全戸訪問し、 育児支援情報の提供、またブックスタート事業の周知をする。	
妊娠・出産包括支援事業			産後ケア事業	産後1ヶ月未満で支援者のいない者	随時	10人	医療機関に委託して行う、助産師による訪問。産後も安心して子育てが出来るよう、心身のケア や育児のサポートを行い、児童虐待防止につなげる。	
特定不妊治療費助成事業			特定不妊治療費助成事業	千葉県特定不妊治療助成決定を受けた市内在住の夫婦	申請時	15人	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた夫婦に対してその治療に要する費用の 一部を助成する。※所得制限有り	
歯科保健	健康教育		1歳6か月児健康診査時 の歯科保健集団指導	1歳6か月児健康診査 対象者	年6回	250人	正しい生活習慣と合わせて歯磨き習慣の確立のため、歯科衛生士による集団指導を実施	
			幼児 歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布	2歳児	1人2回	130人	乳歯に対するむし歯予防対策。	
		改	むし歯予防教室/歯みがき指導	認定こども園4歳児以上、幼稚園児	施設各1回ずつ	400人	フッ化物洗口を実施する保育園・幼稚園を対象に、むし歯予防の意識付けとフッ化物洗口の導入を図る。	
			歯みがき教室	小学校、中学校	小・中は随時	2000人	小中学校からの依頼により、口腔保健意識向上を図るため講話と歯みがき指導を実施。	
			フッ化物洗口	市内保育園、幼稚園 小学校、中学校	園児　週5回 小中学生　週1回	2400人	むし歯予防のため、保育園・幼稚園・小学校・中学校において事業が円滑に実施されるよう 調整をはかる。また、年齢に応じた歯科保健行動の普及啓発を実施。	
			親と子のよい歯のコンクール	3歳児とその母親（父親）	中止		親と子のよい歯のコンクールを開催	
			8020運動	80歳以上	年1回		高齢者のよい歯のコンクールを開催	

令和2年度　保健事業計画（案）

※新―新規事業　改―事業改正

区分	事業名	※	実施項目	対象者	日程	予定者	事業内容	改正点
食生活改善	支援事業		食生活改善推進員育成事業	食生活改善推進員	随時	96人	食生活改善推進員の資質向上を目的に研修会の開催や地区伝達活動を支援	
			食生活改善推進員養成事業	食生活改善推進員を希望する者	中止		食生活改善推進員の養成を図る。市健康づくり教室（からだすっきり教室）に充てて実施。	
			おやこ食育教室	小学生と保護者	年7回	450人	正しい食生活リズムの形成や身体の発達、活動に応じた食事がとれるよう支援するとともに、親子のふれあいの場とする	
			塩分調査	市民	随時	100人	塩分調査を実施するとともに、減塩の意識啓発を図る	
	健康教育		母子	妊産婦及び乳幼児期～思春期の母子	随時	200人	妊婦から思春期にかけての母子に対し、正しい食習慣の確立を図るべく、食を中心とした健康教育や調理実習を実施	
			成人	一般成人	随時	200人	食事を通した健康づくりをテーマに、講義・調理実習等を実施	
			食育推進事業	市民	随時		「食」に関する正しい知識の習得や地産物に対する理解等を通して、「食」からの健康づくりの自立が図れるよう啓発活動を推進。主なものとして食育の日PRなど。	
			栄養プログラム提供事業	健康教室参加者及び希望者	随時	150人	IT化した栄養情報システムを活用し、個人別の栄養アセスメントを提供することにより、個人の食生活習慣改善の支援を図る。	
	介護予防・食の自立支援事業		高齢者低栄養改善事業	低栄養状態の恐れのある特定高齢者	随時	50人	アセスメントによる低栄養状態の把握により、個々の状態に応じた栄養指導及び講義や調理実習等集団的な栄養教育を実施	
			高齢者食生活改善事業	65歳以上	随時	500人	高齢者の状態に応じた個別指導並びに集団的な講義や調理実習を実施し、食の自立支援を図る	
			男性の食生活改善事業	成人男性	随時	150人	成人男性が料理経験や食に関する知識を習得することにより、生活習慣病の改善及び1人暮らしにおいての健康づくり支援、介護予防を視野に入れた食の自立を目的に料理教室や講習会を実施。	
			訪問指導	市民	随時		家庭訪問を行うことにより、家庭環境等をふまえた具体的な食生活改善を図る	
健康づくり			健康ウォーキング	市民		1,000人	庁内関係課及び医療・観光・教育分野、地域団体、企業等との連携を図り、住民の健康意識を高めるため、ウォーキングマップを活用した健康づくりの推進	
予防接種事業			予防接種	該当年齢の者	随時	16000人	ポリオ、BCG、四種混合、麻しん、風しん、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、HPV、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎等の予防接種の実施 風しん抗体検査と風しん5期予防接種　10月1日～ロタウイルス定期接種	
			予防接種健康被害調査委員会				予防接種による健康被害発生時の対応を図る	
その他	献血推進事業			市民	年26か所	480人	国内の医療に要する全ての血液製剤を献血により確保する事を目指し、血液の安定補給を図るために献血を実施	
	健康づくり推進協議会				年1回(7月)		総合的な健康づくりのための施策について協議する。	
	看護師等修学資金貸付制度			養成施設に在学し、一定要件を満たす者	申請受付　4／1～4/30	新規20人	看護師などの養成施設（大学や学校、養成所）に在学し、将来、安房郡市内で勤務しようとする方を対象に修学資金の貸付けを実施	
	看護教育に関すること						助産師・看護師の学生に対して地域保健看護学、在宅看護学の講義を実施	
	地域実習に関すること				年間18週		保健師・助産師・看護師・栄養士等の学生に対して地域看護実習指導を実施	
	健康増進計画（第2次）進捗管理						第2次鴨川市健康増進計画の進捗管理	
	データヘルス計画進捗管理						計画にもとずいた保健事業を遂行し進捗管理を行う。	
	特定健康診査等実施計画進捗管理						計画にもとずいた保健事業を遂行し進捗管理を行う。	
	かもがわ健康ポイント事業						市民の健康づくり意識の醸成の一環として、健康づくり活動を行った際にポイントを付与し、規程ポイント以上を貯めた場合に景品を進呈。	
	新型インフルエンザ住民接種計画策定準備						安房健康福祉センターや医療機関（感染症専門医）との連携のもとに実施	
	女性の生涯を通じた健康づくりを支援						リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康と権利）に関する啓発を推進するとともに、保健師等による健康教育や相談支援等を行う。	

資料２

令和元年度保健事業実施状況

［　目　次　］

１　健康増進事業　　事業費：　60,005 千円
⑴　各種健（検）診……1
特定健診・特定保健指導・健康診査……1
各種がん検診……6
⑵　健康相談・健康教育・訪問指導……10

２　介護予防事業　　事業費：　2,749 千円
⑴　介護予防把握事業……13
⑵　介護予防普及啓発事業……18
⑶　地域介護予防活動支援事業……19
⑷　地域リハビリテーション活動支援事業……24

３　母子保健事業　　事業費：　22,264 千円
⑴　健康診査……26
⑵　健康相談・健康教育……33
⑶　訪問指導……36
⑷　子育て支援関連部署との連携……38
⑸　母子保健医療対策総合事業……39
⑹　小児生活習慣病予防事業……40

４　歯科保健事業　　事業費：　1,167 千円　……41

５　食生活改善事業　事業費：　564 千円　……45

６　予防接種事業　　事業費：　55,906 千円　……48

７　献血推進事業　　事業費：　―　……49

８　骨髄移植ドナー等支援事業　事業費：　―　……50

９　健康づくり事業　事業費：　15,195 千円　……51

【※事業費は決算見込】

区　分	健康増進
事業名	特定健康診査

概　要

平成 20 年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各保険者ごとに義務付けられたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。メタボ因子レベルに応じて保健指導に結びつけ、生活習慣病発症・重症化予防、医療費抑制を目的とする。
平成 30 年度から基準等の一部改正に伴い、詳細な健診対象者の選定基準の変更あり。

実　績

対象:40～74 歳の鴨川市国民健康保険加入者。

	会　場	期　間	受診者数
集団健診	ふれあいセンター（総合検診）	15 日間	1,536 人(前年－111 人)
	亀田健康管理センター	6～10 月	80 人（前年＋2 人)
個別健診（医療機関健診）	石川外科内科ｸﾘﾆｯｸ 小田病院 鴨川市立国保病院 黒野医院 東条病院 真木クリニック	6～10 月	120 人（前年－8 人）
			1,736 人（前年－117 人）

＊上記に加え、国保人間ドック処理中（約 250 人）
職場等他健診結果の提供受理中（約 50 人。約 30 人はデータ不足で登録不可）

令和元年度暫定受診率

（受診者数／年度当初国保加入者数、法定報告では途中脱退を除外するため一致しない）
2,036／6,679＝**30.5％見込み**（法定報告は 11 月発表）
＜令和元年度受診率目標値 41％：第 3 期特定健診等実施計画より＞

評　価

・健診申込者の他、申込票の返信のない者へ受診票案内を継続した。
・申込票返信者 2,856 人（42.7％）のうち、市の健診を希望する者は 1,654 人（57.9％）。
希望しない者のうち、523 人（43.5％）が治療中・407 人（33.9％）が他の機会に健診予定。
・安房 3 市 1 町で総合検診ポスターを作成し、公共施設・店舗等への掲示により PR を図った。
・平成 28 年度から総合検診にて、日曜検診にて受付時間 1 時間延長を継続し、受診しやすい体制づくりを実施し市民に浸透してきている。
・総合検診・特定健診の大幅な業務体制変更に伴い、医療ｾﾝﾀｰ等との連絡調整や安房3市1町との連携を密に図ることで、大きな問題もなく実施でき、スムーズな検診体制を確立できた。
・特定健診受診勧奨事業として、国保保健指導事業補助金申請し、ｿｰｼｬﾙﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞを活用した受診勧奨を継続（委託実施により 2 年目）。受診者の特性に応じた勧奨通知を継続し、新規に 40 歳への受診勧奨通知と国保新規加入者へのリーフレットを作成。リーフレットは市民生活課窓口で配布。
・特定健診開始年齢である40歳の無料健診（4年目）や健康ポイント事業による無料検診（前年度の参加者特典）の継続は、健康意識の醸成と受診率向上に効果的であった。健康ポイントシートは総合検診と医療機関健診の結果通知に同封。
40歳受診率21人(男11･女10)/74人＝28.4％
・台風による総合検診中止や医療機関健診への影響があり、市健診の受診者数は減少したが、全体としては受診率は微増。
・年度末に職場等他健診結果の提供依頼を211人に送付し、受診率向上に努めた。

課　題
・
次　年　度
目　　標

・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、総合検診中止等を受け、安房 3 市 1 町や医療機関等と連携を図り、実施に向けての調整を図る。
・特定健診受診勧奨事業として、国保ヘルスアップ事業補助金申請し、ｿｰｼｬﾙﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞを活用した受診勧奨を継続（委託実施により 3 年目）。
特に過去 3 年間健診受診歴のない未経験者に重点を置き、新規にレセプトを用いた通院歴の有無により勧奨通知し、健康意識の向上を図るとともに行動変容を促す。
・第二期データヘルス計画／第三期特定健康診査等実施計画について、令和 3 年度の中間評価に向け、保健事業実施計画の 3 事業について、年度毎の評価を踏まえた総合的な評価を行うとともに、計画の進捗管理に重点を置く。
・治療中の者を対象としたみなし健診の実施や、受診しやすい健診体制整備について市民生活課とともに検討する。

区　分	健康増進
事業名	特定保健指導
概　要	特定健診の結果、内臓脂肪蓄積による心疾患等のリスク要因に応じて階層化し、個別性に配慮した保健指導を実施。 平成 28 年度から、「(株) 千葉薬品」へ全委託（継続 4 年目)。 ＜階層化条件＞　動機付け支援、積極的支援：下記の①～③全てに該当 ①腹囲（男性 85cm 以上、女性 90cm 以上）または BMI25 以上 ②血糖・脂質・血圧の項目が基準以上、喫煙歴も加味 ③医療機関において生活習慣病治療中の者を除く ＜支援方法＞　積極的支援・動機付け支援は管理栄養士による初回面接 40 分。 積極的支援　：3 ヶ月以上の継続支援。初回面接にて自己目標設定、中間・最終評価。厚労省で定めた支援ポイントを蓄積。 動機付け支援：初回面接にて自己目標設定、3 ヵ月後評価。 情報提供　　：結果の見方説明、生活習慣に対応した情報提供。
実　績	＜令和元年度実施率目標値 33%：第 3 期特定健診等実施計画より＞ 該当者　251 人 積極的支援　　53 人（3.1%） 動機付け支援　198 人（11.4%） 情報提供　　1485 人（85.5%）　　計 1,736 人（前年度－117 人） 初回面接実施者 36 人（うち積極的支援 3 人、動機付け支援 33 人） 評価終了者　　35 人（うち積極的支援 3 人、動機付け支援 32 人） 脱落者　　1 人（服薬開始） ※実施率見込（評価終了者）　計 13.9% 積極的支援 5.7%　　動機付け支援 16.2%
評　価	・評価修了者は積極的支援が 3 人（5.7%）と減少。動機付け支援は 32 人（16.2%）と横ばい。 ・ふれあいセンターでの特定健診受診時に特定保健指導案内チラシ、健診結果通知に該当者への参加勧奨チラシを同封し、PR を図った。 ・参加勧奨チラシは、年代別（①40･50 歳代②60 歳以上）を新たに作成し、興味を持ってもらえるような内容とした。支援別と併せて計 4 種類作成。 ・初回面接は 9 月に各地区 5 会場で当初 4 日間設定。期間中の災害の影響により、申込み後のキャンセルが複数あった。そのため、ふれあいセンターや委託先店舗を活用し、日程追加 12 月まで計 10 日設定・8 日間実施。利便性を考慮し、土日曜や夜間にも実施した。 ・初回面接時に運動資源や市民団体一覧等の資料を配付し、個々のきっかけ作りとして情報提供を継続した。 ・不参加理由は、積極的支援では「多忙」22%・「自己管理希望」20%、動機付け支援では「連絡不通」20%・「自己管理希望」18%が多い。
課　題 ・ 次年度目標	・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、総合検診中止等を受け、実施方法の検討が必要。 ・実施率向上に向け、委託業者の、PR 方法や参加勧奨を実施する。 ・評価として、指導期間のみの効果判定にとどまらず、次年度以降の健診結果等、長期的な医療費や疫学データと併せて分析する。

区　　分	健康増進
事業名	健康診査

概　　要

＜後期高齢健診＞平成20年度より千葉県後期高齢者医療広域連合より受託。
腹囲を除く特定健診同様の検査を実施。
＜健康診査＞　健康増進法に基づき、40歳以上の生活保護受給世帯の者に対し、特定健診と同様（75歳以上は腹囲なし）の検査及び保健指導を実施。
＊H30～基準等の一部改正に伴い、詳細な健診対象者の選定基準の変更あり。

実　　績

	会　場		後期高齢 健康診査	健康増進法 健康診査
集団健診	ふれあいセンター (総合検診)	15日間	572人 (前年−3人)	7人 (前年−1人)
	亀田健康管理センター	6~10 月	7人 (前年+0人)	0人 (前年+0人)
個別健診 (医療機関)	石川外科内科ｸﾘﾆｯｸ 小田病院 鴨川市立国保病院 黒野医院 東条病院 真木クリニック	6~10 月	44人 (前年+7人)	0人 （前年−1人）
			623 (前年+4人)	7人 (前年−2人)

＊上記に加え、後期高齢人間ドック処理中（約50人）　総計673人見込み

元年度暫定受診率（受診者数／後期加入者数）
673／6,653（H31.3末の後期加入者数）＝**10.12%見込み**

＜後期健診受診率推移＞（広域連合確定値）

20年度 499／6,188＝8.06%	21年度 604／6,305＝9.58%
22年度 562／6,023＝9.33%	23年度 505／6,359＝7.94%
24年度 552／6,027＝9.16%	25年度 550／6,109＝9.00%
26年度 561／6,051＝9.27%	27年度 563／6,045＝9.31%
28年度 632／6,117＝10.33%	29年度 626／6,226＝10.05%
30年度 666／6,236＝10.68%	

評　　価

・総合検診は15日間中1日が台風で中止となり、受診者数が減少した。
医療機関健診も期間中の災害の影響により、受診者数は伸び悩んだ。
・受診者のうち、後期健診398人（64%）・健康診査4人（57%）が医療機関管理中。
・後期高齢健診申込み状況について、返信のあった者は1,108名（17%）。
平成29年度より総合検診案内不要者の登録あり、返信率は2%減少。
返信者のうち、健診希望者は656人（59%）であり、健診を希望しない者452名のうち226名（50%）は医療機関で治療中。
・健診の大幅な業務体制変更に伴い、医療センター等との連絡調整や安房3市1町との連携を密に図り大きな問題もなくスムーズな健診体制を確立できた。

課　　題
・
次年度目標

・フレイル健診開始に伴い、安房3市1町や医療センター・安房医師会と連携しながら健診の変更点等を周知し、円滑な実施を図る。また、保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたスタッフの共通理解を図り啓発に努める。
・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、安房3市1町や医療機関と密なる連携により健診の調整を図る。
・各事業やイベントにて健診受診勧奨やかかりつけ医に関する啓発を行う。

令和元年度　特定健診特定保健指導　結果概要資料

1. 鴨川市特定健診等実施計画と実績

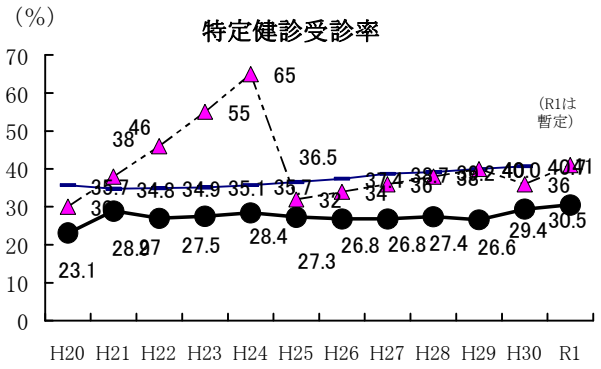

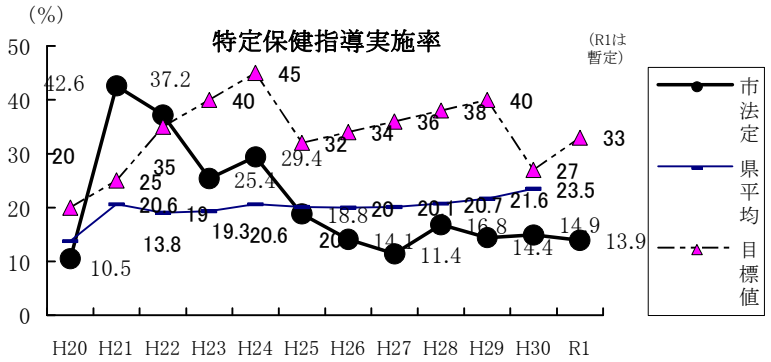

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
特定健診	鴨川市法定	23.1	28.9	27.0	27.5	28.4	27.3	26.8	26.8	27.4	26.6	29.4	30.5
	県平均	35.7	34.8	34.9	35.1	35.7	36.5	37.4	38.7	39.2	40.0	40.7	
	目標値	30.0	38.0	46.0	55.0	65.0	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0	36.0	41.0
特定保健指導	鴨川市法定	10.5	42.6	37.2	25.4	29.4	18.8	14.1	11.4	16.8	14.4	14.9	13.9
	県平均	13.8	20.6	19.0	19.3	20.6	20.1	20.0	20.1	20.7	21.6	23.5	
	目標値	20.0	25.0	35.0	40.0	45.0	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0	27.0	33.0

2. 主要疾患の患者割合

＊KDB生活習慣病全体のレセプト分析（作成月7月）より

疾患名	H27	H28	H29	H30	R1
虚血性心疾患	3.2	3.1	3.2	3.4	3.3
脳血管疾患	3.1	3.1	3.2	3.2	3.1
糖尿病性腎症	0.7	0.7	0.7	1.0	1.2

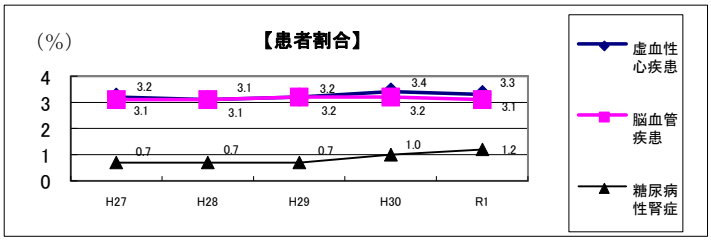

3. 特定健診受診勧奨事業

○AIを活用し、健診受診確率の算出し、優先順位をつけて再勧奨。

○個人特性・健康意識等に基づくセグメント分けにより、受診勧奨通知を効果的に送り分け。

【実施方法】

①総合検診案内に受診勧奨チラシ1枚を同封（5月末発送）	約5,800人
②案内発送1週間後に再勧奨ハガキ「再度のお知らせ」5種類を送付（6月上旬）	3,100人
③医療機関健診勧奨ハガキ「今年度最後のお知らせ」1種類を送付（8月下旬）	1,000人

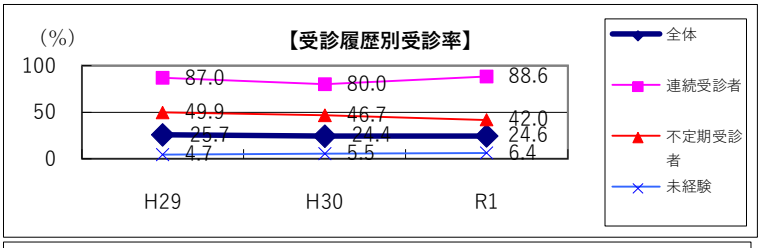

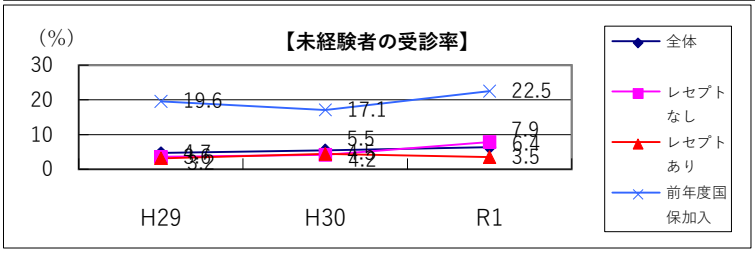

・全体の受診率は0.2%増加。
・連続受診者（過去3年間連続受診）の受診率は8.6%増加。
・健診未経験者（過去3年間未受診）の受診率は0.9%増加。
・健診未経験者のうち、前年度国保加入者の受診率は5.4%増加。加入のタイミングでの受診勧奨が効果的。
・健診未経験者のうち、レセプトありの者の受診率が3.5%と低い。同規模自治体の平均値6.7%と比較し、伸びしろがある。通院中という属性に着目した受診勧奨が必要。
・年代別に受診率を見ると、60歳代の受診率が26.4%と最も高く、反対に50歳代が19.2%と最も低い。

4. 特定健診結果

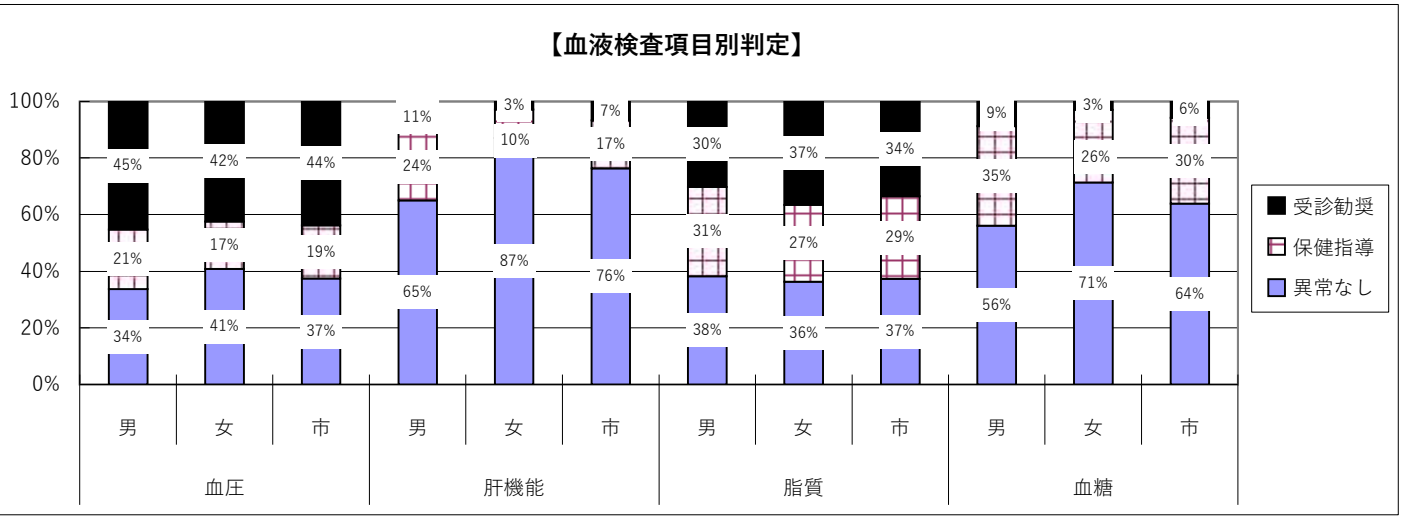

・男女ともに有所見者が多いのは、①脂質　②血圧となっている。

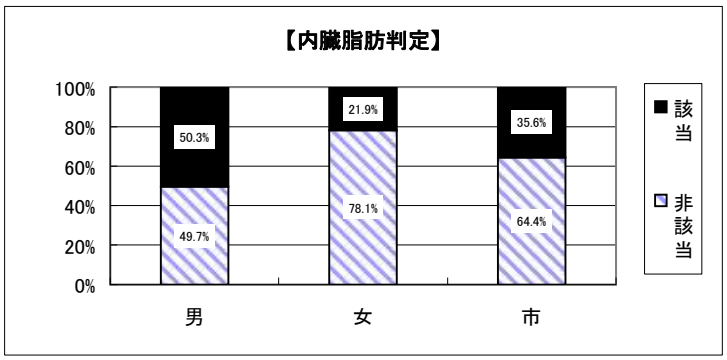

・内臓脂肪判定該当者は男性の約半数、女性の約1/5となっている。

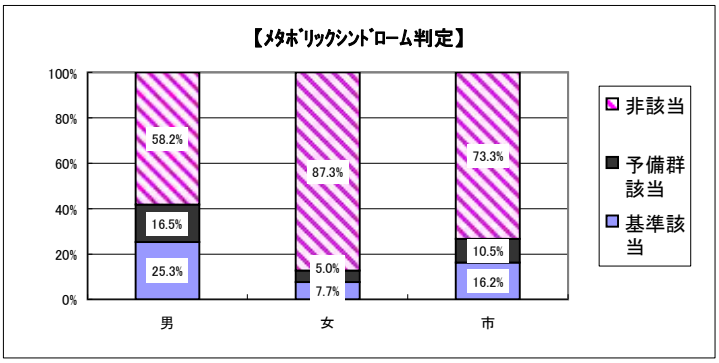

・メタボ該当者は男性が約40%と、女性の3.3倍となっている。

5. 特定健診結果の階層化結果

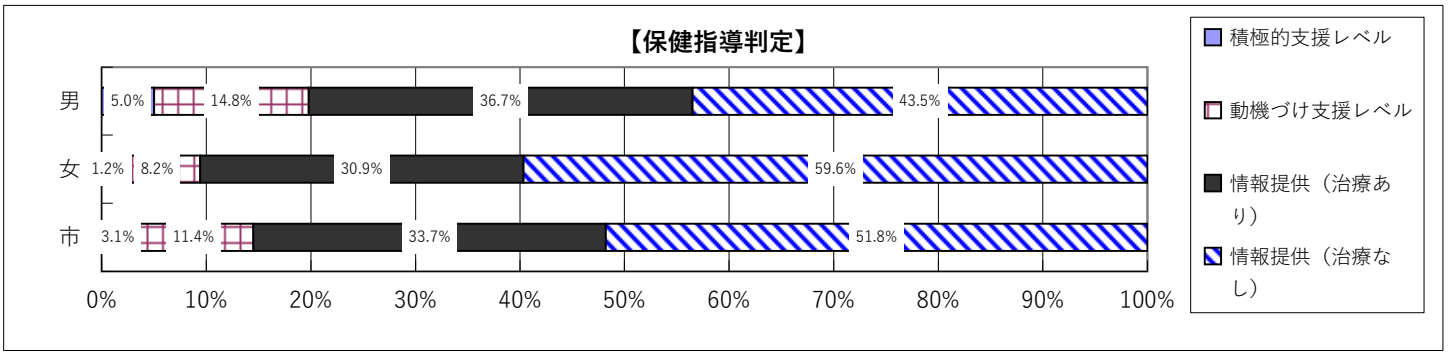

6. 緊急精検者への指導結果

	実人数	血糖	肝機能	脂質	腎機能	眼底	貧血
特定健診	20	6	11	2	1	2	1
後期健診	1	1	0	0	0	0	0
合計	21	7	11	2	1	2	1

＊緊急精検項目は延人数

・地区担当保健師による保健指導を全数実施。必要に応じ、継続指導。
・緊急精検者21人中、特定健診5人が未受診であり、継続的な受診勧奨が必要。
・特定健診の結果、受診勧奨者（継続受診者を除く）は732人・42.2%うち、結果報告書提出者は318人・43.4%。

区 分	健 康 増 進
事業名	がん検診（胃・肺・大腸・前立腺）

概 要

がんの早期発見、早期治療を目的に実施。
日程、会場、対象者、検診内容、自己負担金については別紙「各種検診一覧」を参照。
胃・肺・前立腺がん検診については総合検診と同時実施。

実 績

【各種検診受診状況と精密検査（精検）受診状況】

検診名	年度	受診者（人）	受診率（%）	要精検者（人）	精検受診者（人）	精検受診率（%）	がん発見者数（人）
胃がん	R1	1,270	10.2<11.9>	81	68	84.0	2+疑い2
	H30	1,282	10.1<12.5>	65	51	78.5	3
	H29	1,343	10.4	96	75	78.1	0
結核・肺がん	R1	2,564	20.5<22.8>	55	51	92.7	3＋疑い4
	H30	2,654	20.9<23.9>	55	52	94.5	3＋疑い4
	H29	2,625	20.4	60	54	90	2
大腸がん	R1	2,578 (無料対象62)	20.6<15.6>	171	113	66.1	1＋疑い3
	H30	2,655 (無料対象84)	20.9<18.2>	158	101	63.9	3
	H29	2,625 (無料対象76)	20.4	152	98	64.5	0
前立腺がん	R1	1,081	12.7	86	40	46.5	5
	H30	1,029	12.1	76	33	43.4	6
	H29	1,001	11.7	62	31	50	2

※国が示した推計対象者に準拠する受診率(R1：40歳以上12,488人)
<>内は国保加入者のうちの受診率（胃がんは50～69歳、結核・肺と大腸がんは40～69歳）
※前立腺がん検診受診率については、50歳以上男性人口（8,501人）に対する受診率

評 価

課 題

検診名	評 価	課 題
胃がん	・受診者数の状況で2台体制の可能性もあったが、全日程で検診車3台体制で実施。 ・がん検診のみ実施日がなくなったが、特に混乱はなかった。 ・日曜検診は検診車3台体制にて、フル回転で実施。2日間で262名、最大75分待ち。待ち時間長くなると、後日受診を希望する方が増加する傾向あり。 ・後日受診として、通常検診日の早い時間を勧めた。	・検診車2台体制にする判断は課題。 ・日曜検診は毎年混雑の傾向有。後日受診の紹介など待ち時間の短縮に努める。 ・胃部X線検査では、体質や過去の病気によっては、実施できない場合や検査自体がリスクとなる場合もある。管内市町と足並みをそろえ、胃内視鏡検査に向けた取り組みが必要。 ・精検受診率の向上。
結核・肺がん	・台風のため、1日中止したためか、受診率は低下した。 ・スムーズに受診できるよう受診時の着衣条件について周知の徹底を図る必要あり。 ・毎年がん発見されており、今年度も肺がん疑いも含め7名と多いため、より一層の受診勧奨に努める必要あり。 ・結核関連の要精検者はいなかった。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は総合検診中止に伴い、新たな検診体制の確保に努める。 ・デジタル化に伴う着衣の支度等、スムーズに受診出来るよう事前周知の徹底の継続。 ・結核関連の要精検者の受診体制確保の継続。 ・肺がんの早期発見・早期治療のため、受診率向上に向けてPRを強化する必要あり。 ・精検受診率の向上。
大腸がん	・昨年より受診率は低下した。 ・精検受診率はやや増加したが、他のがん検診と比較して低い。	・がん死亡原因のうち、大腸がんが上位であることから、さらなる受診率の向上および精検未受診者のフォロー強化に努める。
前立腺がん	・受診率は横ばい。精検受診率が低い中でがん発見率は高い。泌尿器科経過観察中の検診受診者が複数あり、精密検査に至らないケースが多数。	医療機関管理中の受診者が多く、検診の精度管理上の課題あり。精検受診率低迷の影にある状況を把握し適切な医療フォローへつなぐ必要あり。

次年度目標

・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で安全な検診の実施。
・地区担当保健師による要精検者への受診勧奨の時期を調整し、精検受診率の増加を目指す。
・大腸がん検診については、40歳ふしめ年齢の検診無料化を継続実施。
・がんに関する知識の普及と受診率向上に努める。

◎年代別受診者状況（令和元年度）

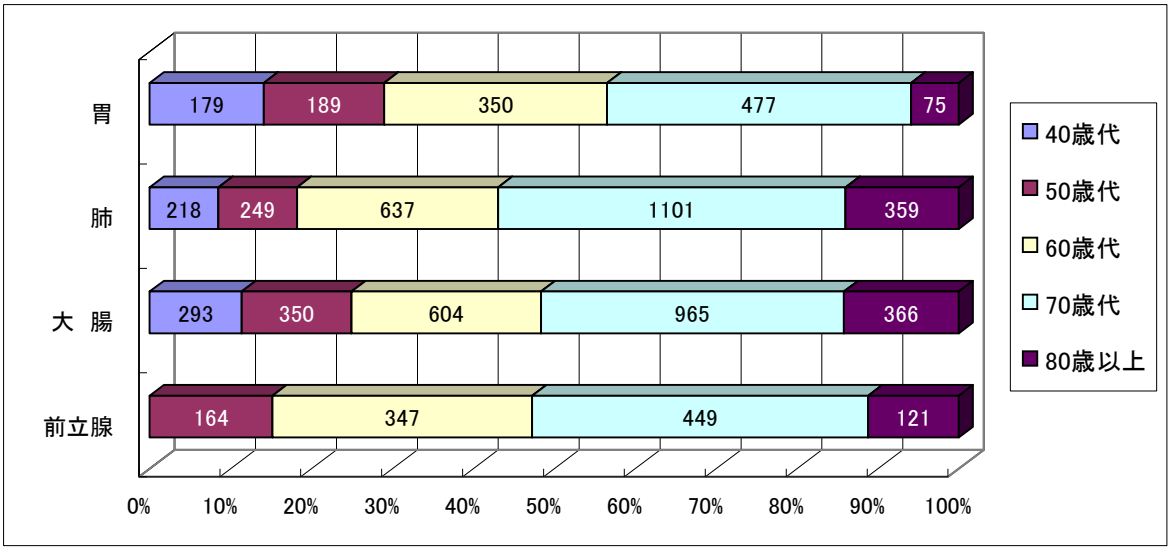

◎検診別受診者数の推移

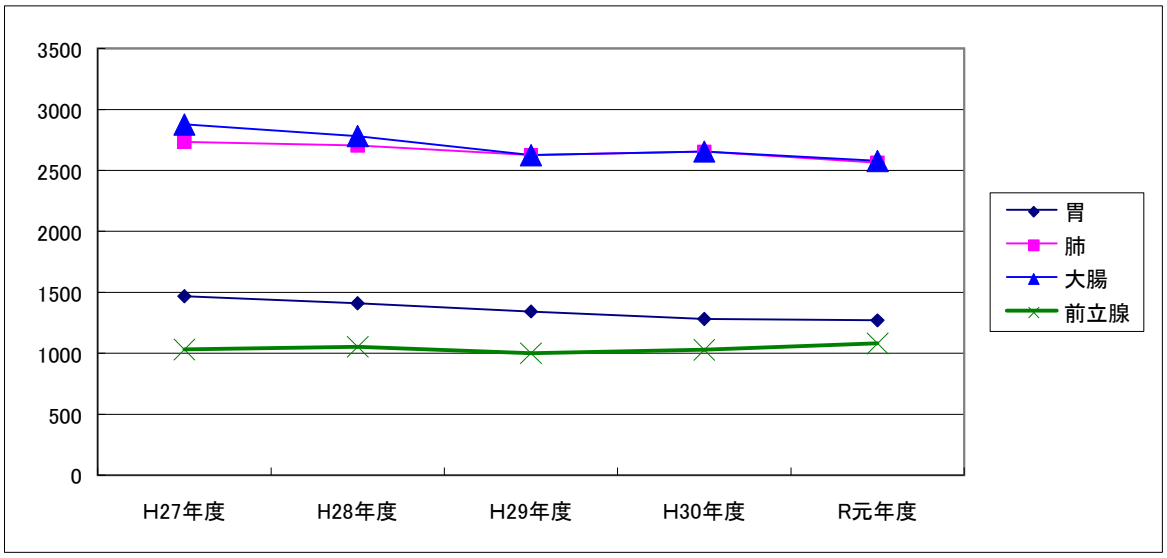

◎検診別精検受診率の推移

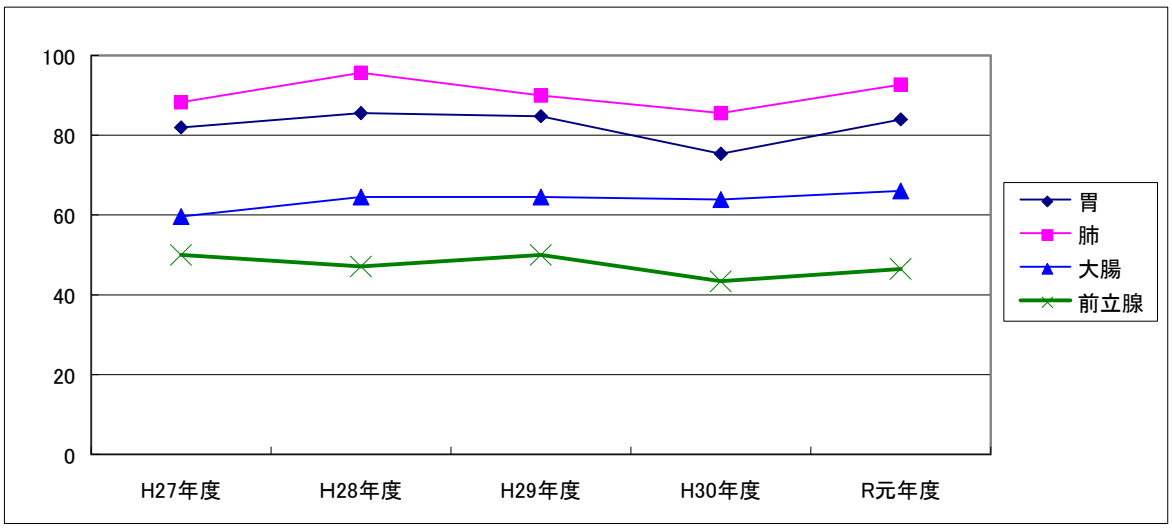

区 分	健康増進
事業名	がん検診（子宮・乳）

概 要

【がん検診】 がんの早期発見、早期治療を目的に実施。
日程、会場、対象者、検診内容、自己負担金については別紙「各種検診一覧」を参照。
前年度末年齢が、乳がん検診は40歳、子宮頸がん検診は20歳の対象者は自己負担金無料。
乳がん検診の検査方法について、30歳代は超音波（エコー）、41歳と50歳以上はマンモグラフィ1方向。
41歳以外の40歳代は、平成30年度マンモグラフィ2方向を導入、令和元年度超音波（エコー）を導入し、
千葉県ガイドラインに沿って毎年交互検診とする。
子宮頸がん検診について、平成30年度より液状化検体法によるベセスダシステム導入、日母分類を廃止。

実 績

【検診受診状況と精密検査受診状況】

検診名	年度	受診者(人) (40歳未満+40歳以上)	40歳以上受診率 (%) ※	要精検者 (人)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	がん発見 者数(人)
乳がん	**R元年度**	**1,724 (157+1,567)**	**23.8<28.8>**	**43**	**41**	**95.3**	**3**
	30年度	**1,848 (220+1,628)**	**22.2<27.1>**	**63**	**56**	**88.9**	**4**
	29年度	1,932 (254+1,678)	22.5	59	57	96.7	4

※国が示した推計対象者に準拠する受診率 （R1対象者 乳がん検診40歳以上 7,232人）
<>は国保加入者40～69歳についての受診率

検診名	年度	受診者(人)	受診率(%) ※	要精検者 (人)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	がん発見 者数(人)	
子宮頸がん	**R元年度**	**1,521**	**19.9<20.5>**	**53**	**50**	**94.3**	**0**	要治療7人
	30年度	**1,643**	**20.7<23.5>**	**54**	**47**	**87.0**	**0**	要治療5人
	29年度	1,669	20.6	40	38	95.0	0	要治療5人

※国が示した推計対象者に準拠する受診率 （R1対象者 子宮がん検診 7,661人）
<>は国保加入者20～69歳についての受診率

検診名	受診者		対象人口 (人)	受診者(人) 集団	受診者(人) 施設	受診者計 (人)	人口に対する 受診率(%)	前年 受診率
乳がん	無料対象者(41歳)		191	9	42	**51**	**26.7%**	(25.7%)
	対象者以外	40歳以上(41歳以外)	11,698	509	1,007	**1,516**	**13.0%**	(13.4%)
		30～39歳	1,402		157	**157**	**11.2%**	(14.9%)
	計		13,291	518	1,206	**1,724**	**13.0%**	(13.7%)
子宮頸がん	無料対象者(21歳)		136	0	9	**9**	**6.6%**	(3.2%)
	無料対象以外		14,833	478	1,039	**1,517**	**10.2%**	(10.9%)
	計		14,969	478	1,043	**1,521**	**10.2%**	(10.8%)

無料対象で申し込み票返信のない未受診者へ、9月下旬に受診勧奨案内通知。
これにより、乳がんは90名中10名（11.1%）、子宮頸がん101名中5名（5.0%）が受診に繋がった。

評 価

・9.10月の災害により大幅な日程変更が生じたため、他院への変更勧奨したが変更者が少なく受診できない人が複数生じた。
・市への申込者のうち実際に受診した者の割合は、子宮頸がん検診60%、乳がん検診66%。
・精検受診率のフォローに際して、転出や連絡が取れない等の理由から実施が困難であった。
・乳がん発見は複数あり、毎年受診者で早期発見できている。
・子宮がん発見は数年みられないが、前がん病変での要治療は初回受診者（過去3年以内受診無）に多い。

課 題

・市の検診でなく他で機会があると申告した人を含めて対象人口の2割にとどまり依然として受診率は低い。
・国や県の指針に則り、引き続き検診機関と協議のうえ検診精度の向上を図る必要がある。
・精密検査未受診及び未把握者がいる。

次年度目標

・新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じた上で安全な検診体制の確保。
・地区担当保健師による要精検者への受診勧奨とフォローアップを調整し、全数把握を目指す。

区分	健康増進
事業名	骨粗鬆症検診
概要	目 的 ：高齢期の骨折による寝たきりの予防を目的として骨粗鬆症の早期発見、 及び生活改善による骨粗鬆症の予防。
実績	・ 20～70歳の5歳毎ふしめ年齢の女性2199名のうち、受診者数289名、受診率13.1% (H30:13.2%、H29:16.2%、H28:12.9%)。 ・ 年代別受診状況(異常なし263名、要指導21名、要精検11名) 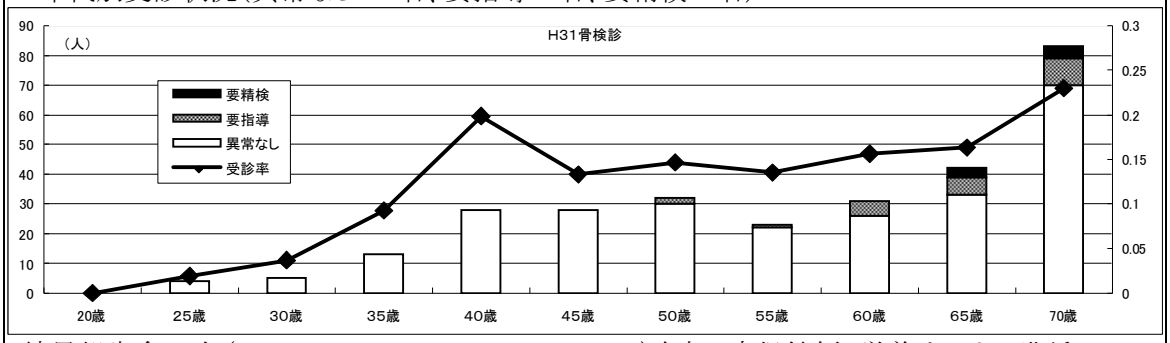 ・結果報告会18名(H31:6.2%、H30:10.5%、H29:8.5 %)参加。市保健師、栄養士による講話。 ・結果説明会の面接対象者は2名参加で、2名実施。 ・結果説明会では35歳以下の参加はなかった。
評価	・受診率は横ばい、結果説明会参加者数も変化なく経過している。 ・結果説明会では、骨粗鬆症と合わせてロコモティブシンドロームの予防も注意喚起できる機会。 ・40歳の受診者が多いが、40歳未満の受診率少ない。
課題	・受診者増加のため施設検診導入など、より受診しやすい体制の整備。 ・40歳未満の受診率が低い状況続いており、若い世代への啓発の充実。
次年度目標	・乳がん・子宮頸がん集団検診と同時実施5年目であり、受診率に変動あるため実施継続。 ・市内の大学や子育て支援室等、母子保健事業等で若い世代への啓発の実施。 ・骨粗鬆症の予防とともに、生涯にわたる女性の健康づくりの視点から知識の普及を図る。

区分	健康増進
事業名	肝炎ウィルス検診
概要	肝臓がん・肝疾患を予防するため、B型およびC型肝炎検査を総合検診と同時実施。 要精検者に対しては、受診勧奨とともに正しい知識の普及と生活指導を行う。 40歳以上の5歳毎の節目年齢で受診歴のない方を対象に、個別の受診勧奨と自己負担金の 無料化を継続実施。 対象者　節目検診　：４０歳の節目年齢の方、40歳以上の5歳毎の節目年齢の方 節目外検診：過去に輸血歴および肝機能異常を指摘された方等
実績	受診者数　２８１人（40歳節目検診４１人、40歳検診以外２４０人）　（前年比＋４５人） ◎要精検者　Ｂ型　０人（陽性率0.0%）　40歳の受診率13.1% Ｃ型　０人（陽性率0.0%）　（前年11.0%）
評価	・例年同様の検診案内通知のほか、今年度は検診当日に受付で個別に受診勧奨を強化 できる体制がとれたこともあり受診率が向上した。 ・県の陽性者フォローアップ事業（経過観察受診等の医療費助成）は該当なし。
課題	・節目検診対象者に対しての受診勧奨継続。 ・陽性者に対しては、千葉県のフォローアップ事業紹介。
次年度目標	・節目検診対象者に個別勧奨を継続実施し、受診の必要性の周知を図る。 ・陽性者が出た際の全数フォローアップ（医療受診へ確実につなげる）。

区　分	健康増進
事業名	健康教育・健康相談

概　要

【健康教育】健康増進法第17条の規定により、健康教育（集団・個別）を実施している（対象は40～64歳）。

【健康相談】健康増進法第17条の規定により、健康相談（重点・総合）を実施している（対象は40～64歳）。

実　績

【健康教育実施状況】

	集団健康教育							個別健康教育	計（前年度）
	一般	歯周疾患	ロコモ	COPD	病態別	薬	計		
開催回数	28	0	0	0	0	0	28	0	28（48）
参加延人員	601	0	0	0	0	0	601	0	601（835）

【健康相談実施状況】

	重点健康相談							総合	計（前年度）
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	歯周疾患	骨粗鬆症	女性の健康	病態別		
開催回数	1	1	2	0	2	9	17	21	53（42）
被指導延人員	1	1	2	0	2	9	17	40	72（132）

評　価

・健康教育は集団健康教育のみ実施で、開催回数・延人員ともに昨年度より大幅に減少した。

特に、9-10月の台風や2月からの新型コロナウイルス感染症の影響で、市主催教室等の健康教育の機会が減少した。

・隔年実施している「からだすっきり教室」はフォローアップの年であり、教室参加者が数名と少ないため、一般健康教育・総合健康相談ともに減少した。

・健康相談は1回の開催につき1名指導の個別健康相談が多く、開催回数は増加した。集団の場での健康相談の機会は少なく、延人員は約6割に減少した。

・必要に応じて関係機関・関係職種と連携し、一緒に健康教育・健康相談を実施している。

課　題

・健康教育・健康相談ともに延人員が減少しており、効率のよい機会の選定と実施が必要である。

・災害への備えや感染症予防対策等、新たな健康課題に重点を置いた健康教育・健康相談の必要性が高まっている。

次年度目標

・各種検診等の様々な機会を有効活用し、開催回数・延人員の増加に努める。

・台風における被害・避難所生活や新型コロナウイルス感染症の対策等の経験を踏まえ、 平時からの備えや感染予防についての健康教育・健康相談を実施し、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高める。

区　分	健康増進
事業名	訪問指導

概　要

健康増進法第17条の規定により、訪問指導を実施している(対象は40～64歳)。

＜要指導者等＞総合検診等の各種検診やその他の事業について指導を要する者に対し、個々の生活に応じた疾病予防や健康の保持増進のための保健指導を実施。

＜閉じこもり予防＞心身の障害や虚弱のために社会性の低下が予測される者に対し、介護予防の観点から保健指導を実施。

＜介護家族者＞介護に携わる家族で健康管理上訪問指導が必要と認められた者に対し、保健指導を実施。

＜寝たきり者・認知症＞家庭において寝たきり・認知症の状態にある者に対し、在宅でよりよい療養生活が送れるように保健指導を実施。

実　績

【訪問指導実施状況】

	要指導者等		閉じこもり予防		介護家族者		寝たきり		認知症		その他		計	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
被訪問指導人員	9	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	11	12
												前年度	21	22

【訪問指導従事者の状況(延人員)】　保健師13人(前年度23人)

評　価

・各種検(健)診で要精密検査となった方を対象とした「要指導者等」への訪問が主である。
　特に、がん検診の要精検者への受診勧奨の訪問が多く、単発の訪問となっている。
・被訪問指導人員は実・延ともに約半数に減少した。
　9～10月の台風や新型コロナウイルス感染症の影響で、訪問の機会が減少した。
・訪問しても仕事等により不在のため、電話相談での対応になる場合が多い。
・必要に応じて関係機関・関係職種と連携し、連絡調整や情報の共有を図り、チームで対象者に関われている。

課　題

・未実施である「閉じこもり予防・介護家族者・寝たきり・認知症」の訪問については、今後も既存の各事業から対象者を把握し、福祉総合相談センター等の関係機関と連携して支援していく。

・感染症予防対策に配慮し、必要に応じて訪問以外の支援方法を検討する必要がある。

次年度の目標

・関係機関、関係職種との連携により対象者の早期把握に努める。

・感染症予防対策に配慮し、必要度や緊急性等の個々の状況を踏まえ、タイムリーな支援に努める。

区　　分	健康増進
事業名	からだすっきり教室（食生活改善推進員養成教室兼ねる）

概　　要

生活習慣病に対する正しい病態生理や、それらを予防するための食事管理、運動の重要性を理解し、日常生活の中で継続できることを目的とする。また、食生活改善推進員の養成講座も兼ねて実施している。令和元年度はフォローアップ教室として開催。

実　　績

対象者　：昨年度受講した40～65歳未満の市民、及び食生活改善推進員として活動を希望する市民

内　容　：ふれあいセンターを会場に、9月～11月まで月1回コースで実施。
運動インストラクター、保健師、管理栄養士による講義、
運動実技、調理実習、塩分測定等。

参加者数（実）　:6名（女性5名、男性1名）

修了者数　:3名

評　　価

- 壮年層の有効な健康づくりの場であり、受講者の振り返りの良い機会となっている。
- 将来の介護予防を見据えたロコモについて専門指導員による実技を実施。
- 2名は途中からの参加であり、次年度も受講を希望し修了を目指している。

課　　題

- フォローアップ教室であるが、受講者が少なく、年齢層も偏りがある。
- 食生活改善協議会への加入を見据えた早期壮年層の受講への働きかけ。

次年度目標

- 次年度、集団で実施している特定健康診査が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、例年、参加者を募っていた動機付け支援・積極的支援対象者への案内が出来なくなった事や、安全面を配慮し中止とした。
- 翌々年度の実施に向け、食生活改善推進員や地域での啓発をとおし、参加者の増加を図る。

令和元年度からだすっきり教室

日　時	内　　容
9月24日（火）	・開講式、オリエンテーション、実技「運動の基本、ロコモ度チェック」 講師：勝浦整形外科クリニック　濵﨑亜希子氏
10月30日（水）	・講義「高血圧予防」、調理実習「減塩」、実技「運動の応用」 講師：リエダンスカンパニー　森　理映氏
11月13日（水）	・講義「運動の強度について等」、調理実習「動こう！うどん作り」、閉講式

区 分	介護予防（一般介護予防事業）
事業名	介護予防把握事業
概 要	生活機能の低下による要支援・要介護の恐れのある高齢者を早期発見・対応するため、地区活動等において生活機能を総合的に把握・評価し、介護予防活動につなげることを目的として実施。（平成27年度より、日常生活総合支援事業への移行に伴い、一般介護予防事業を実施） （対象者）市内在住の65歳以上全ての者 （把握方法） 地区活動や介護予防事業において基本チェックリスト等を活用し、生活機能低下の有無やその状態を早期に把握するとともに、介護予防のための支援を実施する。 特に運動機能低下や、低栄養、口腔機能低下、認知症、閉じこもり、うつ予防に努める。
実 績	対象者：65歳以上人口（H31.4.1 現在）　12，434人 高齢化率　37．8％ 令和元年度　基本チェックリスト実施数　：　27名　（昨年度は26名） 「あたますっきり脳活性化教室」の参加者に実施し、教室参加前後の評価に役立てている。 チェックリスト実施結果において生活機能低下がみられた者　14名（51．9％） ※　生活機能低下の内容内訳（重複あり） ・ 総合的な生活機能低下　0名　（ 0％） ・ 運動機能低下　4名（14．8％） ・ 低栄養　0名　（ 0％） ・ 口腔機能低下　6名（22．2％） ・ 閉じこもり傾向　0名　（ 0％） ・ 認知機能低下　6名（22．2％） ・ うつ傾向　10名（37．0％）
評 価	・基本チェックリストは認知症予防教室参加者のみに実施しているため実施数が少ない。 これは評価指標の1つの手段であり、必須ではないため、チェックリストの実施の有無にとらわれることなく、生活機能低下の早期把握に努めている。 ・また、福祉総合相談センター等関係機関や民生委員、介護予防サポーター等のボランティアとの連携により、直接相談が寄せられることも多く、早期把握・早期支援に努めている。
課 題	・令和2年度からフレイル健診が開始となるため、従来の基本チェックリストだけでなく、質問票の活用や健康相談等による早期把握・早期支援に努める必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症防止のため、サロンのような住民主体の通いの場の活動自粛の影響から、外出の機会が減り、フレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）が増加することが懸念される。 ・生活機能の低下がみられた者に対する介護予防事業等の受け皿が少ない。
次年度目標	・フレイル健診質問票の活用や健康相談等による早期把握・早期支援に努める。 ボランティアとの連携により、生活機能を総合的に把握・評価することで、支援を必要とする者を早期に発見し、早期対応に努める。 ・理学療法士や管理栄養士、歯科衛生士等を始めとして専門職との連携により、住民主体の介護予防活動支援の充実をはかる。

区分	介 護 予 防(一般介護予防事業)
事業名	介護予防普及啓発事業 認知症予防教室(あたますっきり脳活性化教室)

概　要

地域において、高齢期を迎えても可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、軽度認知障害の恐れのある者を早期に発見し、教室に参加することで、認知機能の低下を防ぐ。特に、脳活性化プログラム(シナプソロジー)を取り入れた認知症予防のための健康教室であり、脳トレの他、低栄養予防の講義や口腔体操などを実施。
また、教室修了後は自主グループ化を目指す。

実　績

対象者:65歳以上で、最近閉じこもり気味であったり、物忘れの進行など、認知機能の低下が気になる方(ただし、介護保険の認定を受けていない方が対象)
講師(委託):NPO法人かえるハーモニー　佐々木夏子先生(ｼﾅﾌﾟｿﾛｼﾞｰ教育ﾄﾚｰﾅｰ)
内容:全12回コースを1会場で月2回(隔週)実施　▶別紙、実績の通り
実施時間は午後1時～午後3時(今年度は台風の影響もあり、補講も含め13回実施)

	会　場	頻　度	時　期	参加者数(実)	修了者数	ボランティア数(実)
鴨川会場	ふれあいセンター	月2回(隔週)	5月～11月	27	18	2

*修了者は12回中9回以上出席された方

＜自主グループ化に向けて＞
教室修了後に自主グループとして活動できるよう教室内容にもグループワークを取り入れ「どうしたら負担なく自主運営出来るか」を皆で一緒に考えた結果、自主活動出来ている。

	自主グループ名	実施会場	開催頻度	登録人数(実)
天津小湊会場	パタカラの会	天津小湊保健福祉センター	年10回	11名
吉尾会場	吉保いこいの会	長狭老人憩いの家	年11回	25名
江見会場	げんき花笠	江見公民館	年11回	21名
鴨川会場	未定	ふれあいセンター	未定	20名

評　価

・教室途中での脱落者がどうしても数名出てしまうため、個別フォローしている。
・教室の効果検証のため、参加前後の認知機能評価を実施しており、中途脱落者を除く修了生18名中13名に機能向上が見られた。
・今年度は台風や講師の交通トラブルの影響もあったため、補講を実施し、好評であった。
・「自主グループ化」に向け、スタッフの意図的な関わりができた。

課　題

・教室途中の脱落者への個別フォローが重要である。
・教室終了後の自主グループ化が図れたが、新型コロナウイルス感染予防の観点から自主グループ活動を中断中のため、今後の活動意欲の低下が懸念される。また、リーダーの負担が大きくならぬよう、活動意欲の維持・向上を図れるような働きかけが必要である。

次年度目標

・平成29年度より4つの中学校区において認知症予防教室を開催してきたが、それぞれに自主グループが立ち上がり、住民主体で継続実施するため、市主催の認知症予防教室は終了とする。
・自主グループに対して、活動意欲の維持や向上をはかるための意識的な支援の実施。

【　令和元年度あたますっきり脳活性化教室実績　】

回	内　容			ふれあいセンター会場	
	13:00～13:30	13:30　～　15:00		参加者数	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ数
1	健康チェック（血圧測定、健康相談）	開講式、オリエンテーション	事前評価	17	3
2	健康チェック（血圧測定、健康相談）	認知症について	シナプソロジー	16	2
3	健康チェック（血圧測定、健康相談）	口腔ケア・水分補給について	シナプソロジー	15	2
4	健康チェック（血圧測定、健康相談）	脳について	シナプソロジー	14	1
5	健康チェック（血圧測定、健康相談）	栄養①について	シナプソロジー	15	2
6	健康チェック（血圧測定、健康相談）	栄養②について	シナプソロジー	16	1
7	健康チェック（血圧測定、健康相談）	ストレッチ・筋トレ	シナプソロジー	23	2
8	健康チェック（血圧測定、健康相談）	ストレッチ・筋トレ	シナプソロジー	20	0
9	健康チェック（血圧測定、健康相談）	ストレッチ・筋トレ	シナプソロジー	17	2
10	健康チェック（血圧測定、健康相談）	ストレッチ・シナプソロジー	事後評価	21	2
11	健康チェック（血圧測定、健康相談）	ストレッチ・筋トレ	シナプソロジー	22	0
12	健康チェック（血圧測定、健康相談）	ストレッチ・筋トレ	シナプソロジー	18	0
13	健康チェック（血圧測定、健康相談）	ストレッチ・シナプソロジー	評価、閉講式	21	1
			合計	235	18

区分	介 護 予 防(一般介護予防事業)
事業名	介護予防普及啓発事業 しらかば会 （高齢者健康教室OB会）

概要

目 的 ： 認知症及び寝たきりの防止をはかり、健全な老後への支援を実施。
参加者相互の親睦を深め、社会性の向上を図る。

実績

対象者 ： 市内在住の65歳以上の高齢者で、本会の目的を理解し、参加を希望する者

しらかば会会員年齢別内訳 （人）（平成31年4月1日現在）

年 齢	男	女	合計
65～69歳	0	2	2
70～74歳	0	7	7
75～79歳	2	32	34
80～84歳	1	47	48
85～89歳	0	22	22
90歳～	1	3	4
合 計	4	113	117

会員数:117名
平均年齢 ： 80．8歳
参加延べ人数 ： 629人

内 容 ： 全体会 年4回 支部会 年6回 計10回実施（全体会のみ送迎バスを運行）
時間 午前10時 ～ 午後3時 ※ 江見支部会のみ午後1時～3時
健康チェック、健康講話、健康体操、作品づくり、調理実習、館外研修等
（詳細は別紙実績表参照）
※役員会:15回実施。（全体会の通知発送、会計管理、企画運営等）

評 価

・全体会は年4回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、3回しか実施できなかった。
・全体会の送迎は、民間バス会社に依頼し、送迎手段を確保できた。
・支部会についても、飲食店の送迎を活用しながら足の確保に努めている。
・新規加入が少なくなっており、会員数の減少傾向がある。男性会員が少ない。
・支部会企画の立案など、地区連絡員の負担が大きく、また、後継者がいない。
・本部役員、地区連絡員の親睦と慰労及び研修を目的にした視察研修会を年1回実施しており好評である。

課 題

・新型コロナの感染拡大防止のため、多人数での実施が困難になってきていることから、新たな活動方法を検討する必要あり。
・地区連絡員を中心に企画・運営していくため、過重な負担がかかることのないよう配慮する必要がある。
・送迎手段の確保。
・脱会者に対する状況確認およびフォローが不十分である。
・新規会員や男性会員を増やすための工夫。

次年度目標

・新型コロナウイルス感染症拡大防止を視野に入れた活動方法の検討。
・地区連絡員の負担の軽減を図るための配慮に努める。
・本部役員や地区連絡員同士の親睦や慰労を目的とした研修会の継続実施。
・しらかば会への参加が少なくなってしまった方や脱会者のフォローに努める。

令和元年度　しらかば会活動実績

		内　　容	実施予定日および会場				参加人数
			長狭	鴨川	江見	天津小湊	
1	全体会	総会・健康体操・脳トレ	４月２６日（金）・ふれあいセンター				９０名
2	支部会	各支部で実施	主基公民館	田原公民館	曽呂公民館	県民の森	支部合計
			5/24 24名	5/22 40名	6/20 21名	5/14 12名	９７名
3	支部会	各支部で実施	館外研修	ふれあい	江見憩いの家	館外研修	支部合計
			6/25 17名	6/11 24名	7/20 20名	6/25 16名	７７名
4	支部会	各支部で実施	主基公民館	館外研修	江見憩いの家	館外研修	支部合計
			7/2 11名	7/3 21名	9/20 19名	9/3 14名	６５名
5	全体会	日帰りバス研修	１０月４日（金）　・　横浜めぐり				５７名
6	支部会	各支部で実施	主基公民館	田原公民館	江見憩いの家	天津小湊保健福祉センター	支部合計
			11/22 20名	11/27 18名	11/20 15名	11/5 13名	６６名
7	全体会	忘　年　会	１２月１３日（金）・　ふれあいセンター				６３名
8	支部会	各支部で実施	主基公民館	ふれあい	江見憩いの家	コミセン小湊	支部合計
			1/24 12名	1/21 21名	2/10 9名	1/17 11名	５３名
9	支部会	各支部で実施	主基公民館	東条公民館	旧江見幼稚園	コミセン小湊	支部合計
			2/21 18名	2/20 29名	3/24 中止	2/18 14名	６１名
10	全体会	お楽しみ会	感染症拡大防止のため中止				

※時　間　：　全体会（ふれあいセンター会場）　午前10時30分　～　午後3時
　　支部会（各会場）　　午前10時　～　午後3時
　　江見支部はサロンと合同実施　　午後1時　～　午後3時
※役員研修として、10月23日（火）に日帰りバス研修を実施

区 分	介 護 予 防 （一般介護予防事業）
事業名	介護予防普及啓発事業 健康教育・相談

概 要

介護保険法による地域支援事業の介護予防普及啓発事業施策として、各地区において健康教育・健康相談を実施している（対象は65歳以上）。
介護予防教室実施の他、高齢者サロンやイベント、地区活動など様々な機会を捉え、介護予防普及啓発を実施。

実 績

【健康教育・相談実施状況】

対象者	健康教育		健康相談	
	回数	延人数	回数	延人数
認知症予防教室参加者	16	295	13	251
サロン参加者	33	566	23	255
しらかば会参加者	32	483	9	241
老人クラブ等参加者	13	257	6	66
地区社協事業参加者	7	252	11	182
その他	12	459	18	202
合　　計	113	2,312	80	1,197
（前年度）	168	3,386	102	1,587

＜健康教育＞介護予防普及啓発（運動機能向上、低栄養予防、口腔機能向上、閉じこもり予防、認知症予防等）
＜健康相談＞健康相談、栄養相談、歯科相談、体力測定等

評 価

・台風被害や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動自粛した影響もあり、前年度と比較して健康教育、健康相談ともに回数・延人数とも減少した。
・ロコモティブシンドローム予防をテーマに「健康づくり講演会」を予定していたが、台風被害のため中止となった。
・高齢者サロンや健康づくり団体等では、介護予防サポーターをはじめとするボランティアの介護予防に対する意識の向上と主体性が高まってきており、自主的に企画や運営できてきている。また、介護度重度化防止推進員活動の広がりの効果も大きい。

課 題

・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながらの事業を実施するための工夫。
・保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士など専門職種の連携を密にした支援の充実。
・ボランティアに過剰な負担がかかりすぎないよう支援する必要がある。
・ボランティアの主体的な関わりへの支援の継続。

次年度目標

・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら介護予防普及啓発に努める。
・保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士など専門職の連携を密にした介護予防活動の充実。特にフレイル予防の強化に努める。
・今後も介護予防サポーター等を中心に、民生委員や地区社協をはじめ、ボランティア団体等との連携をはかり、介護予防の充実に努める。

区　分	介護予防（一般介護予防事業）
事業名	地域介護予防活動支援事業 （長狭地区健康推進協議会）

概　要

各地区の区長代理である健康推進員を中心に関係機関が連携を図り、地区住民の健康問題の共有と、健康意識の高揚を図る。

実　績

○役員会・研修会

期　日	事業	場所	内　容	人数
4月25日(木) 13：30～15：30	第1回 役員会	長狭老人憩いの家	総会へ向けた打合せ 年間計画	8人
5月22日(水) 13：30～15：30	総会 第1回 研修会	長狭老人憩いの家	平成30年度報告、令和元年度計画 健康推進協議会の経過等 健康セミナーについて（実践報告）	22人
8月13日(火) 13：30～15：00	第2回 役員会	長狭老人憩いの家	第2回研修会打合せ 健康づくり講演会について 健康ポイント事業について	8人
9月18日(水) 13：30～15：30	第2回 研修会	吉尾公民館	講演：「認知症の予防」 講師：NPO法人かえるﾊｰﾓﾆｰ　佐々木夏子先生 ＊健康づくり講演会打合せ	16人
10月26日(土)に予定されていた健康づくり講演会は前日の大雨被害のため中止				
令和2年 1月15日(水) 13：30～15：30	第3回 研修会	大山公民館	講演：「ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑ予防で健康寿命を延ばそう」講師：鴨川市保健医療参与　竹内公一先生 健康体操： 亀田ｽﾎﾟｰﾂ医科学ｾﾝﾀｰ　宮本健康運動指導士	51人
2月19日(水) 13：30～15：30	第3回 役員会	吉尾公民館	第4回研修会について 令和元年度出納について	8人
3月18日(水)に予定されていた第4回研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				

・役員11名（会長1名・副会長2名・有識者1名・顧問1名、会計3名、会計監査3名）

・長狭各地区20名（八丁を除く）の区長代理が健康推進員として活動。

○健康セミナー

実　績：回数　6回（5会場）　参加延べ人数125人

テーマ：メタボ予防、認知症予防、ロコモ予防、防災、感染症予防　他

○健康づくりに関する意識の啓発

第2回研修時に、健康ポイントシートを配布。健康づくり講演会への参加勧奨も含めて実施したが、健康づくり講演会は前日の大雨被害のため中止。

評　価

・台風被害や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動自粛した影響により前年度と比較して研修会、健康セミナーともに回数や参加人数が減少した。
・健康づくり講演会は前日の大雨被害のため中止となり、健康づくりに関する意識の啓発が出来なかった。
・年度末の研修会において、活動の振り返りや次年度計画立案も予定していたが、活動自粛の影響で、それらも出来ないままとなっている。

課　題

・活動自粛の影響による推進員の活動意欲の低下が懸念される。
・新型コロナウイルス感染予防対策を講じた今後の活動方法の検討。
・各地区からの拠出金の範囲内での活動内容の検討。
・2年ごとに推進員が変わっていく現状では、推進員になった人たちの健康意識向上の繰り返しにならざるを得ない。
・区や地区社協が健康講座を取り入れているところは介入しやすく新規での介入が難しい。

次年度目標

・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、出来る範囲で研修会や健康セミナーの開催に努める。
・推進員の健康意識及び活動意欲を向上させるための健康課題や成果の見える化に努める。
・健康セミナーの実施地域に偏りがないよう支援に努める。

区 分	介 護 予 防 (一般介護予防事業)
事業名	地域介護予防活動支援事業(生活・介護支援サポーター養成事業・長狭地区)

概 要

高齢者が地域で孤立することがなく安心して暮らすことが出来るよう、地域団体や地域住民への働きかけの一環として、生活・介護支援サポーター育成支援を福祉総合相談センターや社会福祉協議会中心に行っている。

実 績

●大山地区生活介護支援サポーター活動実績

日　　程	内　　容	参加人数
4月22日(月)	活動報告、今年度の予定、防災マップの見直し作業	10
5月27日(月)	新緑のもみじロードウォーキング	11
6月24日(月)	健康体操、予約制乗り合いタクシーについて	13
7月22日(月)	健康体操、地域防災について	17
9月30日(月)	健康体操、介護保険について、台風被災の情報交換	13
11月25日(月)	もみじロードウォーキング	12
12月16日(月)	被災時の生活について、乗り合いタクシーについて他	13
1月15日(水)	健康づくり研修会参加	11
合計	大山介護予防サポーター　全8回	

・福祉総合相談センターや社会福祉協議会スタッフと連携をとりながら定例会に参加し、活動に対する後方支援を実施している。

●吉尾地区生活介護予防サポーター

・平成28年度にサポーターを集めて研修会を実施したが、継続実施につながらなかった。

・現在は地域のサロン運営や認知症予防教室修了後の自主グループに対してボランティアとして支援しているため、その活動の後方支援を行っている。

●主基地区 ささえ愛サポーター

・区と共同でサロンの開催やイベント「主基地区 福祉ふれあいフェスタ」の開催をしている。イベントには、市保健師も健康相談コーナーとして参加

評 価

・大山地区は定例会を会員で運営しており、社協と相談センターが中心となり助言している。
昨年度はサポーター同士の親睦と健康づくりを目的に地区を歩くことが主であったが、今年度は防災マップの見直し作業や勉強会、健康体操、健康づくり講演会の参加など内容が充実。

・吉尾地区は、定例会化が出来ていないため、既存のサロン運営や自主グループ活動に対してボランティアとして支援している。

・主基地区は、区や地区社協と連携がはかれており、共同開催の体制ができている。

課 題

・サポーター本来の役割の確認と今後の方向性を見据え、各地域の地域性に配慮しながら効果的に活動展開できるような支援が必要である。

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域での活動が自粛されていたため、今後の活動意欲の低下が懸念される。

次年度の目標

・新型コロナウイルス感染症の動向をみながら、感染予防対策を講じながら支援していく。

・大山、吉尾、主基地区とも活動スタイルが異なるため、活動に対するねぎらいとサポーターの活動意欲の維持向上に努め、相談センター、社会福祉協議会スタッフと連携しながら、効果的な活動展開できるよう支援していく。

区 分	介 護 予 防（一般介護予防事業）
事業名	地域介護予防活動支援事業（生活・介護支援サポーター育成事業・江見地区）

概 要

高齢者が地域で孤立することがなく安心して暮らすことが出来るよう、地域団体や地域住民への働きかけの一環として、生活・介護支援サポーター育成支援を福祉総合相談センターや社会福祉協議会と協働しながら実施。

実 績

○江見地区生活・介護支援サポーター（なの花サポーター）支援（定例会実績）

日　　程	内　　容	参加人数
4月26日	総会、役員改選、今年度計画・研修について	18
6月12日	研修（介護保険について）老輪ピックについて	16
9月11日	老輪ピックについて	19
10月9日	老輪ピックについて、視察について	20
12月11日	視察研修（館山市・有償ボランティア山荻お助け隊）	20
2月14日	臨時役員会（来年度計画案について）	5
3月12日	今年度振り返り、来年度計画	16
合　　計		114

評 価

・江見地区のなの花サポーター支援は、市社会福祉協議会の地区担当職員を中心に、福祉総合相談センター、保健予防係等が連携を図りながら支援している。
・昨年度まで月1回定例会を開催していたが、今年度は半分の年6回に減らしてしまったため、老輪ピック運営の話が中心となってしまい、サポーター活動の振り返りや研修の機会が少なかった。今年度の反省をふまえ、臨時役員会を開催し、来年度の計画案を話し合うことができた。
・H29年度から3地区合同サロンとして老輪ピックを実施しており、今年度は実行委員を各地区より選出し、企画運営すべて住民主体で開催している。サロン参加者のみならず、地域の民生委員や老人クラブ等にも声かけし、地域交流の良い機会となっている。
また、サポーター同士の親睦も図れ、活動意欲の維持にも効果的である。
・今年度の生活応援サポートは11件の利用あり。昨年度の4件から大幅に増加した。

課 題

・サポーターの活動意欲に差があるため、研修等の機会を通じて意欲向上に努めたい。
・定例会本来の目的について、関係職員およびサポーター役員との共通理解が不十分。
・老輪ピックに関する実行委員の負担が非常に大きい。
・生活応援サポートの利用件数が増えてきているが、さらなるPR活動の強化が必要である。

次年度目標

・保健予防係として定例会に参加できない場合も含め、関係機関と連携をとりながら情報を共有し、積極的に地域に出向きながら支援していく。
・サポーター定例会実施内容を見直し、研修等の機会を通じて活動意欲向上に努める。
・サポーター活動のPRの強化
・今後はさらに住民主体の地域づくりをめざし、支援していく。
・市社会福祉協議会、福祉総合相談センター等、関係機関スタッフの連携強化。

区分	介護予防（一般介護予防事業）
事業名	地域介護予防活動支援事業 （介護予防サポーター育成事業・天津小湊地区）

概要

介護予防に関する地域活動を実施するボランティアの支援を図ることにより、地域における保健活動が円滑に実施できる体制作りを目的とする。

実績

＜介護予防サポーター全体会＞　組織化 11 年目

日程	出席数	内容
① 5 月 20 日(月)	21 名	年間活動計画、元気でい鯛まつり準備（計画）
② 7 月 17 日(水)	24 名	館外研修（たいよう･ｻﾝﾃﾞｲｹｱ･まんぼう･ｱﾜｰｽﾞﾍﾞﾋﾞｰ他）
③ 9 月 6 日(金)	22 名	元気でい鯛まつり準備
④10 月 28 日(月)	24 名	〃
⑤11 月 7 日(木)	33 名	第 14 回元気でい鯛まつり（会場:天津小湊小学校）､反省 参加者数:約 350 人/うち地域･施設高齢者 160 人 (前年: 300 人/145 人)
⑥ 1 月 15 日(水)	24 名	元気でい鯛まつり報告、懇親会
⑦ 2 月 17 日(月)	23 名	研修「防災食」、今年度のまとめ・次年度活動計画

計 7 回・出席数計 171 名　※役員会は全体会当日のほか、計 4 回・出席数計 47 名

＜主な活動内容＞　H31 年度当初活動会員 43 名（うち休会 3 名）

人のつながりづくりや相談窓口へのつなぎ役、地域の歌や踊りの伝承などをとおして、地域の高齢者ら住民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指す。

○個人活動：近所への声かけ、傾聴

○グループ活動：高齢者サロンへのボランティア支援

○全体活動：元気でい鯛まつり、情報交換や研修

評価

・昨年度末の役員改選において今後の会の活動の在り方等について考える機会となり、今年度は全体活動を昨年度までの月 1 回計 12 回から計 7 回に縮小して実施。会長・副会長との相談や役員会をとおし、全体での話し合いの機会の減少を補った。

・2 月の研修では、市管理栄養士･天津小湊地区食生活改善推進員（サポーター兼任）に講師を依頼。今年度の災害の経験を踏まえ、パッククッキングの調理実習をしながら家庭備蓄や被災時の栄養摂取について学んだ。

・鯛まつりは、合併により開校となった天津小湊小学校で開催。3 年ぶりに軽食を提供し、午前からの開催となった。役割分担を具体的に示すことで、準備～当日～片付けまでスムーズに進行できた。次年度は天津小湊小学校・旧小湊小学校体育館の改修のため、他会場開催も検討したが、安全面等を考慮して実施しないことに決定。

・役員間で課題となっていた社会福祉協議会の要請による小中学校の福祉教育は、地区社会福祉協議会を通じた形での開催に調整を図ってもらえた。

課題・次年度目標

・会員の精神的・体力的な負担を軽減し､持続可能な活動となるように支援が必要である。

・令和 2 年度末の役員改選に向け、現役員と相談しながら意図的な働きかけを行う。

・鯛まつりを実施しないため、地道な個々の活動の共有や研修の場に重点を置き、自立したボランティア組織として、社会福祉協議会の助言を受けながら活動を再考する。

・保健行政の立場として、活動のつながりを意識した健康づくり活動を支援する。

区 分	介 護 予 防（一般介護予防事業）
事業名	地域介護予防活動支援事業（　しらかば会役員会支援　）

概 要

しらかば会の目的 ： 認知症及び寝たきりの防止をはかり、健全な老後への支援を実施。
参加者相互の親睦を深め、社会性の向上を図る。

※役員会支援の目的として、しらかば会（全体会・支部会）の運営が本部役員や地区連絡員を中心に出来るだけ主体的に、かつ介護予防の視点をふまえた効果的な運営が出来るよう支援する。

実 績

○ しらかば会役員会支援

日　　程	内　　容		参加人数
4月1日	本部役員会	通知文発送、総会準備	10
4月12日	本部役員会	総会資料作成、総会準備	8
4月26日	地区連絡員会議	支部会の運営方法について	11
6月11日	本部役員会	役員の視察研修会企画	4
7月5日	本部役員会	バス研修、忘年会、30周年祝賀会企画	9
9月6日	本部役員会	通知文発送、各全体会の企画	9
9月6日	地区連絡員会議	支部会の実施報告および今後の計画	19
10月23日	本部・地区連絡員	役員日帰りバス研修	20
10月31日	本部役員会	通知文発送、忘年会について	9
11月11日	会長、副会長	ホテルスタッフとの忘年会打ち合わせ	3
11月29日	本部役員会	通知文発送、忘年会について	9
2月3日	本部役員会	通知文発送、次年度計画	8
2月3日	地区連絡員会議	各支部実施報告、次年度計画	15
3月13日	会長、会計	収支決算、予算案作成	3
3月27日	会長、会計、監査	会計監査	7
合計　年15回 （昨年度　19回）			144 （昨年度147人）

評 価

・昨年度は30周年祝賀会実施したため、回数が多かったが、今年度は例年どおりの役員会開催であった。
・本部役員も会の運営企画はもちろん、会計管理や開催通知発送など主体的に活動している。
・支部会企画の立案など、地区連絡員の負担が大きく、また、後継者がいない。
・本部役員と地区連絡員の親睦と研修を目的として、施設の視察研修会を実施し好評であった。

課 題

・本部役員および地区連絡員の負担が大きい。
・今後も本部役員や地区連絡員が主体的にやりがいをもって活動できるよう支援していく必要がある。
・新規入会者が少なく、また、男性会員も少ない。
・新型コロナウイルス感染症予防を講じた活動方法の検討
・送迎など足の確保

次年度目標

・新型コロナウイルス感染症拡大防止を視野に入れた活動方法の検討。
・本部役員および地区連絡員の負担軽減を視野に入れた支援。
・本部役員や地区連絡員同士の親睦や慰労を目的とした研修会の継続実施。
・新規会員を増やし、後継者対策も視野に入れた支援に努める。
・送迎手段など足の確保課題について検討していく。

区　分	介 護 予 防（一般介護予防事業）
事業名	地域リハビリテーション活動支援事業（　リハビリ専門職による活動支援　）
概　要	介護予防の取り組みを機能強化するため、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職による助言等を行うことで総合的に支援する。 （対象者）　介護予防支援のための活動にたずさわる者（介護予防サポーター等のボランティアを対象とする。

実　績　（　活動支援実績　）

サロン名	日　程	参加人数	ボランティア数	支援スタッフ	実施内容
サロン花笠・げんき花笠合同	R1.7.18	16名	10名	PT　3名 保健師2名	・ロコモ度テスト ・認知機能や栄養、うつ傾向等の総合的機能評価
	R2.2.15	9名	10名	PT　2名 保健師2名	〃
にこにこ会長狭	R1.11.29	5名	3名	PT　2名 保健師1名	〃
サロン草の実	R2.1.15	12名	2名	PT　2名 保健師2名	〃
なの花サポーター	R1.10.8	0名	16名	PT　2名 保健師2名	〃
合　計	5　回	42名	41名	PT　11名 保健師9名	

評　価
- 地域リハビリテーション活動支援事業として、理学療法士等と連携し、サロン会場に出向き、ボランティアに対して健康体操実技指導・助言の他、サロン参加者の運動機能や認知機能の評価を行っている。
- 今年度も昨年に引き続き、4圏域（長狭・鴨川・江見・天津小湊）において実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、年度末は活動自粛の影響で、3圏域しか出来なかった。

課　題
- 新型コロナウイルス感染症防止のため、サロンなどの住民主体の通いの場の活動自粛の影響から、外出の機会や居場所が減り、フレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）が増加することが懸念される。
- 令和2年度からフレイル健診が開始となったため、質問票の活用や健康相談、リハビリ専門職との連携による効果的な介入方法等を検討する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の動向をみながら実施する必要があるため、計画が立てずらい。

次年度目標
- フレイル健診導入に伴う、質問票の活用や健康相談、リハビリ専門職との連携方法等、効果的な介入方法の検討。
- 新型コロナウイルス感染症の動向をみながら、感染症予防とフレイル予防を見据えた実施に努める。

区　分	介護予防（一般介護予防事業）
事業名	介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援・地域リハビリテーション活動支援 事業実績（健康教育・健康相談、訪問指導）

概　要

介護保険法による地域支援事業の介護予防事業施策として、各地区において健康教育・健康相談、訪問指導を実施している（対象は65歳以上）。

実　績

【健康教育実施状況】　※（　）は前年度実績

	一般介護予防事業実績（健康教育）			計
	介護予防普及啓発	地域介護予防活動支援	地域リハ活動支援	
開催回数	113回（168）	48回（53）	5回（5）	166回（226）
参加延人員	2，312人（3,386）	654人（698）	83人（85）	3，049人（4,169）

【健康相談実施状況】＊集団健康相談のみ

	一般介護予防事業実績（健康相談）			計
	介護予防普及啓発	地域介護予防活動支援	地域リハ活動支援	
開催回数	80回（102）	0	5回（5）	85回（107）
参加延人員	1，197人（1,587）	0	83人（85）	1，280人（1,672）

【訪問指導実施状況】

	計	
	実	延
被訪問指導人員	60人（80）	70人（87）

（57世帯）

評　価

・台風被害や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動自粛した影響もあり、前年度と比較して健康教育、健康相談ともに減少した。
・介護予防サポーターのいない鴨川地区を対象に養成講座を実施したが、講座途中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中断中であり、活動意欲の低下が懸念される。
・「地域リハ活動支援」では、4圏域（長狭・鴨川・江見・天津小湊）において実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3圏域しか実施ができなかった。
・訪問指導人員は昨年度より実人数が減少した。

課　題

・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながらの介護予防事業の工夫
・活動自粛の影響による介護予防サポーターの活動意欲の低下を防ぐ。
・支援地域の偏りが出ないよう計画的かつ効果的な介入方法。

次年度目標

・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながらの介護予防事業の実施。
・介護予防サポーター等、ボランティアの主体的な活動意欲の維持継続のための支援に努める。
・保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士など専門職の連携を密にした介護予防活動の充実。特にフレイル予防の強化に努める。

区　　分	母子保健
事業名	健診事業　（乳児健康診査）
概　　要	乳児の発育・発達を確認し、疾病を早期に発見するとともに、保健師による育児相談や栄養士による離乳食相談を実施している。 内容：身体計測（身長・体重・頭囲・胸囲）　内科検診（小児科医） 育児相談（保健師、助産師）離乳食相談（管理栄養士） 離乳食の試食（3 種類） ＊　食生活改善推進員の協力により、離乳食の試食コーナーを設け、推進員との交流と推進員活動の PR を行っている。
実　　績	○実施回数：年 6 回　○該当者数：191 人　○実施数：177 人、医療機関：7 人 ○受診率：市実施分 92.7%、全把握 96.3%、未受診 7 名は次年度検診へ ○栄養相談：120 人（67.8%）　個別 45 人＋離乳食コーナー75 人 離乳食の進め方・量・アレルギー食等 ○健康管理上注意すべき者　実 85 人（48.0%：前年度 26.8%） 要医療 11 人･医療機関管理中 68 人･経過観察 6 人 ○継続フォローを要する者 54 人(30.7%)　うち保護者や環境の課題 24 件 内訳：育児環境 8、育児不安 8、育児能力 3、育児ストレス 3、家庭環境 2、 （延）　母の精神面 2、生活リズム 1 ○両親どちらかが喫煙している家庭 52 人(29.1%) 内訳：父の喫煙 51 人、母の喫煙 7 人 （H30：29.7%、H29：36.0%、H28：32.6%、H27：53.5%）
評　　価	・未受診者については、次回の健診勧奨のほか、医療機関健診の状況確認、地区担当保健師による状況把握を実施。3 回の健診機会を逃した未把握者なし。 ・健康管理上注意すべき者のうち、医療機関管理中の割合が前年比 1.8 倍と増加。こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問により事前に医療管理状況が把握しやすくなったこと、健診担当医の変更により差が出たことが考えられる。主に湿疹の指摘やその治療中との把握が増加。 ・継続フォローを要する者のうち、保護者や家庭環境に課題のあるケースが 44%を占める。保護者の生活能力や養育能力等、多方面からの支援が必要なケースが複数ある。多くは妊娠期からリスクを把握できているが長期的な支援が必要である。 ・離乳食コーナーは具体的なイメージをもつ良い機会となっており好評。試食しながら質問する方も多い。離乳食開始後に課題が出そうなケースについては、離乳食教室を案内し、継続支援につなげた。 ・生歯開始の口腔ケアを始める時期に相当するためパンフレットを配付し啓発。
課　　題	・子どもを取り巻く家庭の課題があるケースの早期把握に努め、地区担当保健師による保健指導の充実が必要。妊娠期からの評価の充実の必要性。 ・子ども支援課等関係機関との連携を図りながら継続的な支援が必要。 ・保護者の喫煙率は減少傾向にあるが約 3 割。禁煙及び受動喫煙防止向けた指導が必要。 ・次年度感染症予防対策のため離乳食の試食を中止し、健診所要時間短縮等の配慮が必要なため、離乳食の進め方に関する啓発媒体の工夫や育児不安等に関するフォロー体制の確立が必要。
次年度目標	・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で安全な健診の実施。 ・未受診者及び支援が必要ケースについて、地区担当保健師による全数フォロー。 ・妊娠届出時や新生児訪問等の評価により早期介入の体制を整え、関係機関との連携を図りながら切れ目ない支援に努める。 ・喫煙防止指導を含め、健やか親子 21 必須項目を活用し保健指導の充実を図る。

区　　分	母子保健
事業名	健診事業　（１歳６か月児健康診査）
概　　要	異常の早期発見に努めるとともに、生活習慣の自立、むし歯予防、栄養等育児に関する相談を行う。 内容：内科検診（小児科医）歯科検診（歯科医）身体測定（身長/体重） 育児相談（保健師、助産師）　栄養相談（管理栄養士） 歯科相談及び集団指導（歯科衛生士）
実　　績	実施回数：年６回　該当者数：176 人　実施数：169 人 受診率：96.6%(市実施分) 歯科健診結果：むし歯保有人数　１人　むし歯保有率 0.5% むし歯の総数１本　O1　168 人・O2　0 人 軟組織の異常１人　咬合異常 10 人　その他の異常３人（癒合歯） 歯科相談：５人（2.9%）　むし歯予防、仕上げ磨き、フッ素等 栄養相談：５人（2.9%）　偏食、おやつや飲み物の与え方等 健康管理上注意すべき者　実 68 人（うち医療機関管理中 11 人）・延 90 件 身体面（延）　38 件　湿疹、発育、停留睾丸、心疾患、喘息等 精神面（延）　52 件　言葉が出ない、おちつきがない、目が合わない等 精密検査対象者：１人（斜視１人） ＊健診当日現在　喫煙あり:母親９人､父親 52 人（昨年度:母親６人､父親 69 人）
評　　価	・対象者の受診率は 96.6%でほぼ全員が受診。 ・言葉や落ち着き等の発達面での要経過観察児が増加傾向。 ・歯科、栄養に関する個別相談に必要な児のスクリーニングを継続し、待ち時間を利用して効率的に指導が行えた。 ・むし歯保有者１人、むし歯総数１本と減少傾向。歯磨きの重要性について問診を通しての啓発や指導が必要。 ・保護者の喫煙率が高い。
課　　題	・保護者への禁煙及び受動喫煙防止のための指導を強化。妊娠中からの指導が必要であるため、妊娠届出時の面接での把握と禁煙指導の強化が必要。 ・むし歯保有率・ひとり平均本数を増加させないよう、集団での歯科保健指導と平行し、３歳児健診に向けた効果的なむし歯予防対策の検討が必要。 ・要経過観察児（言葉・発達等）の増加に対し、必要なケースが早期に支援ルートにのれるような関わりが必要。
次年度目標	・新型コロナウイルス感染症予防により、受付方法や会場レイアウトを変更をし、対象者が滞りなく受診できるようにするとともに、個別での受診勧奨などを通じて個別での関りを持っていく。 ・要経過観察児へのフォローや早期支援を確実に行えるようにするため、相談事業の活用を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の構築を目指す。 ・歯科個別指導の充実により、むし歯予防への意識付けを図る。 ・2 歳児歯科健康診査及びフッ化物塗布事業について、1 歳 6 か月児健診での周知に努め、むし歯予防に繋げていけるよう取組んでいく。 ・喫煙防止指導を含め、健やか親子 21 必須問診項目を参考にしなが母子保健指導のさらなる充実をはかる。

区　分	母子保健
事業名	健診事業（３歳児健康診査）
概　要	幼児期における心身などの障害の早期発見・むし歯予防及び健康づくりの基礎として正しい生活習慣の確立に向けての指導を行う。 内容：身体計測（身長・体重）　尿検査（安房地域医療センター）　視聴覚検査　問診　集団指導（市・栄養士）　内科診察（小児科医）　歯科診察（歯科医）　保健師・助産師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士・言語聴覚士による相談
実　績	実施回数：年５回　該当者数：157 人　実施数：151 人　受診率：97% 歯科健診結果：むし歯保有人数 23 人　むし歯保有率 15.1% 軟組織の異常 1 人 咬合異常 12 人 その他異常 8 人（癒合歯） 歯科相談：　3 人　（昨年 11 人）栄養相談：　5 人　（昨年 4 人） 心理相談：　11 人　（昨年 22 人） 健康管理上注意すべき者　実 45 人　身体延 21 人　精神延 27 人 尿検査結果：実施率 86.8%（ぐんぐん相談での実施含）、異常あり 2 （潜血 1、蛋白 1）　二次検査結果　異常あり 0 精密検査対象者　　1 人 内訳）心雑音　1 人
評　価	・ 受診率は例年 95%を上回っている。（他機関実施も含めると 98.7%） ・ 未受診者への状況把握は、地区担当保健師により確実に実施できている。 ・ 未受診者の理由は、他市で実施・障害等で医療機関管理中であった。 ・ 眼科検査・ささやき検査等を自宅でやってこなかったり、自宅では実施できない児が増えている。また正規の該当時に尿検査ができないケースも目立つ。簡易的に自宅で尿検査ができるような方法を考え、トイレトレーニングが終っていない児へ対する配慮も必要である。 ・ 言葉や発達の遅れを指摘される児が年々増加傾向であるが、言語聴覚士の相談へつなげることで、今後の見通しを立てやすくなり、市の事業（のびのび相談やぐんぐん相談など）に繋げられるようになった。
課　題	・ 要経過観察児のフォローは、時期を逃さずに介入する必要がある。 ・ 母子ともに情緒・精神面へのフォローが年々増加しており、親子関係等における継続的な専門職の介入の必要性も高まっている。 ・ 相談件数の増加に伴い、待機時間が増加。相談希望があっても全件に対応することが困難である。 ・ むし歯の保有率県内でも下位にある。1 人で多くのむし歯がある児も増加傾向にある（10 本以上むし歯のある児 1 名 、5～9 本 6 名）。
次年度目標	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により日程変更となり、対象年齢を過ぎてしまうケースや、未受診の児が増加する可能性がある。個別での受診勧奨などにより健康診査が受けてもらえるように働きかけを行う。 ・ 言葉や発達面で気になる児について、言語聴覚士とともに保護者への働きかけをし、保護者が児に目を向けるきっかけ作りをする。 ・ 健診後のフォローとして、ぐんぐん相談やのびのび相談をはじめ、各関係機関や相談事業に結びつけられるよう支援する。 ・ 集団生活を踏まえたスクリーニングができるよう関係機関と連携し、その後の支援に繋げる。 ・ 3 歳児の口腔環境の改善（むし歯保有率減）にむけ、健康教育を通したおやつの摂り方・内容の指導に努める。さらに、保健師・歯科衛生士の相談での歯磨き習慣の確立にむけた指導に努める。

区　　分	母子保健
事業名	健診事業　（妊婦乳児一般健康診査）
概　　要	妊婦及び乳児の健康の保持、増進及び異常の早期発見、早期治療を図るため、市が委託する医療機関において実施する妊婦及び乳児の一般健康診査や、医療機関において受診した健康診査に要した費用を助成。妊娠届を受け、母子健康手帳を交付する際に受診券を交付。 妊婦健康診査については、平成 27 年 4 月より、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において、実施回数や内容等が定められている。 ・市が委託する医療機関 社団法人千葉県医師会に加入している医療機関及び一般社団法人千葉県助産師会に加入している助産所 ・健診内容 妊婦：基本的な妊婦健康診査（診察・計測・血圧・尿検査）、血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査など 乳児：乳児一般健康診査（問診・診察・計測） ・助成回数　　妊婦 14 回、乳児２回 ・助成金額　定額　妊婦 14 回合計 101,000 円、乳児２回合計 12,864 円
実　　績	妊婦：　延べ受診件数 2,179 件、償還払分 103 件 乳児：　延べ受診件数　302 件、償還払分 1 件 ＜今後の見通し＞ ・妊婦・乳児一般健康診査、妊婦 14 回・乳児 2 回助成継続 （県内統一で実施） ・ちば県民予防財団から、乳児の受診券は市に返却されている。 H31.4 月～妊婦健診の受診券も市に返却されている。
評　　価	・市の集団健診とあわせ、乳児期に３回の受診機会が得られている。 ・受診券を使用した健診事業の体制が浸透している。 ・令和元年度より妊婦健診の受診券が市に返却されている。受診から返却までの時差はあるが、妊婦健診受診の確認ができるようになった。
課　　題	・本乳児健診は市の集団健診と実施時期が近いこともあるが、それぞれのメリットを理解し、両方受診して欲しい。 ・引き続き、償還払い制度について母子健康手帳発行時や里帰り出産の際に周知することが必要。 ・新生児聴覚検査の助成事業について、令和 3 年度から千葉県内である程度統一した形で実施できるように準備中。 ・産婦健康診査についても、いずれはこのルートに乗る可能性がある。 ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、妊婦健診受診の体制を検討していく必要がある。
次年度目標	・妊婦健診、乳児健診の受診勧奨 ・引き続き、償還払い対応の周知 ・妊婦健康診査の受診券返却者に対して、健診受診状況等の把握に努める。 ・新生児聴覚検査の助成に向けての体制整備。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、健診受診の体制について検討が必要。

区　分	母子保健
事業名	乳幼児健康相談事業（ぐんぐん相談）

概　要

主に乳幼児健康診査において事後フォローが必要な児について実施。また、育児相談等で経過観察が必要と認められる児・保護者に対して個別相談を行う。

内容：身体計測（身長・体重）
　　視聴覚再検査、尿検査(安房地域医療センター集配利用)
　　個別相談（臨床心理士、保健師、管理栄養士等）

実　績

年間 6 回実施　30 分毎の予約制　　（　）は実人数

実施日	利用者数	尿１次	尿２次	目	耳	心理
R1.5.23	8（8）	4	1	2	0	1
R1.7.25	2（2）	1	0	1	0	0
R1.9.19	4（4）	1	1	0	0	2
R1.11.22	9（8）	3	0	3	1	2
R2.1.23	5（4）	0	0	3	1	1
R2.3.19	3（3）	2	1	0	0	0
合計	31（29）	11	3	9	2	6

心理相談利用者の主訴
・児の育てにくさ、落ち着きのなさ、児への対応方法、育児不安に関すること
・家庭環境について
・相談が入っていなかった回ではケースの同行訪問も実施した

評　価

＜心理相談＞
・特徴のある子への関わり方に限らず、一般的な発達面（イヤイヤ期、反抗期等）への関わり方や自らの児への対応方法や育児に対する葛藤についても相談でき、母の不安軽減につながっていた。
・ケースによっては時間内に終了できないケースもあった。
＜再検査＞
・目の検査や耳の検査は、自宅ではできないが、人と場所が変わるときちんとできる傾向もあった。
・尿検査で来所できない方もおり、個別での対応も可能な範囲で実施。

課　題

・　限られた時間内での対応となるが、ケースにより時間を考慮する必要がある。
・　医療の必要性が認められた場合、のびのび相談や医療機関への受診勧奨等、適切につなぐ必要がある。
・　臨床心理士の相談時間が超過傾向にあり記録が終了できなかった。
・　相談事業後も関係機関との連携等継続支援できる体制

次年度目標

・　限られた時間の中で実施し、他の利用者に負担をかけないよう調整する。
・　臨床心理士の記録について、保健師等も同席し終了後のカンファレンス等にて要点の確認をする。
・　利用に対し積極的でない対象者へのアプローチ方法の検討。
・　相談後も継続的に支援ができるような体制作り。
・　必要に応じて保健師ケース会議や福祉課、子ども支援課等と連携をはかる。

区　分	母子保健
事業名	乳幼児健康相談事業 （のびのび相談）

概　要

目　的：発育発達に心配のある児についての相談、経過観察
対象者：市の乳幼児健康診査の要フォロー者等
頻　度：年 6 回、1 人 40 分の予約制
医　師：亀田クリニック小児科　河村誠次　医師
内　容：医師の診察、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等との育児相談

実　績

実施日	利用者数	母子関係	発達	言葉	発育	その他
R1.4.18	0					
R1.6,20	3		3			
R1.8.15	4		4			
R1.10.17	3		3			
R1.12.19	5		5			
R1.2.20	2		2			
合計	17		17			

＜年齢内訳＞

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳以上	合計
経過観察	1		4	3	3	1	2	14
要受診							1	1
終了								
その他			2					2
合計	1	0	6	3	3	1	3	17

評　価

- 日程表を各保育園・幼稚園・こども園・子育て支援室に掲示を依頼し、周知をはかっている。園に相談があった際には必要に応じて保育士等からも事業の紹介をし、保健師等につないで欲しい旨依頼している。
- 年齢的には 3 歳児前後が多く、集団生活となってからや、3 歳児健診以降の相談のケースが多い傾向である。また、就学後の相談も 3 件と増加傾向。
- 相談利用のうち、88.2%（H30：87.5%）が経過観察または要医療となっている。
- 判断に迷うケースは相談時間が長引く傾向があるので、予約枠が考慮できると良いが、その予測は難しい。
- 医療に直接繋げる前にマザーズへ繋げたケースが 2 件あった

課　題

- 相談後の結果等ケースによっては保護者の受け止めの確認とその状況を考慮したフォローが必要である。
- 医療、教育部門、福祉（そらいろ、マザーズ）等へのスムーズな繋ぎができるよう支援の必要がある。

次年度目標

- 状況に応じて適切な時期に必要な支援に繋げられるような支援体制。
- 相談枠内で終了できるよう、地区担当保健師とあらかじめ打合せし、待ち時間の負担を軽減する。
- 医療、教育、福祉等と連携を図り、フォロー体制の充実をはかる。

区　分	母子保健
事　業　名	離乳食教室（もぐもぐ教室）
概要	概ね2回食開始前後から1歳までの乳児を対象に、離乳食に対する情報提供や、保護者に対する離乳食の試食提供を行い、個々に応じた調理形態や味の確認を行う事により、離乳がスムーズに行えるように支援する。 内容：身体計測（身長・体重・カウプ指数） 講話①（離乳食の概要、口腔発達等）管理栄養士 講話②（調理法・試食説明）栄養士 保護者を対象に離乳食の試食 個別相談（希望者）
実績	年間4回実施　9時30分～12時　（予約制） 日程：5月29日／参加人数：4組 日程：8月27日／参加人数：5組 日程：11月12日／参加人数：3組 日程：2月26日／参加人数：2組 ＜参加者のアンケート結果＞ ・「離乳食の実際の量や具材の形状がわかった」、「疑問が解決した」などの感想や、開催時間帯も「授乳や昼寝のタイミングがあるので現状のままでいい」との意見。 ・　とりわけメニューのレパートリーについて要望があった。。
評価	・　少人数での実施であるため、個々の相談に応じることができ、参加者の疑問・不安軽減に繋がっている。 ・　実際に離乳食試食を食することで、味や固さの確認をしやすい。 ・　12組までの予約枠で設定したが、部屋のスペースやスタッフ配置数の問題から10組に変更した。 ・　同年代の乳児を持つ母同士の交流の場にもなっている。
課題	・　予約制の教室であるため、対象者の明確化を図る必要がある。 ・　参加者の要望に沿った講話内容の見直し。 ・　参加者が多い場合も対応できるスタッフ人数の確保。 ・　事前の検温などの新型コロナウイルス感染症予防対策。
次年度目標	・　個々の相談に対応できる体制の継続や参加者のニーズに沿った体制づくりの強化を図る。 ・　乳児健診等で、教室参加の呼びかけ。 ・　申込時の聞き取りにて、対象者の明確化。 ・　新型コロナウイルス感染症予防対策。

区　分	母子保健
事業名	相談事業（母子健康手帳の交付及び妊婦健康相談）

概　要

健やかな子どもを生み育てるために、妊娠の届出により、母子健康手帳を交付する。交付時に保健師による面接を行い、保健・福祉サービスの紹介や妊婦の生活状況を聞いた上で保健指導を行い、合併症の予防と健康の増進に努めている。また、産後の育児に不安を感じる者や要支援者（ハイリスク妊婦）を把握し、早期の支援に繋げる。

実　績

・ 妊娠届出数 196 件・母子手帳交付数 198 件　＋　転入妊婦 15 件

＜ハイリスク妊婦の状況＞＊リスク 2 つ以上重複者：33 名（15.6% /H30　11.1%）

ハイリスクの主な理由	人　数	内　　訳
妊娠届出の遅れ	2	21W2 名
若年妊婦	7	16 歳 1 名、17 歳 3 名、19 歳 3 名
高齢初産	19	35 歳 1 名、36 歳 4 名、37 歳 4 名、38 歳 5 名、39 歳 2 名、40 歳 1 名、43 歳 2 名
未　　婚	3	入籍予定 2 名、入籍未定 1 名
育児環境の不安	18	先の見通しの甘さ、生活の見通したたない、母の育児能力、予期せぬ妊娠　等
支援者の不足	4	両親が遠方　等
外国人	3	トンガ、ネパール、ロシア
精神疾患	15	うつ、不安障害、パニック障害、強迫神経症、適応障害　等
身体的	19	てんかん、心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、貧血、多胎妊娠　等
経済的困難	5	
その他	20	面接時の様子、妊婦の性格、死産、同胞フォロー、、家庭環境、ステップファミリー、妊婦の喫煙　等
合　　計	延 115 人　（実 62 人）	

＜不妊治療の状況＞(妊娠届出書質問項目より)

妊婦年齢	実人数	治療実施平均期間(月)
25～29	2	5.5
30～34	8	18.6
35～39	11	13.1
40～44	3	18.6
合計	24	15.08

※妊娠届出者数の 12.2%。

不妊治療実施は例年届出数の約 1 割を閉めている。（平成 29 年度より不妊治療に対しての助成事業を開始。）

＜妊娠中の喫煙＞

妊娠中の喫煙 6 名 2.8%(令和元年度 1.8%)/同居者の喫煙 68 名 32.2%(令和元年度 35.6%)

評　価

・ 妊娠届出時の保健師全数面接によりハイリスク妊婦を把握。令和元年度より、面接時の書式の変更や作成を行いスクリーニング強化できた。
・ 令和元年度より、妊婦のケース会議を実施。面接者だけでなく、複数の保健師でリスクの確認や支援の方向性を検討することができた。必要時に保健師ケース会議内でも情報共有し、関係機関と連携を図りながら、早期からの介入をすることができた。
・ 同居者の喫煙については僅かに現象したもののほぼ横ばい。妊婦の喫煙についても 0 にはならない。

課　題

・ ハイリスク妊婦では、問題が複雑化しているケースが多い。関係機関・関係職種と連携し、特定妊婦等早期からの介入・支援が必要。
・ H31 年 4 月より、ハイリスクケースについては専用の書式でプランニングできる体制を整えたが、ノーマル・グレーゾーンの妊婦についての支援策も必要。
・ 妊娠中の喫煙も 0 にはならず、同居者の喫煙も 32.2%と多い。喫煙・受動喫煙防止に努める必要あり。

次年度目　標

・ 妊婦の面接時にセルフケアプランも含め、全数プランニングできるような体制づくり。
・ 他課や関係機関と連携し、早期から支援できる体制づくり。
・ 喫煙や受動喫煙のリスク周知については、母子手帳発行時のパンフレット配布やパパママ学級での指導を継続する。

区　分	母子保健
事業名	健康教育（パパママ学級及び同窓会）

概　要

【パパママ学級】妊娠・出産・育児に対する知識の普及を図り、母体の疾病を予防するとともに、安心して健やかな出産･育児ができるように支援する。また、集団指導により、仲間づくりを促す。

周知方法：広報に掲載。妊娠届出の際に日程表を配布し､希望者にハガキで案内。

対象：妊娠 5～8 か月の妊婦とその家族

内容：5 回を 1 コースとし、年間 3 コース（5 月･9 月･1 月）午後 1 時半～4 時

	内　容	スタッフ
①	妊娠中の過ごし方、パパの妊婦体験	保健師
②	母乳育児、お産の経過、妊婦体操	助産師・保健師
③	妊娠中の栄養、お口の健康	栄養士・歯科衛生士
④	赤ちゃんの沐浴、お産の準備物品	保健師
⑤ 同窓会	先輩ママ・赤ちゃんとの交流、赤ちゃんの計測、お口の健康	保健師 歯科衛生士

【パパママ学級同窓会】産後の育児状況と児の成長発達を確認し、育児支援サービスの紹介や育児について保健指導を行う。また、母親同士が同じ悩みを持つ仲間同士で問題解決でき、自信を持って育児できるよう仲間づくりを支援する。パパママ学級第 5 回目と同時開催し、妊婦と交流している。

対象：パパママ学級受講者（2 コース前）で産後 3～6 か月の母子とその家族

内容：年間 3 回（6 月･10 月･2 月）午後 1 時半～4 時

児の身体計測（身長・体重・頭囲・胸囲）　出産･育児についての話

育児支援サービスの紹介　今後の方針（必要時､育児サークルとして支援）

実　績
（参加者数）

コース	①	②	③	④	⑤	実人数	同窓会
1（5月）	6･夫 2 母 1	5･夫 2	5･夫 1 母 1	8･夫 5 母 1	5･夫 1 母 1	9･夫 6 母 1	9/20 人中
2（9月）	9･夫 5	2・夫 0	5･夫 0	12･夫 5	3･夫 2	15･夫 8	1/9 人中
3（1月）	4･夫 2	5･夫 2	4・夫 1	11･夫 9	4・夫 1	13･夫 9	6/9 人中
合計	19･夫 9 母 1	12・夫 4	14･夫 2 母 1	31･夫 19 母 1	12・夫 4	37･夫 23 母 1 延 88 夫 38・母 3	16/38 人中

評　価

・参加人数は実･延人数ともに横ばいではあるが、父親の参加が増えている。同窓会においては参加率は 42.1%（昨年度 45.2%）と減っている。
・同窓会は出産報告や思いの共感の場として活用できている。
・参加人数は全体的に少ない（パパママ学級・同窓会ともに）。同窓会は乳児健診の翌日に開催の場合が多く、同窓会の対象者で乳児健診該当の方も多い。連日足を運ぶのは、乳児を連れた母親にとっては負担は大きい。

課　題

・アンケートを最終回に実施したが、最終回の参加者が少なく回収数が少なくなった。各回ごとにアンケートを実施し内容を検討する必要がある。

次年度目標

・育児不安の強い妊婦に対しては、同窓会や訪問事業、また地区担当保健師につなげ、継続的にフォローできる体制を継続。
・アンケートをもとにした実施内容の検討。

区　　分	母子保健
事 業 名	訪問指導 （妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導）

概　　要

訪問事業名	目的　・　対象
妊婦訪問	合併症の予防や安全な出産に向けた支援 ハイリスク、希望者
産婦・新生児訪問	産後の回復と育児の確立、 新生児の発育発達・異常の早期発見への支援 ハイリスク、希望者
未熟児訪問	身体の発育が未熟なままに出生した乳児 全員
乳幼児訪問	フォロー者、希望者への支援

実　　績

平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの実績（人）　　～地域保健報告～

	妊婦	産婦	新生児(未熟児を除く)	未熟児	乳児	幼児	その他	計
実数	5	156	87	5	101	38	1	393
延数	6	173	91	5	144	70	1	490

産婦と新生児：他市町村への依頼件数(産：4 件、新：12 件)を含み、
他市町村からの依頼件数(産：29 新 29)は除く

＊出生通知書提出状況

	H27	H28	H29	H30	R1
出生数	204	190	176	203	175
出生通知数	157(77.0%)	170(89.5%)	144(81.8%)	170(83.7%)	144(82.3%)
出生通知書に対する訪問数	94(59.9%)	146(85.9%)	74(51.4%)	102(60.0%)	83(57.6%)

※出生通知書に対する訪問数には保健師訪問と他市依頼分を含む。(データは健康カルテより)

＊産婦・新生児訪問時の EPDS 内訳

産婦訪問実施数 156 名（他市へ依頼含）、EPDS 実施 116 名

（内 EPDS9 点以上の者 8 名）（産婦訪問の内継続支援となったｹｰｽ 36 名）

評　　価

- H31.4 月より、妊娠届出時のスクリーニング強化をし、妊婦ケース会議で複数でのリスクの確認できる体制となった。
- 産婦・新生児訪問の際には EPDS を産後うつへのスクリーニングの１つとして活用。
- 市内の医療機関はもちろん、市外の医療機関から連絡もあり、連携がとれた。
- 他機関からの連絡（NICU 連絡票等）前に訪問を実施してしまっているケースもあったが、出生通知書の回収率の８割超え継続であり、産後早期の状況把握につながっている。

課　　題

- 母の既往歴や想像以上の育児負担感、支援者不足による不安を抱えるケースが目立つ。
- ケースによっては、子ども支援課等と連携をはかる必要がある。
- 感染症による外出自粛や、交流の場の利用停止により、虐待リスクが高くなることが予想される。

次年度目標

- 妊婦ケース会議や保健師ケース会議等を活用し、必要時に他課や他機関と連携しながら、適切な支援に努める。
- 電話や訪問をとおしての状況把握に努め、関係機関や他課との連携のもと、個別のフォローや虐待防止に努める。

区 分	母子保健
事業名	低体重児の届出
概 要	体重が2500グラム未満の乳児が出生したとき、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出るもの。 ・平成25年度より、都道府県事業から市町村事業となった。 ・当市では従来から使用している「出生通知書」をもって、届出としている。 また、医療機関や保健所等からの情報提供も合わせ、全数把握に努めている。
実 績	低出生体重児 / 数 / 関係機関から連絡 / 出生通知書 1000g未満 / 1 / 0 / 1 1500g未満 / 1 / 1 / 1 2500g未満 / 21 / 10 / 12 ※低体重児のうち関係機関から連絡のきたケース数 ・今年度は、正期産（37W以降）での低体重児 10／23と約半数あった。
評 価	・低出生体重児に限らず、出生通知書の提出を促している。（回収率82.3%） ・低出生体重だけでなく、早産や一過性の呼吸障害等を併発しているケースが多い。 ・出生通知書と病院からの連絡箋により、退院後早期に連絡をとることができている。
課 題	・低出生体重児の把握は、出生通知書または医療機関からの連絡で可能。 ほぼ全数把握となっているが、把握しきれない可能性もある。
次年度目標	・出生通知書の周知について継続。

区分	母子保健
事業名	未熟児の訪問指導
概要	未熟児は、体重や在胎週数の如何を問わず、身体的あるいは各臓器の機能の点から子宮外生活に適応するのに十分な成熟度に達していないため、保健医療関係者が十分な知識を持って対応するもの。 ・平成25年度より、都道府県事業から市町村事業となった。 ・出生通知書または医療機関からの連絡により把握し、必要に応じて保健師による支援を実施
実績	・低体重出生等により、対象者5ケース中 5ケース訪問実施。 ・入院期間が長期であるため、医療が優先される時期には保健師の介入は少ない。 出生通知書により、保護者との連絡はスムーズに取れ、退院が近づくと医療機関からも連絡がいただけ、スムーズな介入に至っている。
評価	・出生通知書と医療機関からの連絡箋、子ども支援課へ窓口来所時などで支援の接点は持ちやすい。（子ども支援課窓口来所の際、保健予防係へ声掛けしてくれる）
課題	・未熟児養育医療の担当は子ども支援課であり、本事業との連携の必要がある。
次年度目標	・引き続き子ども支援課と情報共有し、スムーズな連携体制に努める。

※参考

●医療機関からの連絡箋

	H28	H29	H30	R1	内容
新生児	29	29	35	30	周期性呼吸、不整脈、低血糖、母体DM、高ﾋﾞﾘﾙﾋﾞﾝ血症、一過性多呼吸、新生児仮死、口唇口蓋裂、未熟児貧血、低出生体重児、18ﾄﾘｿﾐｰ、21ﾄﾘｿﾐｰ、胎便吸引症候群、巨頭症疑い、水腎症、無呼吸発作、低身長、突発性嘔吐、高γ-GTP血症、内反位足、異所性蒙古斑、 等
産婦	15	妊1・18	21	18	育児ストレス、未入籍、育児支援者不足、若年、、育児環境、外国人、家庭環境、等
里帰り	4	産3＋子1	産2+子1	産2	新生児仮死、呼吸障害、体重増加不良、GDM等

区分	母子保健
事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業 （乳児家庭全戸訪問事業）

概要

平成 20 年 4 月に児童福祉法に位置づけられ、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的としている。

児童福祉法に基づく子育て支援事業のうち、本事業については母子保健法に基づく事業との関連が深いため、平成 21 年 4 月より当係にて実施している。

また平成 27 年 4 月より、子ども子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた。（※子ども子育て支援新制度(H27.3 月制定)に目標値あり）

周　知：母子健康手帳発行時に説明。また、訪問対象月に個別通知。
対象者：原則として生後 4 ヶ月を迎えるまでの、全ての乳児のいる家庭。
　　（新生児訪問時にも同時実施）
訪問者：主任児童委員(新生児訪問実施済・ハイリスクケースを除く)
　　保健師（ハイリスクケース）
持参品：＊市が実施する母子保健・予防接種・子育て支援事業等の情報ファイル
　　＊ブックスタート事業(H23～生涯学習課実施)の紹介（絵本プレゼント券配布）

実績

＊訪問実績

対象者数	乳児全戸訪問事業		今後訪問予定
	保健師	主任児童委員	
174	157　(75)	15	12

（ ）ｶｯｺ内は新生児訪問にて同時実施数を再掲

＊打合せ会：議題の生じた場合に不定期実施。
①R1.6.11（水）：今年度市の体制、対象者への情報提供内容確認など
②R2.1.8　（水）：新規主任児童委員との顔合わせ、訪問事業の説明、訪問カードの変更点説明、新生児聴覚検査について説明。
・「認定こども園入園に関して」「待機児童について」の質問があった。

●母子保健推進員等研修会（令和元年度は中止のため参加なし）

評価

- 長期里帰りや早期仕事復帰、また住所地と居住地が異なる等、早期訪問が困難なケースもでているが、電話連絡にての状況確認はできている。
- 訪問の必要性を感じていないケースもあり、訪問前の対象者への通知は、趣旨の理解を促す１つの材料となっている。
- H31.4 月より、妊娠届出時のスクリーニングを強化。リスクがなくても保健師の訪問が望ましいケースもあり、対応できるように体制を整えられた。

課題

- 支援者不足が多く、産後のヘルパー事業など、養育支援の体制がない。（長期課題）
- 訪問後の継続支援が必要なケースも多くある。
- 新型コロナウイルス感染症により、訪問ができないケースが出ている。

次年度目標

- 妊娠届出のスクリーニング強化により、早期から要支援ケースを把握していることが多い。妊娠～産後～育児期にかけ、子ども支援課と連携し必要時は要対協などで検討できるよう考慮する。（継続）
- 訪問できないケースについては、電話等でフォローしながら訪問できるように対応していく。

区　分	母子保健
事業名	子育て支援・特別支援関連部署との連携
概　要	最近の傾向として育児不安や親子関係のストレスに関する相談、要保護児童等のケースが増加しており、保護者等子どもを取り巻く家庭環境のフォローが重要といえる。そのため母子保健の側面からも、関係機関（医療機関、教育委員会、保育園、幼稚園、安房特別支援学校鴨川分教室、簡易マザーズホーム、子ども支援課・家庭児童相談員等）と連携をとり、更なる「地域で子育て」を目指す。
実　績	① 保育園・幼稚園・教育委員会等関係機関との連携 ・健診の事後フォローや各園からの相談等 ・就園支援情報共有５名(学校教育課,子ども支援課,保健予防係)(1回　11/15) ② 子育て支援センターとの連携

赤ちゃんデー	１回/月（ｺﾐｭﾆﾃｨﾎｰﾙ）　計測、育児・栄養相談 ※H29～ミニ講座等は子ども支援課で調整

③ 児童虐待の発生予防
・「乳児家庭全戸訪問事業」の実施にて、全乳児の把握。（H21 年 4 月～）
・妊娠届出時からのハイリスクケースについて、保健師間でリスクアセスメント（保健師ケース会議）し、今後の支援方針の検討実施。
・要保護児童対策事務局会議・実務者会議での情報共有。

＜保健師ケース会議結果内訳＞　65 ケース（H30：54 ケース）

	妊婦	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳以上
情報共有	1	20							
見守り									
養育（要対協へ）	8	9							
終了		27							

④ 鴨川市特別支援教育の体制整備（教育委員会主管）
・連携協議会、専門家チームの構成員となり教育委員会との連携づくり。
・巡回相談員として、福祉課と子ども支援課保健師が参加。

評　価	・妊娠、出産、育児期の切れ目ない支援に向けて、妊娠の届出からリスク予測し、保健師ケース会議を経て、養育・虐待ケースを要保護児童対策協議会（子ども支援課）と連携する流れが継続できている。 ・赤ちゃんデーでは子ども支援課と役割分担し、予防係としては計測・相談担当として参加し、乳児健診後のフォローの場としても活用していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、短時間での面接となったため、今後のあり方を検討する必要がある。
課　題	・子育て支援課のスタッフと共に、事業の開催方法や内容を検討し、対象者にとって良い方法を見出していく。 ・乳幼児健診や巡回相談で気になったケースの共有、フォロー体制が課題。
次年度目標	・保健師ケース会議等で共有することによる、多職種によるケース支援の継続。 ・子ども支援課・学校教育課との情報共有・連携体制作りの継続。 ・「子育て支援室」との連携継続。

区分	母子保健
事業名	母子保健医療対策総合事業
概　　要	1．妊娠・出産包括支援事業 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うための事業を実施することにより、子育て世代の安心感を醸成することが目的となっている。 事業内容：①産前・産後サポート事業（実施時期未定）、②産後ケア事業 2．産婦健康診査事業（実施時期未定） 産後うつの予防や新生児への虐待予防等をはかるため、産後2週間、産後1ヶ月などの健康診査にかかる費用を助成し、産後の初期段階の母子への支援を強化する。 3．新生児聴覚検査事業（令和3年4月1日から実施予定） 市町村による本事業への公費助成の実施に向け、都道府県にて体制整備事業を展開予定となっている。令和元年度は、保健師が訪問に行ったケースのみ、検査の実施有無とその結果について把握した。
実　　績	1．②産後ケア事業 H26.10.26に母子保健の現状の共有から始まり、その後医療機関として訪問事業を開始。H28.11.4に市との委託契約成立し、本事業の実施となった。 対象：家族等から支援が受けられない者であって、体調不良や育児不安の強い者。 内容：助産師による自宅訪問であり、母子の心身のケアや育児サポート等。 実績：H31.4月～R2.3月　1ケース（特定妊婦）
評　　価	・産後ケア事業は、アウトリーチ型で1産科のみへの委託で実施している。今年度は医療機関と今後の体制について話し合う機会がもてた。対象者の条件がある為、利用される人数は少ない。話し合いにより、今後は特定妊婦も対象としていくこととなった。 ※子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条　母子健康包括支援センター）について、ふれあいセンター内でその機能がまかなわれている。令和元年度から妊娠届出時の書式の変更・作成をし、スクリーニング体制強化を図った。 ・新生児聴覚検査事業については、千葉県で統一して令和3年4月からを目標に実施予定。
課　　題	・産後ケア事業は、条件設定に見合う対象者が少数。現在アウトリーチ型のみの実施であるが、ニーズがどのくらいあるのか、把握していく必要がある。 ・妊娠届け出時のスクリーニング強化について実施し、必要に応じて改善していく必要がある。 ・全ての新生児聴覚検査を受けられるような体制づくり
次年度目標	・育児支援者のいないケースや特定妊婦について、引き続き産後ケア事業等で支援する。必要に応じて要対協等関係機関との連携をはかる。 ・乳幼児健診等の機会を捉えて産後のニーズ調査を行い、産後ケアの充実を図る。 ・新生児聴覚検査事業を令和3年4月から実施できるよう、体制整備する。

区　　分	母子保健
事業名	健康教育（小児生活習慣病予防検診事後指導）

概　　要

教育委員会、小中学校との連携事業である。子どもの健康状態を把握することにより家族全体の生活習慣、食習慣の見直しを図り、生活習慣病予防へつなげる目的として実施。

実　　績

対象者　：　市内中学2年生・小学5年生及び保護者
内　容　：　＊集団指導・・・中学2年生に対し、各中学校にて実施
（小学5年生は各小学校にて養護教諭が実施）
＊個別指導・・・中学2年生、小学5年生の有所見者とその保護者に対し、
各学校やふれあいセンター会場で実施
スタッフ　：　市保健師、市管理栄養士、栄養士（非常勤）、各学校養護教諭

【1年度検診結果状況】

検診受診者数	有所見者数	有所見率
468名	120名	25.6%

＊有所見者・・・血液検査項目（脂質・肝機能・貧血・血糖）において要指導・要受診対象となった者

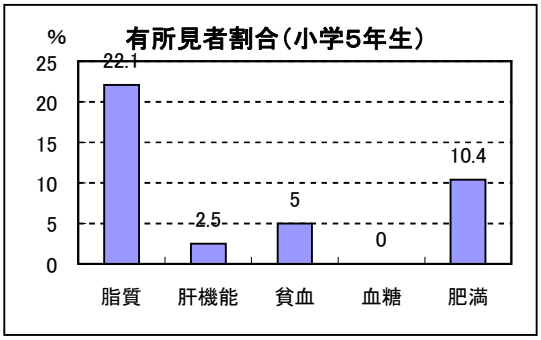

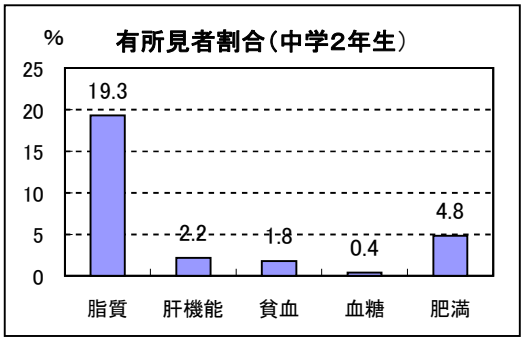

【個別指導実施状況】

有所見者数	個別指導実施者数	実施率
120名	61名	50.8%

評　　価

- 例年、脂質異常者が一番高く、約2割の生徒が基準値を超えている。
- 今年度、肥満度20%以上の生徒がやや減少傾向。
- ある学区では肥満度は標準であるが、血中脂質高値者が約30%を超えており、外見だけではわかりづらいため、生活習慣改善の良いきっかけ作りになっている。
- 昨年度に引き続き、小学5年生の貧血が増加傾向。

課　　題

- 脂質異常の有所見割合が多く、生活習慣との関連が見られる。
個別面談から偏食や脂質過多、野菜摂取不足、遅寝習慣などが考えられる。
- 個別面談や養護教諭との聞き取りから食習慣だけでなく、登下校に自家用車利用をしていたり、休日は屋内で過ごすなど、身体活動量の少なさも影響している可能性がある。

次年度目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響で血液検査の実施が未定であるが、生徒への啓発として、脂質異常予防を重点的に健康教育を計画していく。
- 検診後は集団指導や個別面接を通じ、生活習慣病予防の意識付けの継続実施。
- 保護者への意識付けも強化するため、引き続き小児生活習慣病予防検診個別面接への呼びかけを養護教諭と協働し実施する。

区　　分	歯科保健
事業名	フッ化物洗口事業

概　　要

永久歯のむし歯予防対策として、４歳児から中学３年生までのフッ化物洗口を実施。旧天津小湊町では平成７年度から実施しており、良好な結果が得られている。合併後は旧鴨川市においても実施施設を徐々に増やし、平成 25 年度～市内の４歳から中学校卒業まで（厚生労働省ガイドラインに沿った対象年齢）で実施している。

実　　績

フッ化物洗口実施施設

	実施人数	実施施設
幼稚園	124 人	天津小湊・鴨川・田原
小学校	1,310 人	小湊・天津・江見・長狭・鴨川・田原・東条・西条
中学校	626 人	安房東・鴨川・長狭
認定こども園	257 人	長狭・西条・江見・ＯＵＲＳ

＊　むし歯予防教室：3 幼稚園、4 認定こども園
＊　3 歳児はみがき指導：3 保育園（天津小湊、鴨川、田原）
＊　歯みがき教室：７小学校、3 中学校（フリー参観等での実施を含む）
＊　ぷち歯みがき教室：3 幼稚園、3 認定こども園
＊　「フッ化物洗口事業研修会」講師：東京歯科大学名誉教授　眞木吉信先生
（別添学校別歯科検診結果参照）

評　　価

（鴨川市の状況）　食品の砂糖使用量の変化やフッ化物配合の歯磨き剤が普及した現在、むし歯は減少傾向でありながら、歯科健康診査結果は３歳児のむし歯有病者率を比較（H30年度）すると、千葉県平均13.0%、鴨川市24.7%、とむし歯が多い状況になっています。

一方、永久歯のむし歯状況の指針である12歳児のDMFT（１人当たりのむし歯本数）は、県内3/54位（H30年度）の良好な状況であり、フッ化物洗口事業の成果と考えられます。また、令和元年度は、幼少期からフッ化物洗口を実施している天津小湊小学校と安房東中学校が千葉県学校歯科保健優良校として表彰、全日本学校歯科保健優良校表彰に千葉県代表として推薦されました。

（眞木先生）平成30年度にフッ化物洗口実施群として安房東中学校、フッ化物洗口未実施群として千倉中学校、それぞれの生徒の唾液を採取し、唾液中のむし歯原因菌を抽出し、学校歯科健診の結果をあわせて分析。結果として、①安房東中学校の各学年のむし歯菌の保有者率は千倉中学校に比較して高い。②安房東中学校の各学年むし歯有病者率は千倉中学校に比較して低い。③安房東中学校の各学年の一人平均う歯数は千倉中学校に比較して低い。④安房東中学校３年生の、むし歯菌検出者とむし歯有病者との関連は認められない。⑤千倉中学校３年生においては、むし歯菌検出者とむし歯有病者との関連は統計学的に有意であった。

これらの結果から、**集団フッ化物洗口を実施している安房東中学校ではいずれの学年においても、むし歯有病者率と一人平均う歯数が低く、むし歯の原因菌が存在してもむし歯になりにくい**ことが明確であった。

課　　題

・これまでの効果の確認と事業の疑問点や要望について、各施設からの疑問や負担感が表出され、それを共有できる場を設けることができた。
・洗口実施に伴う学校側の負担の大きさが伺える。
・認定こども園 OURS でのフッ化物洗口事業継続実施。

今後の方針

・フッ化物洗口事業の継続実施及び、歯周疾患予防の啓発。
・事業実施施設職員のフッ化物洗口事業に対する共通理解と実施協力の維持。
・市内全校・全認定子ども園でのフッ化物洗口実施継続の維持

区　分	歯科保健
事業名	**幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布事業**

概　要

令和元年度の１歳６か月児健康診査を受ける対象児に、歯科健康診査とフッ化物歯面塗布を２歳及び２歳６か月の際に受ける為の受診票を個別に配付し、実施は市内歯科医院に委託して行う事業。

受診票の個別配付は事業説明ほかを考慮し、対象児が１歳６か月児健康診査を受診する会場（ふれあいセンター）での配付。

事業委託先の市内歯科医院は、事前に市が実施するフッ化物歯面塗布研修会に参加し、市と契約を取り交わした歯科医院とし、使用薬剤や術式などは統一として周知している。

対象児の保護者には、１歳６か月児健康診査会場での集団歯科健康教育や保健師との個別相談において事業説明を行い、受診票にあわせて事業概要・受診できる歯科医院一覧・フッ化物歯面塗布Ｑ＆Ａを配付し、乳歯のむし歯予防について周知啓発と受診を促した。

受診票の使用有効期限はフッ化物歯面塗布の間隔を考慮し次のとおり。

１回目：２歳から２歳３か月まで

２回目：２歳６か月から２歳９か月まで

実　績

○幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布事業委託先歯科医院数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
安房歯科医師会 鴨川支部会員		7	6	6	
非会員		2	2	2	

○フッ化物歯面塗布研修会

令和元年８月５日（月）18：30～　ふれあいセンター２階　コミュニティーホール

講　師　：東京歯科大学衛生学講座 眞木吉信教授

参　加　：歯科かもがわデンタルクリニック・中嶋歯科医院・のぞみ歯科医院
鴨川市立国保病院歯科・亀田クリニック歯科・近藤小児歯科・
とうじま歯科

○幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
受診対象者①+② 生年月日範囲		H27.9.1 ～H28.3.31	H27.9.1 ～H29.3.31	H28.6.2 ～H30.3.31	H29.6.2 ～H31.3.31
受診対象者数		101	247	336	
①2歳児受診件数		59	119	109	
②2歳6か月児受診件数		1	101	105	
委託単価×件数		3,000×60件 2,000×0件	3,000×220件 2,000×0件	3,000×214件 2,000×0件	3,000×　件 2,000×　件

評　価

３歳児の歯科健康診査結果

※ 健康日本２１指標　３歳児でむし歯のない者の割合が８０％以上

３歳児でむし歯のない者の割合	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
鴨川市	68%	79.68%	75.29%	84.77%	
千葉県	84%	85.5%	87.0%	千葉県集計中	

この事業は平成29年度から開始し、令和元年度の３歳児歯科健診は、フッ化物歯面塗布受診票を使用した者が３歳児歯科健診受診対象者に含まれており、数値を見ると健康日本２１指標を越える結果となった。

課　題

・委託医療機関（歯科医院）との連絡調整ほか円滑な事業展開。
・受診件数の増加。

今後の方針

・令和２年度以降は、現行の使用薬剤や術式等に変更がある場合に、共通理解を図る為に歯科医師対象の研修会を実施する。
・事業を継続実施し、乳歯のむし歯予防対策を推進する。

<DMFT>　　**令和元年度現在　中学校区別DMFT推移**

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小湊小	2.28	2.15	1.81	1.72	1.22	0.82	0.67	0.29	0.36	0.4	0.41	0.48	0.16	0.12	0.11	0.18	0.08	0.16	0.16	0.17	0.12	0.11	0.13	0.2	
天津小	2.38	2.24	2.08	2.09	1.82	1.42	0.98	0.69	0.5	0.35	0.38	0.23	0.13	0.13	0.23	0.1	0.1	0.15	0.2	0.2	0.07	0.04	0.03	0.05	
天津小湊小（令和元年統合小）																									0.08
小湊中	H15年度～実施								2.74	1.71															
天津中									3.13	2.31															
東中											1.44	1.54	0.84	0.8	0.54	0.39	0.25	0.29	0.25	0.53	0.63	0.66	0.51	0.49	0.47

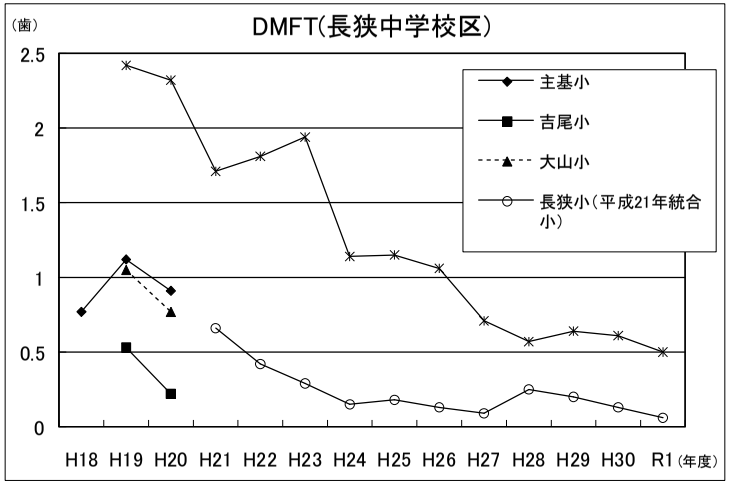

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
主基小	0.77	1.12	0.91											
吉尾小	H19年度～	0.53	0.22											
大山小		1.05	0.77											
長狭小（平成21年統合小）				0.66	0.42	0.29	0.15	0.18	0.13	0.09	0.25	0.2	0.13	0.06
長狭中	H19年度～	2.42	2.32	1.71	1.81	1.94	1.14	1.15	1.06	0.71	0.57	0.64	0.61	0.5

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
江見小	0.73	0.64	0.84	0.58	0.71	0.21	1.04	0.07	0.12	0.06					
太海小	H18年度～実施	0.4	0.58	0.57	0.55	0.75	0.29	0.45	0.45	0.15					
曽呂小		0.54	0.29	0.23	0.29	0.11	0.09	0.06	0.3	0.24					
江見中		2.09	2.13	1.88	1.37	1.36									
江見小（H27統合小）											0.13	0.07	0.09	0.11	0.11
田原小	H20年度～1年生。以降1学年ずつ増加実施。H21年度は2年生まで実施。H22年度は小学校6年生まで拡大実施。			0.69	1.17	0.98	0.55	0.44	0.3	0.53	0.33	0.58	0.4	0.34	0.3
西条小				1.01	0.77	0.72	1.01	0.39	0.28	0.17	0.24	0.13	0.18	0.22	0.14
東条小				0.45	0.24	0.29	0.29	0.2	0.17	0.09	0.17	0.1	0.06	0.03	0.02
鴨川小				0.38	0.51	0.35	0.65	0.19	0.13	0.08	0.1	0.06	0.02	0.15	0.06
鴨川中	H23年度～実施						1.58	1.24	1.24	0.75	0.54	0.45	0.31	0.3	0.25

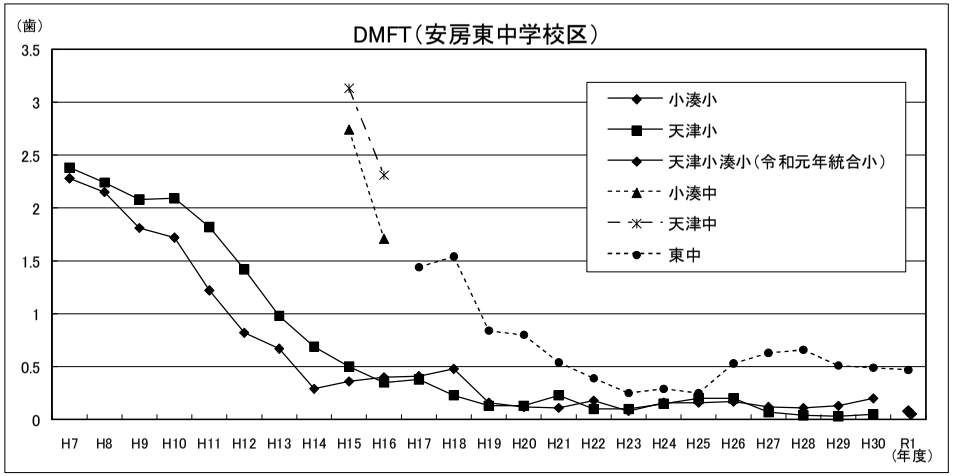

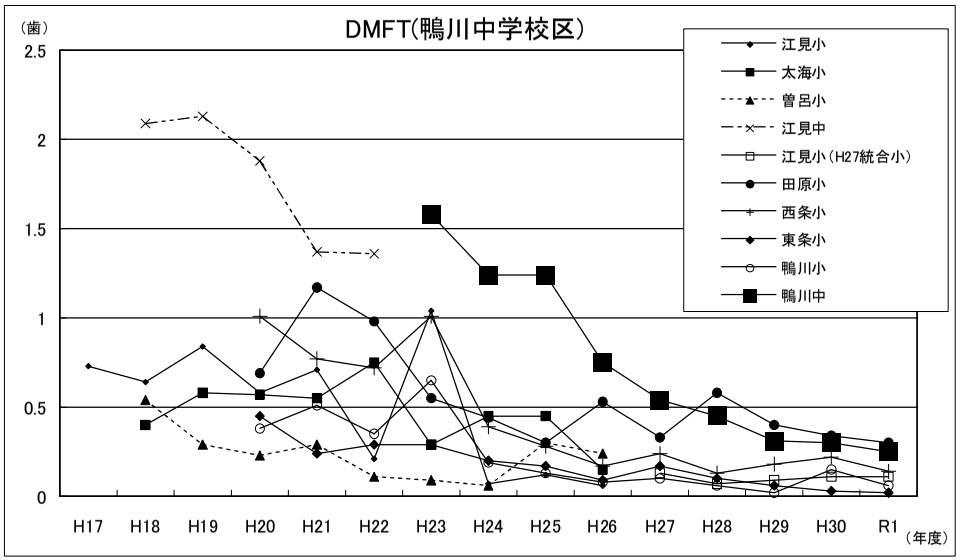

（ **DMFT**＝1人平均むし歯歯数 ）

健康日本21目標値（国）
12歳（中1）1人当たりのむし歯本数 1．0本未満である都道府県の増加
（ 平成30年度 12歳児（中1）　千葉県0.654　全国0.74 ）

＜う歯罹患者率＞　　令和元年度現在　中学校区別う歯罹患者率の推移

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小湊小	64.6	64.3	58.2	60.5	46.7	36.1	32.1	19.2	24.2	20	18.3	14.3	6.8	2.7	7.1	10	7.2	9.1	7.5	7.8	9	6.5	5.5	9.8	
天津小	69.2	67.8	66.7	63.2	59.8	47.3	38.9	32	24	18.7	21.2	13.9	7.1	6.7	13.6	6.4	7.6	8.7	9.5	11.8	4.1	2.2	2.9	3	
天津小湊小（令和元年統合小）																									6.5
小湊中									62.1	61.8															
天津中									73.3	58.4															
東中											45.4	50.9	35.4	37.7	21.8	17.7	16.1	15.1	10.3	22.7	22.6	24.3	18	25.6	14.7

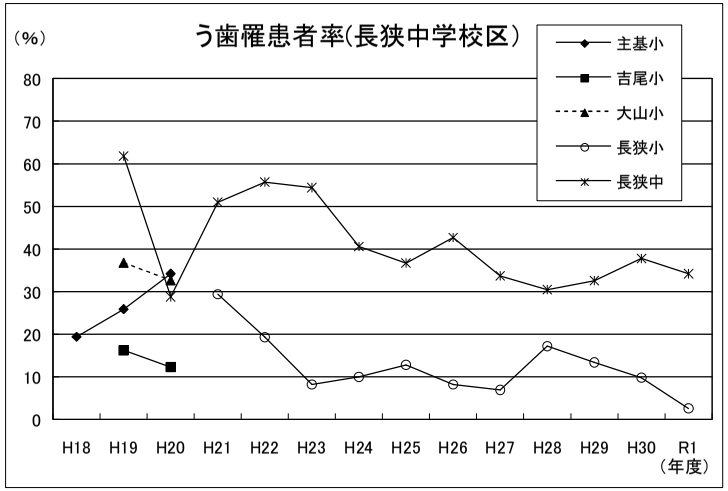

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
主基小	19.4	25.9	34.2											
吉尾小		16.2	12.3											
大山小		36.8	32.7											
長狭小				29.4	19.3	8.2	10	12.8	8.2	6.9	17.2	13.4	9.8	2.6
長狭中		61.8	28.8	51	55.7	54.4	40.6	36.7	42.7	33.7	30.5	32.6	37.8	34.2

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
江見小	35.4	22.4	39.8	38.4	40.5	15.8	58.6	3	10.5	5.8					
太海小		25.4	29.7	20.6	27	29.3	16.9	18.2	14.8	8.3					
曽呂小		11.3	11.3	17.9	19.1	7.8	7.5	4.2	19.1	13					
江見中		67.2	76	59.2	59.5	62.7									
江見小（H27統合小）											11.2	5.9	4.7	7.4	10
田原小			33.9	41.7	27.1	25.6	16.3	17.7	22.5		16.2	32.4	15	15.6	10.4
西条小			37.2	30.2	30.2	33.5	22.5	17.6	10.9		12.6	7.3	9.1	11.2	9.6
東条小			22.5	15.5	14.5	13.7	9.6	8.8	6		9.5	6.9	4.5	1.9	1.3
鴨川小			20.3	22.9	18.4	31.7	13.4	8.7	5.9		6.4	5	1.8	8.3	5.2
鴨川中						46.7	42.7	31.5	31.5		20.9	21.3	15	14.9	16.6

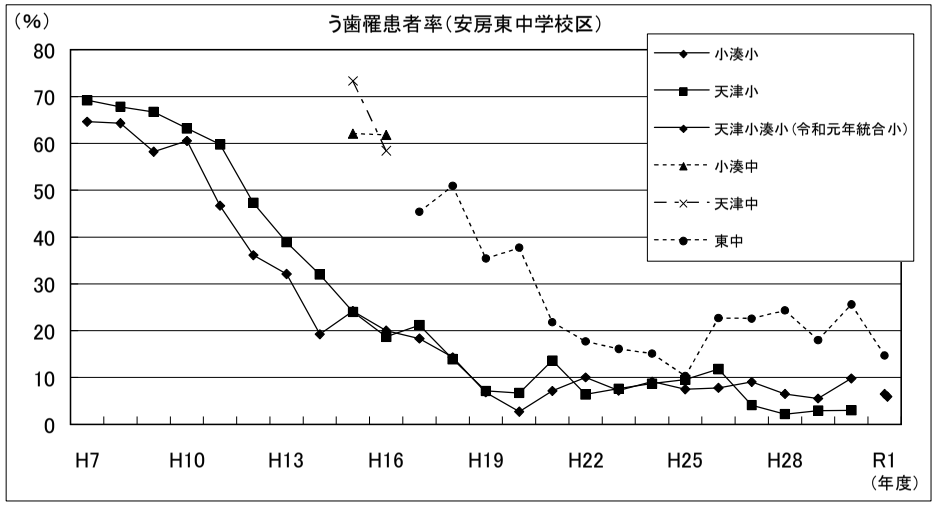

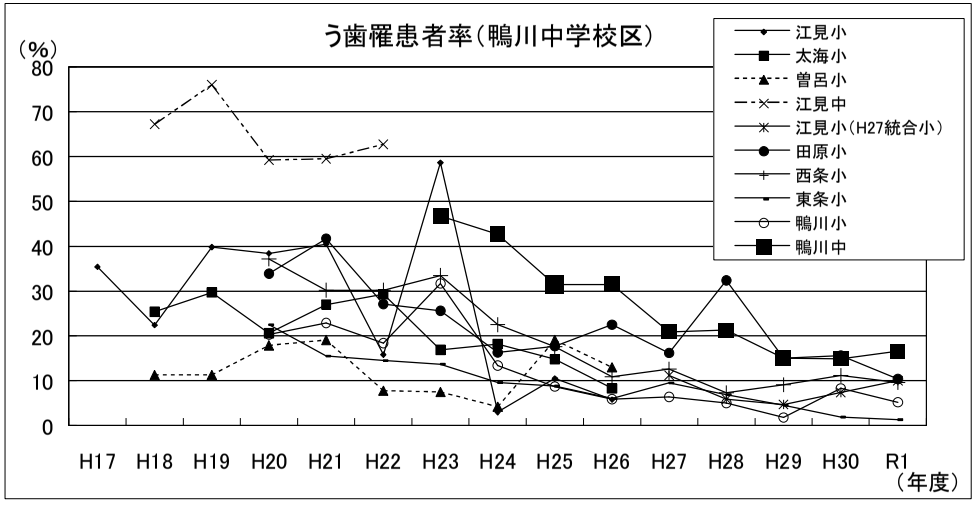

区　分	食生活改善
事業名	支援事業(食生活改善推進員育成事業)

概　要

生活習慣病予防をはじめとする正しい食生活の普及浸透を図り、地域住民の健康づくりの維持増進に努めるべく、食生活改善推進員の資質の向上を目的に研修会や調理実習の開催及び、地域に根ざした伝達活動の支援を行なっている。

実　績

会員数 ： 96名 （令和2年4月1日現在）　　＊新規会員はなし

【市民に対する活動状況】

区　分	人　数(人)	活動内容
子どもの健康・食生活	698	おやこ食育教室、長狭学園カルチャー講座、安房東中文化祭、東条小学校調理クラブ、乳児健診離乳食づくり他
若者、働き世代の健康・食生活	121	長狭高校(定時制)食育活動、減塩等生活習慣病を予防する活動他
高齢者の健康・食生活	1,477	高齢者料理教室、男性料理教室、サロン活動他
その他の活動	84	郷土料理、防災食啓発他

【塩分調査】

・ 81人の市民に対し、汁物の試飲による塩分調査を実施し、減塩の普及啓発を実施した。
・ 正しい塩分濃度を確認することができる良い機会となっている。

【推進員の自己学習】　　※主な活動を抜粋

区　分	参加推進員(人)	活動内容
第1回中央研修会	33	調理実習「プロの技を学ぶ」
第2回中央研修会	47	講義:学童期の食育、調理実習
第3回中央研修会	台風15号の影響のため中止	

【役員会】

期　日	参加推進員(人)	内　容	期　日	参加推進員(人)	内　容
4月5日	8	第1回本部役員会	11月1日	22	第5回役員会
4月5日	22	第1回役員会	1月10日	20	第6回役員会
5月28日	21	第2回役員会	3月4日	3	会計監査
7月12日	18	第3回役員会	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため第7回役員会は中止		
9月10日	20	第4回役員会			

評　価

【子どもの健康・食生活】

・ 学童期から親子でバランスのいい食事や減塩の知識・技術を身につける機会として、『おやこ食育教室』を実施しており、食への興味や意識付けとして有効。

【若者・働き世代の健康・食生活】

・ 若年世代の食の課題を中心に、朝食欠食や野菜の摂取量増加を啓発し、早い時期からの正しい生活習慣の定着化を図る。

【高齢者の健康・食生活】

・ 高齢者を対象にした料理教室や、地区社協と連携したサロン活動が充実してきており、低栄養・骨粗鬆症予防など、より専門的に食からの介護予防を支援していく。

課　題

・ 年間の後半期では台風被害の停電長期化等や、新型コロナウイルス感染症の対応でやむをえず中止にした事業や、次年度計画の話合いが出来ないままとなっている。
・ 日頃からの備えとして防災時の対応についても引き続き研修していく必要性がある。
・ 役員を担っている推進員に負担がかかりやすい。

次年度目標

・ 新型コロナウイルス感染症の影響により活動内容が大幅に変更になり、感染症予防対策を講じた上で、個々の啓発を中心に食育活動を実施していく。

<table>
<tr><td>区　　分</td><td>食生活改善</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td>健康教育(男性の食生活改善事業)</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td>壮年～高齢男性の食の自立を目的とし、健康づくりに関する知識・調理技術の向上を図るため、講習会の開催や支援を実施。仲間づくりの場としても活用している。</td></tr>
<tr><td>実　　績</td><td>対象者 ： 市内成人男性

《男性の料理教室》
<table><tr><th>事業名</th><th>回数</th><th>参加者数</th><th>内　容</th></tr><tr><td>食楽会
(おとこの料理教室)</td><td>3回</td><td>19名(延)</td><td>・健康(食)に関する講義
・調理実習　等</td></tr><tr><td>東条料理クラブ</td><td>10回</td><td>120(延)</td><td>・調理実習館外学習等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>評　　価</td><td>・ 会員のみで実施出来るようアプローチし、自主的な活動に結びつけた。
・ 高齢男性の食の自立から介護予防へと繋げる。</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td>・ 引き続き会員数の増加のため、男性に限らず広報誌等を利用していく。
・ 台風災害や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動が減少し、更に例年活動計画を話合う期間も活動を自粛しており、次年度の相談や検討が出来ていない。</td></tr>
<tr><td>次年度目標</td><td>・ 調理を伴う活動が主であり、新型コロナウイルス感染症の影響で実施の見とおしが立てられていないが、状況に応じて可能な範囲の内容を検討し、支援していく。
・ 会員の増加を図り、より活動的な活動に繋げる。</td></tr>
</table>

区　　分	食生活改善
事業名	栄養プログラム(食習慣調査)提供事業
概　　要	「栄養情報システム」を活用し、個人別の栄養アセスメントを提供することにより、個人の食習慣に即した支援を図る。
実　　績	《実施状況》 使用システム ： BDHQ栄養情報システム食習慣調査 調 査 内 容 ：

対象者	実施人数
パパママ学級参加者	53件
小児生活習慣病予防検診有所見者	79件
かだらすっきり健康教室参加者	5件
計	137件

結 果 ：

【栄養素摂取状況を信号形式で表示】

【食事バランスを食事バランスガイドで表示】

評　　価	・ 客観的に確認できる結果表が利用者にわかりやすく効果的である。 特に妊婦では妊娠をきっかけに家族の正しい食習慣への意識付けになっている。 ・ 小児生活習慣病予防検診有所見者（小5・中2）への実施では、疾病と食事の関連付け、食習慣の意識付けに効果を上げている。 ・ 食事バランスガイドの対応も可能なため、個々の食習慣バランスが視覚的に把握ができ、実施者にも理解が得られやすい。
課　　題	・ BDHQ栄養情報システム食習慣調査データの業者とのやりとりが郵送方式のみであり、結果を得るまで、一定期間を要す。
次年度目標	・ 調査結果を通じ家族全体での食習慣の見直しに効果的であることから、引き続き調査結果を利用し、啓発していく。 ・ BDHQ栄養情報システム食習慣調査を郵送期間を考慮し実施する。

区　分	予　防　接　種
事 業 名	予防接種事業

概　要

感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。予防接種法第５条に規定する定期の予防接種、第６条に規定する臨時の予防接種に規定する予防接種を実施する。

（１）先天性風しん症候群の予防のため風しんワクチン予防接種費用助成継続
（２）子宮頸がん予防ワクチンの副反応報告に伴う積極的勧奨の差し控え継続
（３）風しん追加的対策による抗体検査・予防接種（実施期間：令和3年度末まで）
（４）高齢者の肺炎球菌の特例措置（実施期間：令和5年度末まで）

実　績

令和元年度定期予防接種

・実施率は対象者数（回数）に基づき実施者数（回数）＜定期実施・償還払い・要注意接種者＞を比較したもの
・複数回接種のワクチンに関しては対象者実数ではなく、（）内の最大回数に応じた延べでの対象回数及び実施回数を記載

	種　類（最大回数）	対象者数（回数）	実施者数（延回数）	再掲）償還払い	再掲）要注意接種者	実施率（%）	前年度実施率（%）
A類疾病	四種混合（4回）	720	690	4	0	95.8%	104.8%
	三種混合（4回）※1	0	0	0	0		
	二種混合	260	190	0	0	73.1%	90.9%
	不活化ポリオ（4回）※１	720	0	0	0	0.0%	0.3%
	麻しん風しん混合1期	176	186	0	0	105.7%	89.6%
	麻しん風しん混合2期	183	167	0	0	91.3%	91.0%
	日本脳炎（4回）	1,077	867	0	2	80.5%	84.9%
	BCG	181	175	1	0	96.7%	106.1%
	ヒブ（4回）	724	674	8	0	93.1%	112.1%
	小児用肺炎球菌（4回）	724	699	8	0	96.5%	111.8%
	子宮頸がん予防（3回）	333	1	0	0	0.3%	1.6%
	水痘（2回）	352	347	0	0	98.6%	85.3%
	B型肝炎	543	544	8	0	100.2%	106.7%
	緊急風しん対策抗体検査	1509	343	0	0	22.7%	
	緊急風しん対策予防接種	77	57	0	0	74.0%	
B類疾病	インフルエンザ	12,408	6,631	7	0	53.4%	50.1%
	高齢者の肺炎球菌	2,778	265	0	0	9.5%	22.4%

※1. 三種混合ワクチンは四種混合ワクチンへ切り替えとなったため対象者なし。不活化ポリオワクチンは四種混合ワクチンへ切り替えになっており、対象者数の計算が困難なため、四種混合ワクチンと同様としており、接種率は低値となっている。
・対象者については、厚生労働省が用いる接種率の算定方法を引用し、定期予防接種実施状況に基づき令和元年10月1日現在の人口を使用。ただし、高齢者肺炎球菌は、平成30年度末の64・69・74・79・84・89・94歳及び99歳以上の人口。

令和元年度鴨川市任意予防接種

	種　類	対象者	実施者数	再掲）償還払い	再掲）要注意接種者	実施率（%）	前年度の実施率
	成人麻しん風しん混合ワクチン	9977	16	0	0	0.20%	0.50%
	成人風しんワクチン	9977	21	0	0	0.20%	0.20%

評　価

・予診票については、千葉県統一様式への移行が段階的に進められている。今後も段階的に移行していく。
・風しん追加的対策事業の開始に伴い、関連事業や実施機関等々の連携を図ることでスムーズに実施できた。
・当市の健康被害の報告は今年度なし。
・予防接種の間違い防止のため、保護者や対象者、医療機関等に周知を行い、間違い件数は昨年度より2件増加し、7件。内容としては、接種間隔の不足があった。予防接種実施に関する変更点等を医療機関に出向き説明をする機会を設けるなど連携が図りやすくなっており、医療機関から接種間隔に関する問い合わせも増えている。
・風しん麻しんの混合ワクチンの接種率向上のため、1期未接種者に対し１歳６か月児健康診査接種勧奨に加え、今年度からは1歳10か月頃に個別通知で再勧奨を行った。２期接種対象者には、昨年度に引き続き園や就学時健康診査の際にリーフレットを配布。さらに、1月頃に保護者へ電話での接種勧奨を行った。電話での接種勧奨では、予防接種の状況を直接ききとることで、未接種の理由や他の予防接種の接種勧奨も実施することができた。特に１期では1歳10か月での再勧奨を行ったためか接種率が向上。しかし、２期の接種率は横ばいであり”風しんに関する特定感染症予防指針”の接種率目標値95%以上に達していない。
・高齢者の肺炎球菌は、特例措置が令和５年度末まで延長された。令和元年度対象者は、平成26年度にも定期予防接種の対象となっており、899人が実施、さらに平成26年以前は鴨川市が任意予防接種として費用を助成しており、422名が実施しているため、これらを合わせた接種者数1586名(接種率57.1%)。

課　題

・乳児期の予防接種の種別の増加に伴い、予防接種スケジュールが複雑化している。
・ＭＲ２期は、”風しんに関する特定感染症予防指針”の接種率目標値95%以上に達していない。
・新規予防接種導入時の対応と実施の円滑化。
・新型インフルエンザ住民接種体制の構築が進まない。

次年度目標

・予防接種間違いの防止のため、保護者や対象者、医療機関等に正しい知識を普及。
・母子保健事業や広報、個別対応等あらゆる機会を活用し接種勧奨を行い、接種率の向上を図る。
・令和2年10月1日から定期接種化されるロタウイルスワクチンの円滑な導入。
・新型インフルエンザ住民接種計画の策定。

区　分	献血
事業名	献血推進事業

概　要

日本赤十字社は、国内の医療に要する全ての輸血用血液製剤を献血により確保することを目指し、血液の安定供給をはかるための献血事業を行っており、千葉県においては、千葉県赤十字血液センターが主体となっている。
市では、千葉県赤十字血液センターの計画に基づき、指定された実施場所及びスタッフの確保等の協力を行っている。

実　績

実施場所：市内各事業所　　実数１８箇所
実施回数：２１回

＜市内での献血者の推移＞

	200ml			400ml			献血量
	目標(人)	実績(人)	目標達成率	目標(人)	実績(人)	目標達成率	(ℓ)
平成 26 年度	100	184	184.0%	490	500	102.0%	236.8
平成 27 年度	70	134	191.4%	490	521	106.3%	235.2
平成 28 年度	50	126	252.0%	470	810	172.3%	349.2
平成 29 年度	30	67	223.3%	480	667	139.0%	280.2
平成 30 年度	30	39	130.0%	480	641	133.5%	264.2
令和元年度	20	27	135.0%	460	423	92.0%	174.6

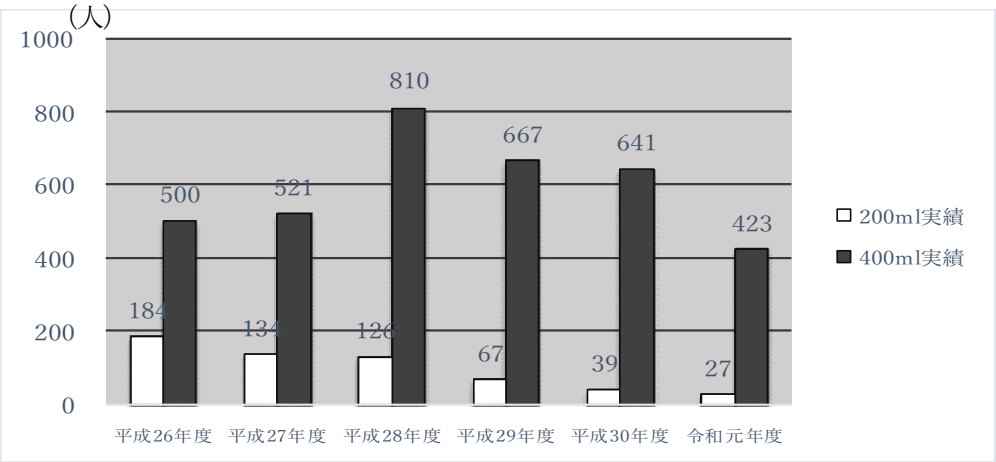

評　価

・現在輸血を受ける者にとってよりリスクの低い 400ml 献血を推奨しており、周知等の結果、400ml 献血の実績が向上している。
・令和元年度は台風 15 号及び 19 号の影響により、9・10 月に予定していた献血が行えなかったため、目標を達成することができなかった。

課　題

・年間を通して安定した献血者の確保が必要である。災害時における血液が確保されるよう、関係機関との連絡調整が必要である。

次年度目標

・千葉県赤十字血液センターによる事業計画に基づき、引き続き実施場所及びスタッフの確保等への協力を継続する。
・より血液量を確保する必要がある。献血基準の情報を伝え、若年層、特に 10 代層への啓発を行う。献血を多くしてもらえる場所を選び、献血者の理解と協力を得ていけるよう啓発活動を行う。

区　分	骨髄移植
事業名	骨髄移植ドナー等支援事業
概　要	骨髄・末梢血幹細胞移植の促進を目的とし、骨髄等ドナー及び当該ドナーに対してドナー休暇を提供した事業所に対し、助成金を交付するもの。 助成額　・ドナー　1日2万円×上限7日間 ・事業所　1日1万円×上限7日間
実　績	＜ドナー登録数及び助成金交付件数の推移＞

年度	ドナー登録者数（市）	ドナー登録者数（県）	助成金交付件数（ドナー）	助成金交付件数（事業所）
H30	162人	20,259人	0件	0件
R1	27人	17,801人	0件	0件
－				

評　価	・H30から開始された事業で、未だ助成金の交付者数は0件に留まっている。 ・主に、献血会場で献血併行型骨髄バンク登録会を行っているが、R1は自然災害、感染症対策のため献血が中止となり、ドナー登録を行う機会が少なくなったため登録者数が減少したと思われる。 ※H30年は有名な水泳選手が若くして白血病であると報道され、骨髄移植等への国民の関心が高まり、全国的にドナー登録者数が増加した。（千葉県骨髄バンク推進連絡会からの情報による。）
課　題	・骨髄移植についての市民の理解が少ない。
次年度目標	・市のホームページ等での事業周知の継続。 ・千葉骨髄バンク推進連絡会が、献血会場で献血併行型骨髄バンク登録会を行えるよう、実施場所の提供やスタッフの確保等への協力を継続する。 （献血会場は千葉県赤十字血液センターによる事業計画に基づく） ・広報かもがわや献血会場でのチラシ配布など骨髄移植に関する普及啓発を図っていく。

区　　分	健康づくり
事　業　名	地域保健医療環境の充実（看護師等修学資金の貸付け）
概　　要	看護師等の確保を図るため、看護師等養成施設に在学し、将来、安房郡市内で勤務しようとする者に修学資金の貸付けを実施（平成23年度創設）。
実　　績	貸付金額：１人あたり最大年36万円（月額３万円） 貸付実施者数：43人（うち前年度からの継続26人、新規17人）※途中退学２人 貸付総額：14,760千円 【貸付対象者数の推移】 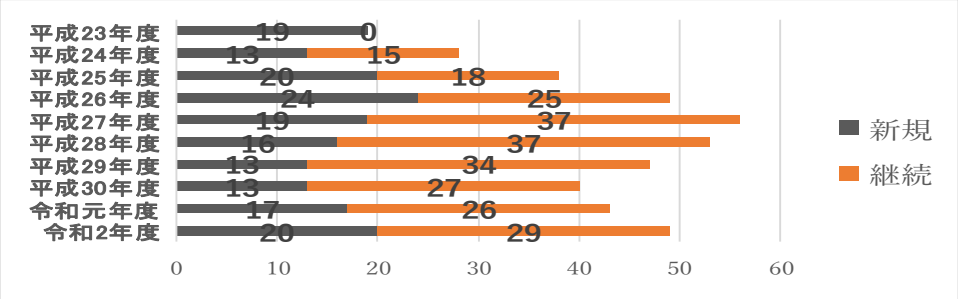 【返還免除者】（各年度免除決定者数及び令和３年度予定者数） 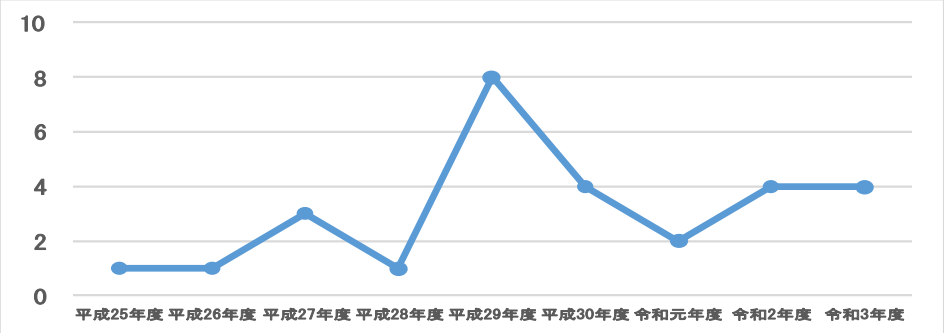
評　　価	・今年度は、卒業後に一定期間従事した結果、２人が返還免除となった。貸付けを受けた者が徐々に免除される時期に達していることが分かる。 ・H30に看護師等就業状況について市内医療機関（10病院）に調査を行った結果、看護師等の不足は２人で、看護師等の不足の解消が図れたものと推測される。
課　　題	・市内医療機関の看護師不足が解消されてきたことに伴い、看護師等修学資金貸付事業を縮小していく必要がある。 ・調査の結果、看護師等は充足してきたが、看護職員の離職率は未だに10%以上と高い。そのため、貸付金額を減額して事業を継続していく必要がある。
次年度目標	・安房郡市にて協議を行い、月の貸付金額を２万円に減額するとともに、今後の事業の方向性について検討していく。

<table>
<tr><td>区　　分</td><td>健康づくり</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td>自主的な健康づくり活動への支援</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td>日常の生活習慣を見直し、介護予防、健康増進の観点から、からだの健康はもとよりストレス発散などこころの健康を含め、広く健康づくりを目的に、健康ウォーキング事業など健康づくり事業を実施する。</td></tr>
<tr><td>実　　績</td><td>① 健康ウォーキングマップ「ぽてんしゃる」の普及啓発
・本庁及び各出張所等での配架
・市ホームページへの掲載

② 「鴨川ヘルスサポーターの会」主催ウォーキング事業等の支援
・自らの健康づくりに関心のある市民などで組織
・会員数33名（令和2年4月1日現在）

《令和元年度活動実績》
<table>
<tr><td></td><td>回数</td><td>参加人数</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>ウォーキング</td><td>3回</td><td>78人（延）</td><td>市内ウォーキング、鋸南町他</td></tr>
<tr><td>役員会</td><td>2回</td><td>15人（延）</td><td>役員改選、コース下見、内容検討等</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>評　　価</td><td>・ 計画からウォーキング下見、当日の運営まで役員が中心となって実施できた。
・ 連絡体制も構築でき、全会員への周知や会員からの対応も役員が応じ、自主的な活動に繋げた。</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td>・ 次期役員決めが非常に困難。地区ごとに複数名で選出を検討するが苦慮し、役員と相談した結果、会の方向性の相談や役員の当番制依頼をアンケートにて実施したところ、退会の申出が多数あり、会の在り方を再確認する必要がある。
・ 会の存続についてアンケート結果説明を含め話合いの場を設け、意見を伺い自身の健康づくりのために出来る範囲で継続という結果であった。</td></tr>
<tr><td>次年度目標</td><td>・ 新たな役員候補に事務局からアプローチし、新体制で健康づくり活動の支援を試みる。
・ 新規会員を募集する際には、会の目的、役員の当番制などを周知しスムーズな運営を支援していく。
・ 引き続き、連絡体制の強化や、役員を中心とした活動に繋げる。</td></tr>
</table>

区　　分	健康づくり
事 業 名	健康ポイント事業（インセンティブ制度による健康づくりの推進）
概　　要	市民が個人又は団体等により取り組む健康づくり活動を奨励することにより、健康増進に係る市民一人ひとりの意識啓発を図り、もって健康寿命の延伸に資することを目的とする。 本事業に参加する市民一人ひとりによる健康づくりの取組をポイント化し、これをポイントシート上にて可視化する。規定ポイント（3ポイント/5ポイント中）以上を記録したポイントシートを鴨川市に提出することにより、景品獲得の権利を得る。景品は、参加賞、先着及び抽選の各区分により設定するとともに、提出者全員に翌年度の市検診無料券を配布し受診の
実　　績	① ポイントシートの配付及び回収結果 配付枚数　　6,000枚 回収枚数　　150枚（提出率＝150/6,000＝2.5%） ② 提出時事後アンケートの回収結果 回収枚数　　112枚（回収率＝112/150＝75%） ③ 検診無料券配布による受診勧奨 配布枚数（H30）　130枚　（H30利用率＝85/130＝75%）
評　　価	事後アンケートにおいて、本事業が健康の維持増進に関する取組の習慣化に役立ったと思うかとの設問に対して、83%が、「思う」または「どちらかといえば思う」と回答しており、健康づくりの取組の継続に一定の効果があったものと考えられる。また、ポイントシート提出者に対して無料受診券を配布することにより、検診継続への意識付けが行えている。
課　　題	・ 参加者数の更なる増加のため、事業の利便性及び景品の魅力の向上を図ること ・ 提出者の65%が60代以降であったことから、若年層や働き盛りの世代の参加をより一層促進することが必要。また、女性の参加が7割であるため男性への周知。 ・ スマホアプリ等の活用についての検討。
次年度目標	・ ポイントシート提出者数及び提出者に占める若年層の割合の増加を図る観点から、以下のとおり設定 ・ 景品の魅力向上 ・ ポイント対象となる取組の追加（スマホ上での身体測定結果の継続的な記録等）

資料 3

新型コロナウイルス感染症の影響について

〇新型コロナウイルス感染症について、以下のとおり取組を実施。

①感染予防に対する周知
市広報誌及び市ホームページ、防災無線を通じた感染予防対策等の周知。
広報紙は 4 月 15 日号外をはじめ毎回掲載
防災無線（3/26 以降、緊急事態宣言の発令や感染予防対策など）
②感染に対する相談支援
市民に対する相談支援。（緊急事態宣言発令期間等において、ふれあいセンターでの電話相談など（延べ相談 90 件　内容としては、受診相談や感染予防対策など）
③感染予防物品の確保及び支援
公共施設をはじめ小中学校、また医療介護施設等に対して感染予防物品（マスク）の支援。（マスク 10 万枚配布）

〇保健予防事業への影響について

①各種健診事業の延期や中止について
母子保健事業及び各種検診事業において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、延期や中止となっています。また、今後の集団検診等については、感染予防対策を講じた上で順次再開し期間延長や健診場所を変更しながら対応を行っています。（詳細については別紙参照）
②地域のボランティア団体や健康づくり団体等の活動休止
地域で活動するボランティア団体等が感染予防を目的として活動休止していましたが徐々に活動を再開しております。保健師等が活動の場に出向いて、感染予防対策の説明や参加者の生活状況等について確認を実施。

〇新型コロナウイルス感染症の支援等に関する事業等について

①妊産婦を支援するための給付金支給事業
②感染予防物品の確保　医療機関及び福祉施設等において集団感染発生時などに対応するための感染予防物品（ガウン、フェイスシールド等）の確保
③感染予防の啓発と健康づくりを推進するための健康ポイント事業の実施。
④新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、季節性インフルエンザ予防接種の勧奨。

新型コロナウイルス感染症にかかる検診業務等の日程等の変更について

R2.9月時点

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	特別対応
子ども健診他	乳児健診		4/8中止		6/3実施	7/1実施	8/5実施		10/7予定		12/2予定		2/3予定		・検診実施日振替及び実施日増にて対応。対象者には、個別通知による周知実施。 ・検診の感染予防対策として、受付時間の延長により集団となることを避けて実施。
	1.6健診		4/7中止		6/2実施		8/4実施		10/6予定		12/1予定		2/2予定		
	3歳児健診	3/3中止		5/12中止		7/7実施	8/3実施	9/1実施		11/10予定		1/5予定		3/2追加	
	パパママ学級			5月から6月中止				9月から10月実施				1月から2月予定			
	もぐもぐ教室			5/27中止						11/11予定			2/17予定		
	のびのび相談		4/16実施		6/18実施		8/20実施		10/15予定		12/17予定		2/18予定		
	ぐんぐん相談		5/21実施			7/16実施		9/25予定		11/27予定		1/21予定		3/25予定	
各種健診	乳がん検診														
	集団		延期										2/25、26予定		・集団検診は令和3年2月に実施予定。【会場変更予定】
	施設						6月から1月末								・案内発送は遅くなるが予定どおり実施。
	子宮頸がん検診														
	集団		延期										2/25、26予定		・集団検診は令和3年2月に実施予定。【会場変更予定】
	施設						6月から2月末								・案内発送は遅くなるが予定どおり実施。
	大腸がん検診									11月予定					・現時点で変更なし。
	骨粗鬆症検診		延期									1/6.7.8予定			・1月に各地区での実施を調整中。
	特定健診														
	集団				中止										
	施設				延期	7/13～12/18				2か月延長					・施設健診を2か月延長し12月17日まで実施。
	後期高齢者健診														
	集団				中止										
	施設				延期	7/13～12/18				2ヶ月延長					・施設健診を2か月延長し12月17日まで実施
	胃がん検診				延期			9月～10月							・9月から10月の12日間にて実施予定。
	結核、肺がん検診				延期				10月予定						・10月に変更し各地区での実施予定。
	肝炎ウイルス検診				中止										・本年度無料対象者は、来年度も無料対象として実施。
	前立腺がん検診				中止										

健康増進・地域福祉に係る国・県の主な動向

目次

Ⅰ　健康増進 2
　1　国の動向 2
　　(1)「自殺対策基本法」改正(平成 28 年) 2
　　(2)「自殺総合対策大綱」閣議決定(平成 29 年) 2
　　(3)市町村自殺対策計画策定の手引(平成 29 年) 3
　　(4)「健康日本21(第二次)」中間評価報告書(平成 30 年) 4
　　(5)第3次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ(平成 31 年) 5
　　(6)2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部「健康寿命延伸プラン」(令和元年) 5
　　(7)改正健康増進法全面施行(令和2年) 6
　　(8)医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等」施行(令和2年) 6
　　(9)第4次食育推進基本計画作成に向けた主な論点(令和2年) 7
　2　県の動向 8
　　(1)第3次千葉県食育推進計画(平成 28 年) 8
　　(2)健康ちば 21(第 2 次)中間評価報告書(平成 30 年) 8
　　(3)第2次千葉県自殺対策推進計画(平成 30 年) 9
　　(4)健康ちば 21(第 2 次)目標値の変更について(平成 31 年) 9
Ⅱ　地域福祉 10
　1　国の動向 10
　　(1)「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定(平成 28 年) 10
　　(2)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置(平成 28 年) 10
　　(3)地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)の開催(平成 28 年～) 11
　　(4)「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布(社会福祉法一部改正)(平成 29 年) 12
　　(5)地域福祉計画策定ガイドライン(平成 29 年) 13
　　(6)厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(平成 30 年) 16
　　(7)「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ(令和元年) 17
　　(8)「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布(令和2年) 18
　2　県の動向 19
　　(1)「第三次千葉県地域福祉支援計画(中間見直し版)」(平成 31 年) 19

Ⅰ　健康増進

１　国の動向

（１）「自殺対策基本法」改正（平成 28 年）

平成 28 年に「自殺対策基本法」が改正・施行され、「**誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現**を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」が目的規定に追加されたほか、**「地域自殺対策計画」の策定が市町村においても義務化**されました。

第二章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等
（自殺総合対策大綱）
第十二条　政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。
（都道府県自殺対策計画等）
第十三条　都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。
２　市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（２）「自殺総合対策大綱」閣議決定（平成 29 年）

推進すべき自殺対策の指針として、平成 29 年に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

自殺総合対策における当面の重点施策
１．地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
２．国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
３．自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
４．自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
５．心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
６．適切な精**神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
７．**社会全体の自殺リスクを低下**させる
８．自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
９．遺された人への支援を充実する
10．民間団体との連携を強化する
11．子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12．勤務問題による自殺対策を更に推進する
下線は旧大綱からの変更箇所

（3）市町村自殺対策計画策定の手引（平成 29 年）

「自殺総合対策大綱」において、自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされていることから、計画策定に関する**標準的な手順と留意点**などを取りまとめたものです。

また、**「地域自殺実態プロファイル」や「事業の棚卸し事例集」、「地域自殺対策政策パッケージ」等の活用**についても示されています。

自殺対策計画策定の流れ

1　意思決定の体制をつくる
　1）行政トップが責任者となる
　2）庁内横断的な体制を整える
　3）広く住民の参加を得る
　4）地域ネットワークの参加を得る

2　関係者間で認識を共有する
　1）地域の自殺実態を共有する（「地域自殺実態プロファイル」の活用）
　2）自殺対策の理念等を共有する
　3）自殺対策の目標を共有する

3　地域の社会資源を把握する
　1）庁内の関連事業を把握する（「事業の棚卸し事例集」の活用）
　2）地域の様々な活動を把握する

4　自殺対策計画を決定する
　1）計画の全体構成を考える
　2）各事業の担当及び実施時期を明確にする
　3）検証可能な指標や目標を定める

今回の計画に盛り込むべき事項

- 地域自殺実態プロファイルを活用した現状分析
- 事業の棚卸と、庁内横断的な体制の整備
- 地域ネットワークとの連携

（4）「健康日本21（第二次）」中間評価報告書（平成 30 年）

国では、21 世紀を全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、「健康日本 21」を平成 12 年度に策定しました。その後評価結果を踏まえ、一層の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に掲げ、従来どおりの意識啓発に加え社会環境整備の視点が重視された、「健康日本 21（第２次）」が平成 25 年度から始まっています。

計画の中間年にあたる平成 29 年度より中間評価が進められ、平成 30 年には報告書として取りまとめられました。

その結果、全体の約６割が改善傾向にあるものの、最終目標への到達が危ぶまれるものや悪化しているものも中にはあり、今後も**社会環境の整備に関する取り組みをより一層推進**し、個人の生活習慣の改善やそれによる生活習慣病の発症・重症化予防の徹底につながり、最終目標である健康寿命の延伸や健康格差の縮小につなげることを目指しています。

評価指標施策分野別達成度一覧

	項目数	達成度			
		a 改善している	b 変わらない	c 悪化している	d 評価困難
一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小	2	2	0	0	0
二 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）	12	6	6	0	0
三 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	12	7	4	0	1
四 健康を支え、守るための社会環境の整備	5	4	1	0	0
五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善	22	13	8	1	0
全体	53	32	19	1	1
		60.4%	35.8%	1.9%	1.9%

（５）第３次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ（平成 31 年）

国では、平成 28 年度に「第３次食育推進基本計画」が策定されました。第３次計画では、これまでの 10 年間の取組による成果と、社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ、５つの重点課題を設定し、食育の環を広げ、自ら食育推進のための活動を実践することを目指しています。

中間年に当たる平成 30 年度は、改善の見られない目標についての分析結果や委員意見を主要な論点に沿って整理し、第３次基本計画のより一層の推進及び第４次食育推進基本計画の作成に向けて、課題や留意点等を中間的に整理しています。

（６）2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部「健康寿命延伸プラン」（令和元年）

2040 年を展望すると、「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要であるとし、**今後、誰もが、より長く、元気に活躍できる**よう、①多様な就労・社会参加の環境整備、**②健康寿命の延伸**、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上、④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保の４点について取り組むことが示されました。

健康寿命延伸プランでは、①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進と、②地域・保険者間の格差の解消に向けて、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成」「疾病予防・重症化予防」「介護予防・フレイル対策、認知症予防」の３分野を中心の取り組むことが示されています。

今回の計画に盛り込むべき事項

- 健康無関心層も含めた予防･健康づくりの推進
- 「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成」「疾病予防･重症化予防」「介護予防･フレイル対策、認知症予防」の視点

（７）改正健康増進法全面施行（令和２年）

平成 30 年に公布された健康増進法は禁煙対策について強化されました。平成 31 年から順次施行され、国及び地方公共団体の責務等、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関における敷地内禁煙が進められ、令和２年にはそれ以外の施設も対象とし、原則屋内禁煙と、全面施行されました。

（８）医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等」施行（令和２年）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、介護保険法の一部が改正されました。

健康増進分野においては、<u>75 歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施</u>できるよう、市町村で各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できる規定の整備等が行われます。

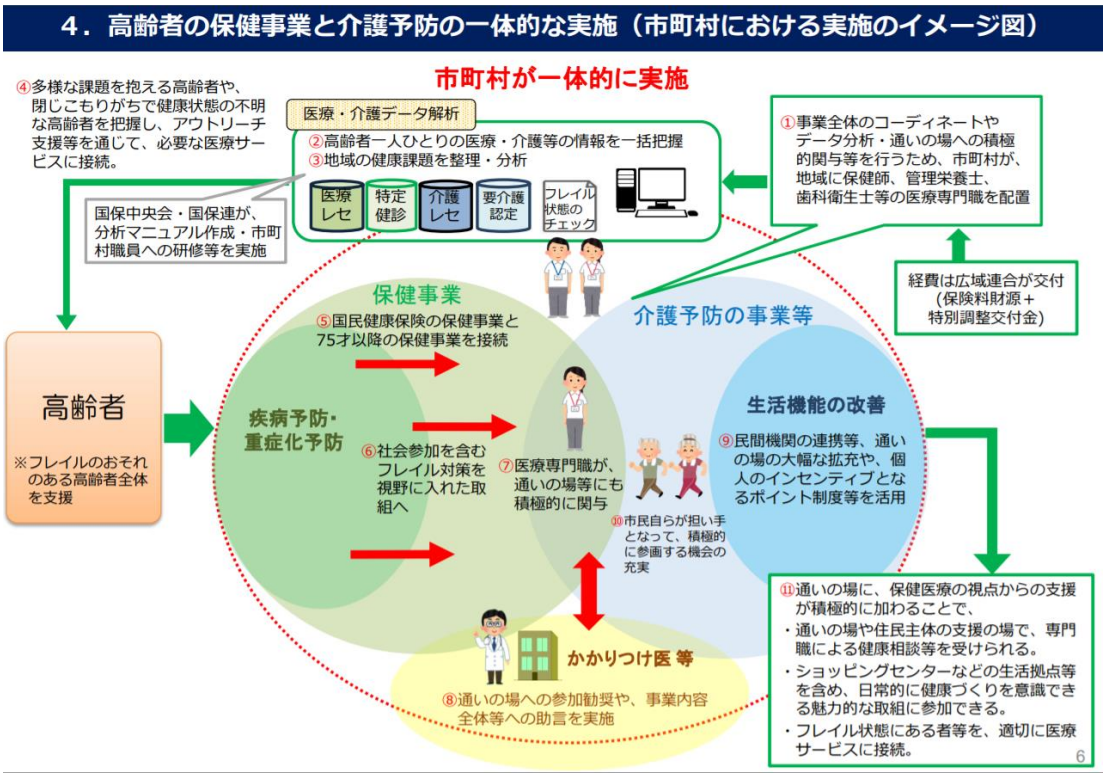

（９）第４次食育推進基本計画作成に向けた主な論点（令和２年）

第４次食育推進基本計画については、令和２年度中に策定予定となっており、現在は「第４次食育推進基本計画作成に向けた主な論点」が示されています。

１ 家庭における食育の推進	子供・若者の育成支援における共食等の食育推進 朝食をとるなどの基本的な生活習慣の形成 切れ目のない食育の推進
２ 学校、保育所等における食育の推進	栄養教諭の配置促進 学校給食の充実及び食育の推進 就学前の子供に対する食育の推進
３ 地域における食育の推進	若い世代に対する食育の推進 高齢者に対する食育の推進 「食育ガイド」等の活用促進 健康寿命の延伸につながる食育推進 歯科保健活動における食育推進 食品関連事業者等における食育の推進 企業における食育の推進 地域における共食の推進 地域特性を生かした食育の推進
４ 食育推進運動の展開	SDGｓも踏まえた情報発信プラットフォームの構築 市町村食育推進計画の作成促進
５ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	生産者と消費者との交流の促進 地産地消の推進 食品ロス削減を目指した国民運動の展開
６ 食文化の継承のための活動への支援等	「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組
７ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	食品の安全性や栄養等に関する情報提供 東京栄養サミット 2020 を契機とした食環境づくり

2　県の動向

（1）第3次千葉県食育推進計画（平成 28 年）

千葉県では、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 3 次千葉県食育推進計画」を策定し、食育推進の取り組みを充実し、**県民一人一人が主役となり、健康で笑顔あふれる暮らしを実現**することを目指しています。

基本目標	「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり
施策の展開	Ⅰ 生産から食卓まで食のつながりを意識した食育の推進 Ⅱ 子供から高齢者まで各世代に応じた食育の推進 Ⅲ ちばの食育の推進体制強化

（2）健康ちば 21（第 2 次）中間評価報告書（平成 30 年）

千葉県では、平成 25 年度から平成 34 年度の 10 年間を計画期間とする「健康ちば 21（第2次）」を策定し、子どもたちも働く世代も、治療を要する病気を抱える方も介護を要する方も、それぞれの**「元気力」を高めることを目指して「県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現」**に取り組んできました。

策定から 5 年目となる平成 29 年度に中間評価を実施し、平成 30 年3月に中間評価報告書がとりまとめられました。

評価指標施策分野別達成度一覧

	指標数	達成度			
		A 達成	B 達成してないが改善	C 変わらない	D 悪化
総合目標	4	1	1	1	1
Ⅰ個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備	50	4	28	5	13
Ⅱライフステージに応じた心身機能の維持･向上	24	7	3	8	6
Ⅲ生活習慣病の発症予防と重症化防止	29	11	10	2	6
Ⅳつながりを生かし、健康を守り支える環境づくり	3	1	1	1	0
全体	110	24	43	17	26
	－	21.8	39.1	15.5	23.6

（３）第２次千葉県自殺対策推進計画（平成 30 年）

平成 22 年に策定した「千葉県自殺対策推進計画」について、平成 28 年に一部改正された自殺対策基本法及び平成 29 年７月に改定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成 30 年度から 10 年間を計画期間とする「第２次千葉県自殺対策推進計画」を策定しました。

数値目標	2026 年までに、千葉県の自殺死亡率を平成 26 年～28 年（2014 年～2016 年）平均の 18.6 から 30%以上減少させ 13.0 以下にすることを目標とします。
自殺対策推進のための取組	地域レベルの自殺対策の推進 統計資料を活用した自殺対策の推進 自殺対策に係る人材の養成 心の健康づくりなど一次予防の取組 自殺の危機に対応する二次予防の取組 遺された人への支援 身体の健康問題への支援 精神の健康問題への支援 経済・生活・就労問題への支援 家庭問題への支援 勤務問題への支援 学校問題への支援 その他の問題（マイノリティ等）への支援

（４）健康ちば 21（第 2 次）目標値の変更について（平成 31 年）

平成 31 年 2 月 28 日に厚生労働省が公表した「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の一部改正を受けて、千葉県では、健康ちば 21（第２次）の目標値を一部変更しました。

変更前	変更後
禁煙の施設の増加 受動喫煙の機会を有する者の割合の減少	受動喫煙の機会を有する者の割合の減少

II　地域福祉

1　国の動向

(1)「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定(平成 28 年)

「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという方向が示されました。

(2)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置(平成 28 年)

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う　「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

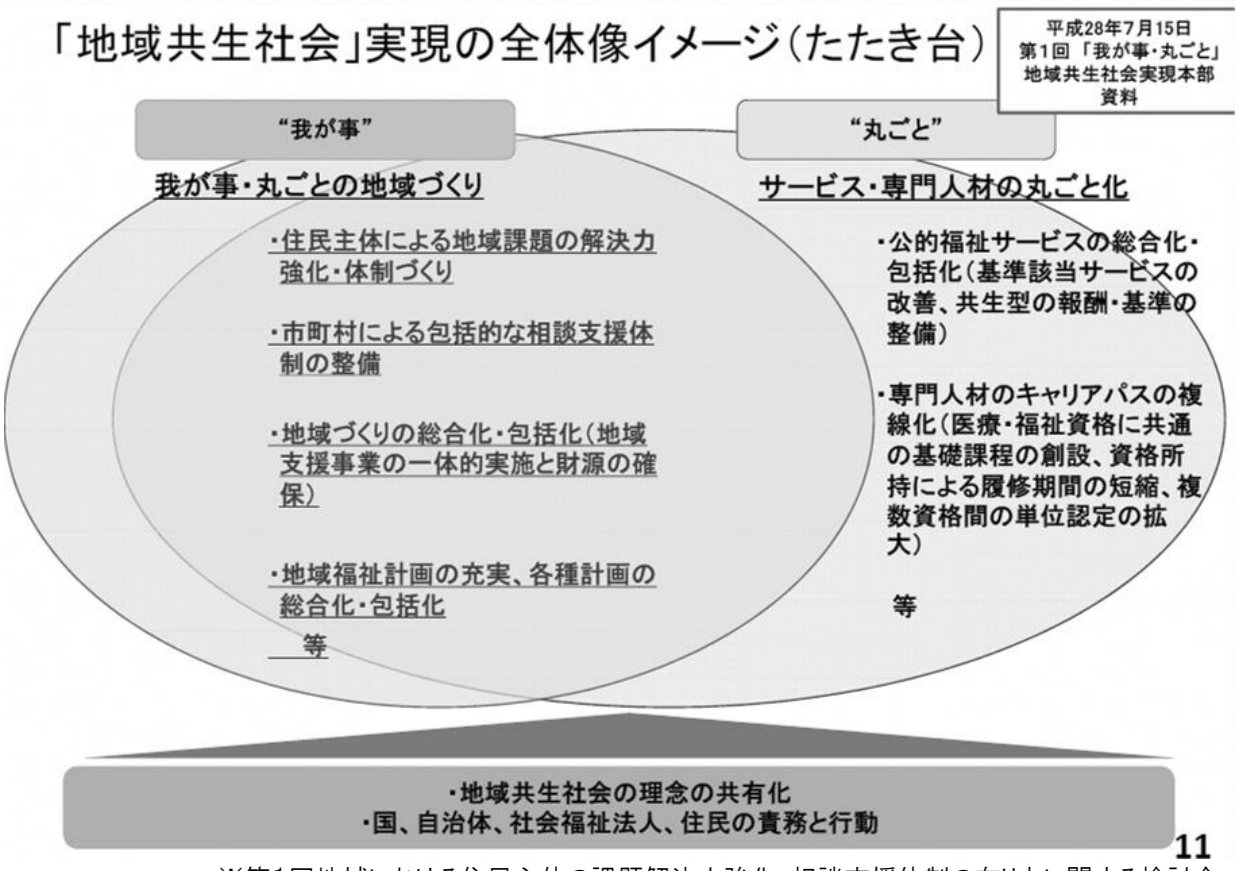

※第1回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会
(地域力強化検討会) 資料より

（３）地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の開催（平成 28 年～）

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の下に「地域力強化ワーキンググループ」「公的サービス改革ワーキンググループ」「専門人材ワーキンググループ」が置かれています。これらの事項について具体的に検討を行い、実現本部における議論に資するため、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」が開催されることとなりました。

本検討会は平成 28 年度に７回、平成 29 年度に３回開催されており、地域力強化検討会「最終とりまとめ」が９月に公表されました。

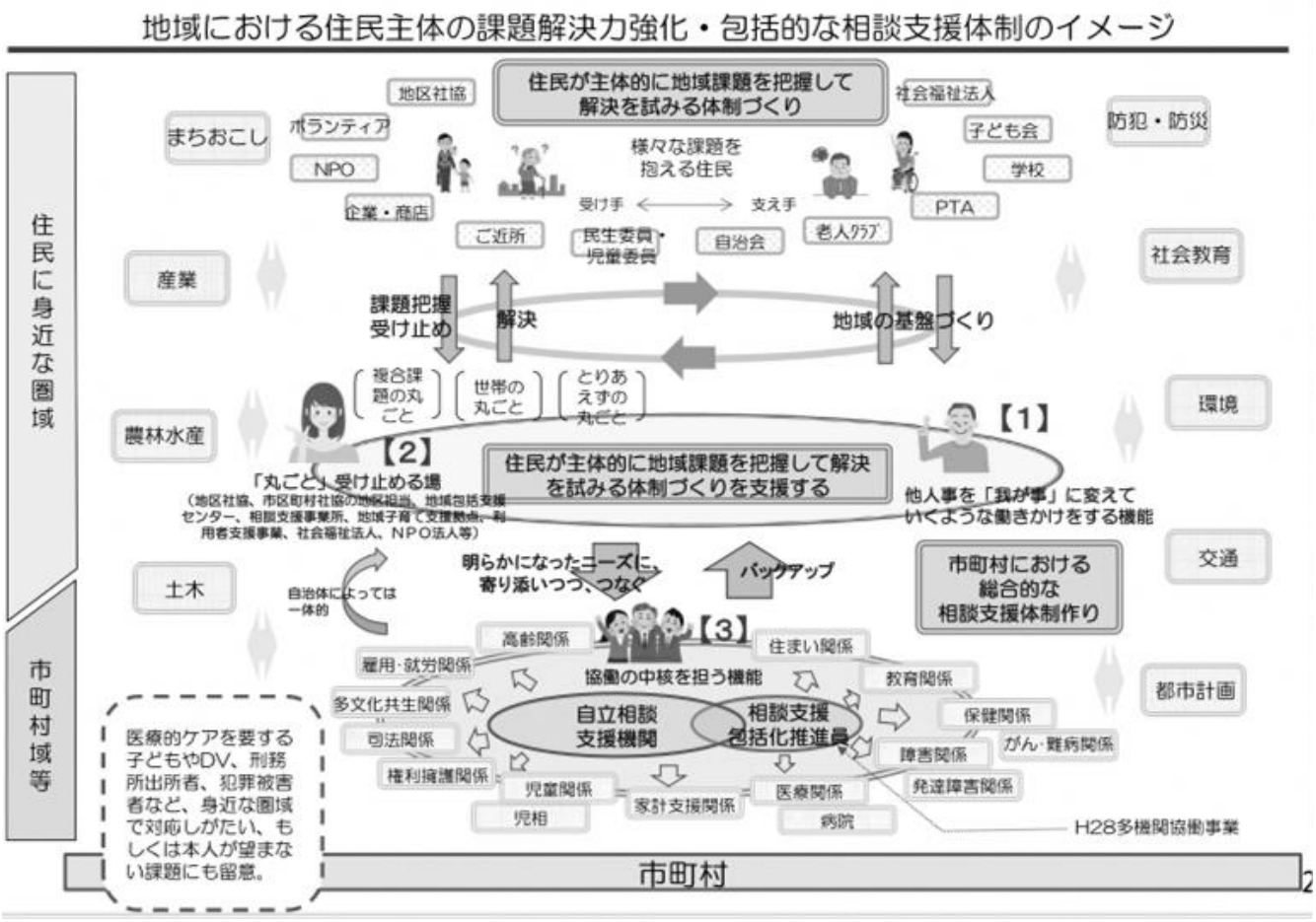

※地域力強化検討会中間とりまとめ

今回の計画に盛り込むべき事項

●計画策定への関係者の意見の反映

（４）「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法一部改正）（平成 29 年）

社会福祉法の一部改正では、**地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動する**ということが、地域福祉の理念として掲げられました。

社会福祉法（抄）
（地域福祉の推進）
第4条
2　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）
第 106 条の3　市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
三　生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）
第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

今回の計画に盛り込むべき事項

●「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備　　など

（５）地域福祉計画策定ガイドライン（平成 29 年）

平成 29 年 12 月に国から地域福祉計画策定ガイドラインが示され、計画策定の留意すべき事項や、盛り込む視点などが明らかになりました。

計画改定に当たって検討すべき事項

- ●共通して取り組む事項
- ●包括的支援体制の整備
- ●「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」等の同時策定

【新規】

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項　について

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。

各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例

ア　様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ　高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ　制度の狭間の課題への対応の在り方

エ　生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ　共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ　居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

キ　就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

ク　自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

コ　高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

サ　保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

シ　地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

ス　地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

セ　地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

ソ　地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

タ　全庁的な体制整備

【変更】

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

ア　福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
イ　支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
ウ　サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ　利用者の権利擁護 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
オ　避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア　地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
イ　住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・住民等の交流会、勉強会等の開催
ウ　地域福祉を推進する人材の養成 ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

【新規】

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

法文言	ガイドライン
一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業	ア「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）（1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。） (ア)　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 (イ)　地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 (ウ)　地域住民等に対する研修の実施
二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業	イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係） (ア)　地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 (イ)　地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 (ウ)　地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 (エ)　地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築
三　生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業	ウ　多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係） (ア)　支援関係機関によるチーム支援 (イ)　協働の中核を担う機能 (ウ)　支援に関する協議及び検討の場 (エ)　支援を必要とする者の早期把握 (オ)　地域住民等との連携

（６）厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年）

地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、社会福法人の地域における公益的な取組を、より幅広く柔軟に取り組めるよう、新たに**運用解釈に関する通知が発出**されました。これにより、平成 28 年通知は廃止となりました。

「地域における公益的な取組」の内容（要約抜粋）

（1）法第24 条第2 項に規定する要件
「地域における公益的な取組」は、法第24 条第2 項に規定するとおり、次の3つの要件の全てを満たすことが必要。
① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
③ 無料又は低額な料金で提供されること

（2）「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について
→原則として、社会福祉を目的とする取組を指すもの。ただし、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1 回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

（3）「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について
→原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指す。ただし、予防的な支援や間接的な支援を行う取組も含まれる。

（4）「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について
→原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指す。

計画改定に当たって検討すべき事項

●社会福祉法人との連携

（７）「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ（令和元年）

平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」で示された地域共生社会の理念は、福祉や社会保障、対人支援領域だけではなく、地方創生、街づくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など**幅広い政策領域にわたる**ものとなっています。

平成 29 年の社会福祉法一部改正では、附則として令和２年をめどとして包括的な支援体制を全国的に整備するための方策を検討することが示され、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化を図る取り組みのモデル事業が推進されてきました。

この最終とりまとめではこれらの流れを踏まえ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、**「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援**を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされました。

包括的な支援体制の構築に向けた事業の枠組み

① 断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

基本的な姿勢・理念

・ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
・ 本人・世帯を包括的に受け止め支えること
・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
・ 信頼関係を基盤として継続的に行われること

計画改定に当たって検討すべき事項

●「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の新たな事業

（８）「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布（令和２年）

令和２年 ６ 月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域福祉の推進は、**地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す**必要があることが明記されました。

また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

抜粋

一 包括的な支援体制の整備に関する事項
1 地域福祉の推進に関する事項
（一）地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと。（第4条第1項関係）
（二）国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないこと。（第6条第2項関係）
（三）国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないこと。（第6条第3項関係）

2 重層的支援体制整備事業に関する事項
（一）市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法（以下「各法」という。）に基づく事業を一体のものとして実施することにより、**地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができる**こと。（第 106 条の4関係）
（二）市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めること。（第 106 条の5関係）
（三）市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができること。（第 106 条の6関係）
（四）重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすること。（第 106 条の7関係）
（七）地域福祉計画の見直しに関する事項
イ 市町村地域福祉計画において、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努める**ものとすること。（第 107 条第1項関係）

計画改定に当たって検討すべき事項

●包括的な支援体制の整備

2　県の動向

（1）「第三次千葉県地域福祉支援計画（中間見直し版）（平成 31 年）

千葉県では、平成２７年度スタートの「第三次千葉県地域福祉支援計画」について、社会福祉法の改正や社会状況の変化を踏まえ、中間見直しを行いました。

理念	～「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して～
地域・市町村を支援するための施策	Ⅰ　互いに支え合う地域コミュニティの再生 Ⅱ　生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成 Ⅲ　医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化 Ⅳ　支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化
市町村の役割	○地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。 ○公的福祉サービスをマネジメント（管理）し、安定的に提供します。 ○対象者横断的な課題や、「制度の谷間」にある人への支援等に対応するため、総合的な相談支援体制の整備と複合的な課題の解決に対応したネットワークづくりに努めます。

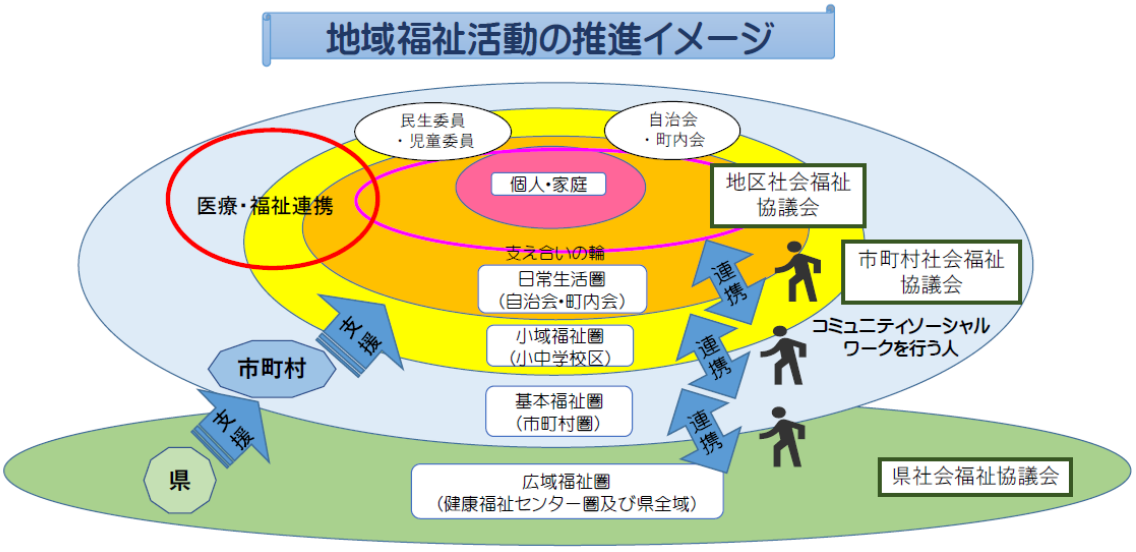

※ネットワークの構成員（機関）は地域の状況や課題等により異なります。

第３期鴨川市健康福祉推進計画策定スケジュール

令和2年度	8月			9月			10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月		
調査関係																								
各種動向把握			■	■	■																			
統計資料等の把握			■	■	■																			
他計画の把握			■	■	■																			
住民意識調査分析			■	■	■																			
庁内事業評価							■	■	■															
地域団体調査				■	■	■	■	■	■	■	■													
策定関係																								
課題の抽出										■	■	■												
骨子案の作成						■	■	■	■															
素案の作成										■	■	■	■	■	■	■								
パブリックコメント																	■	■	■					
校正																				■	■			
印刷・製本																						■	■	
納品																								●
会議																								
合同会議									1											2				
地域福祉推進会議					1				2				3							4				
健康づくり推進協議会					1				2				3							4				

国の流れ
目次案
アンケート報告
スケジュール

10/19(月)
総論部の検討
体系の検討

各論部の検討

パブリックコメント結果の報告

目次案（仮）

第1部　総論

第１章　計画の策定に当たって
- 第１節　計画の背景・趣旨
- 第２節　計画の位置付け
- 第３節　計画の期間
- 第４節　健康福祉に関する国・県の動向

第２章　鴨川市における健康福祉の現状及び課題
- 第１節　健康福祉の現状
- 第２節　健康福祉を取り巻く課題

第３章　健康福祉推進計画の基本的な考え方
- 第１節　計画のコンセプト
- 第２節　計画の方向性
- 第３節　共生・公共による健康福祉の推進
- 第４節　重点的取り組み
- 第５節　計画の推進体制

第1回合同会議及び第2回　健康づくり推進協議会　第2回　地域福祉推進会議　で検討

第2部　各論Ⅰ　健康増進計画（食育推進計画・自殺予防対策計画）

第１章　計画の基本的な考え方
- 第１節　健康づくりの基本的な考え方
- 第２節　健康づくりの基本理念
- 第３節　基本となる取り組みの方向・施策の体系
- 第４節　重点項目
- 第５節　第２期計画における数値目標の進捗状況

第２章　基本的施策の展開
- 第１節　ライフステージに応じた健康づくり
- 第２節　生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 第３節　栄養・食生活による健康増進（食育推進計画）
- 第４節　身体活動・運動による健康増進
- 第５節　休養・こころの健康づくり（自殺予防対策計画）
- 第６節　喫煙・飲酒対策の充実
- 第７節　歯と口腔の健康づくり
- 第８節　地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進

第3回　健康づくり推進協議会　で検討

第3部　各論Ⅱ　地域福祉計画

第１章　計画の基本的な考え方
- 第１節　地域福祉の基本的な考え方
- 第２節　地域福祉の基本理念
- 第３節　基本となる取り組みの方向・施策の体系
- 第４節　重点項目
- 第５節　第２期計画の進捗状況
- 第６節　社会福祉協議会との連携

第２章　基本的施策の展開
- 第１節　市民一人ひとりが主役の地域づくり
- 第２節　ふれあい、ささえあいのある地域づくり
- 第３節　いつまでも安心して暮らせる地域づくり
- 第４節　誰もが生活しやすい地域づくり

第3回　地域福祉推進会議　で検討